

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

< 学士課程 >

観点 5 - 1 - : 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到係る状況】

本学の教育課程は、学則(資料5-1--A)に定める編成方針に基づき、教養教育科目及び専門教育科目により編成し、主体的な課題探求能力や外国語運用能力の育成に力を注いでいる。初年次では少人数教育に重点を置き、教員との密接なコミュニケーションの下で、生きる力の養成と情報リテラシーを含んだ基礎的学習能力の涵養を目指している。教養教育は、各学部の専門分野を学ぶ上で共通する基礎的な能力を培うための基礎科目から構成(資料5-1--B)している。専門教育は、各学部の教育目的(前掲資料1-1--C,D)に沿って、各教育課程の特色(資料5-1--C)を活かすように授業科目を配置している。学士課程の教育課程は、教養教育科目と専門教育科目の配置が、バランスの取れた比率(資料5-1--D)で、互いに補い合いつつ4年(6年)の一貫教育を実施している。そのほか、工学部では、物質生命化学科が環境教育 ISO に、環境システム工学科、知能生産システム工学科、電気システム工学科の教育課程(平成 18 年度改組後は、マテリアル工学科、機械システム工学科、社会環境工学科、建築学科、情報電気電子工学科)が JABEE にそれぞれ認定され(資料5-1--E,F)、また、薬学部では、平成 13 年 9 月に環境 ISO14001 を認証取得し、環境教育及び環境に配慮した研究の推進と環境マネジメントシステムに基づく環境保全活動に取り組む(資料5-1--G)など、特色ある教育課程を編成している。

資料 5 - 1 - - A 教育課程の編成方針及び編成方法等

(教育課程の編成方針)

第 34 条 各学部は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、教養教育に関する授業科目及び必要に応じ他の学部が開設する授業科目を含めて体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 教養教育に関する授業は、全学協力の下に教養教育実施機構が行う。

(教育課程の編成方法等)

第 35 条 本学の教育課程は、基礎セミナー、情報科目、外国語科目、主題科目Ⅰ、主題科目Ⅱ、学際科目及び開放科目からなる教養教育並びに専門基礎科目及び専門科目からなる専門教育により編成する。

2 教養教育及び専門教育の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、これを各年次に適切に配当するものとする。

3 第 1 項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

出典：熊本大学学則(平成 21 年 4 月 1 日現在)から抜粋

資料5 - 1 - - B 教養教育を構成する科目群とその特徴

科目群	特 徴
基礎セミナー（必修）	大学教育を受けるために必要な思考力や表現力など、基礎的要素を培う。次の4区分がある。 (1)文献の読解を中心にすすめる授業 (2)言語表現を中心にすすめる授業 (3)種々の問題を調べ、報告と討論を中心にすすめる授業 (4)実験や実習をもとに、現象の定量化、データ解析、規則性の抽出などを中心にすすめる授業
情報科目（必修）	情報基礎A、情報基礎Bによって、大学生生活・研究活動や就職活動のため、また、社会で活動する基本要素として、「情報の収集・作成・加工・発信の基礎」を修得する。
外国語科目（必修外国語科目・自由選択外国語科目）	国際理解の深化と拡大のために、専門知識修得の基礎的段階として外国語を身につけるとともに、複眼的視点から国際社会を見る眼を養成する。また、コミュニケーションの手段として外国語の習得も目指す。
主題科目Ⅰ	複雑化する現代社会を理解するための基礎的知識を提示し、社会・文化・人間に関わるホットな話題に焦点を当てて議論を深める。学生は、自主的に、文系・理系いずれの領域からも広く授業テーマを選択して、現代社会の諸問題を見渡すことのできる基礎的な能力を身につける。
主題科目	学問の最前線や古典的な事柄など様々なテーマの授業が行われますが、いずれの授業も、それぞれの学問領域の方法や特徴、研究の歩みなどを、具体的な分析作業や資料読解を通して理解します。学生はここでの授業経験を活かして、自ら問題を発見し、それを深めていける能力を身につける。
学際科目	専門分野の高度な専門化・細分化が進むなかで、特定の主題について、ひとつの専門分野に偏らずに、様々な専門分野間の関連性といった観点から概観し、また、種々の専門分野の視点から多角的に考察して、ものごとを総合的に把握する能力を養う。
開放科目	本来学部の特設科目として開講されている科目のうち、内容が教養教育に相応しく、開講学部以外の学生が履修できる科目として特に指定されている科目。

出典：組織評価自己評価書等を基に作成

資料5 - 1 - - C 各学部等の専門教育の特徴

学部等名	特 徴
文学部	1年次に配当された専門基礎科目を通して基礎知識を修得した上で、2年次より4学科23種類の履修モデルに従って専門科目を履修していく。3年次からは、特殊講義や演習等の履修を通してさらに専門性を深め、4年次の卒業論文製作につなげていく体系的な教育課程が編成されている。
教育学部	1, 2年次で、幅広く教職科目を履修するとともに、副専攻として所属する学科等の基礎知識の修得を図る「概説」等を履修する。3, 4年次には、自己の興味や志望に最も合致した一つを選択し、卒論を書くための単位（研究室・ゼミ）に所属、専門性を深めていく。各学科とも、教員免許法に定める教育課程が構築されており、明確な理念と到達目標の設定により、各学科の履修モデルに沿った授業内容を履修することで、教育課程を体系的に学ぶことができる。
法学部	1, 2年次で共通専門科目を履修し、法的・政策的な専門的基礎知識と考え方を学び、3年次より法学コースと公共政策コースに分かれ専門性を深める。法学コースは法曹養成の基礎を修得するアドバンスト・リーガル・クラスと企業法務の基礎を修得するベーシック・リーガル・クラスからなる。各コースおよびクラスでは、それぞれの人材養成目標に沿ったプログラムが提供され、履修モデルに沿った授業内容を履修することで、教育課程を体系的に学ぶことができる。
理学部	1, 2年次で幅広く基礎知識を修得した上で、3年次より5分野の教育プログラムの中から自己の興味や希望に最も合致した一つを選択し、専門性を深めていく。各教育プログラムでは明確な理念と到達目標を設定し、各プログラムの履修モデルに沿った授業内容を履修することで、教育課程を体系的に学ぶことができる。
医学部医学科	1, 2年次では、教養教育と専門教育を統合型カリキュラムを導入し、解剖学や生化学などの基本となる基礎医学教育は1年次から開始している。3年次までに基礎医学科目の講義を終了し、3年次後期から臨床医学の講義が開講される。4年次にはPBL方式のテュートリアル教育や基礎演習（基礎分野配属）などの少人数教育を充実させ、基礎学力不足学生への指導を行うとともに、5年次以降の臨床実習を主体とする臨床教育に必要な基礎学力を修得させている。すべての専門教育は医学教育モデルコアカリキュラムに沿って実施されており、4年次の全国共通の共用試験（CBTおよびOSCE）ならびに6年次に実施される医師国家試験に対応した体系的なカリキュラム編成を行っている。
医学部保健学科	1, 2年次で教養教育科目と専門科目の統合性を図り、教養教育科目の一部が専門基礎科目の一部として認識されるよう教養教育実施機構に対する働きかけを行っており、また3, 4年次の専門科目においては各専攻の教育目標に沿った授業展開や教育課程の編成を常に見直し、検討し続けている。
薬学部	「薬学科」の専門教育は、「薬学教育モデルコアカリキュラム」に準拠していること、医学系教員の協力の下、5年次に「医学部学生と共にポリクリを行う実習カリキュラム」を導入することなどを特徴とする。一方、「創薬・生命薬科学科」の専門教育は、発生医学研究所及び生命資源研究・支援センター動物資源開発研究部門の教員も参画して、選択科目を大幅に増加して学生の自主性を尊重したカリキュラムであること、履修科目に応じて2種類の学位：学士（創薬科学）、学士（生命薬科学）のうちのいずれかの学位を授与されること、研究室への早期配属（3年次前期）などを特徴とする。
工学部	各教育プログラムでは明確な理念と到達目標を設定し、授業科目を教育プログラムの基礎となる数個の分野に体系づけて開講し、各分野の履修モデルに沿った授業内容を履修することで、教育課程を体系的に学ぶことができる。また、各教育プログラムでは、低学年に基礎科目を配し、基礎知識を修得した後、高学年に配置された専門科目や応用科目にて高度な内容を選択的に学び、専門性と応用力を高めていく。

出典：各学部等調査資料を基に作成

資料5 - 1 - - D 教養教育科目と専門科目の最低修得単位配分（平成 20 年度）

学部等名		教養教育	専門教育	自由選択科目	総単位数	教養教育の割合
文学部	総合人間学科	40	84		124	32%
	歴史学科	40	84		124	32%
	文学科	40	84		124	32%
	コミュニケーション情報学科	40	84		124	32%
教育学部	小学校教員養成課程	34	81	10	125	27%
	中学校教員養成課程	34	81	10	125	27%
	特別支援学校教員養成課程	34	89	2	125	27%
	養護教諭養成課程	34	82	9	125	27%
	地域共生社会課程	34	75	16	125	27%
	生涯学習福祉課程	34	81	10	125	27%
法学部		36	91		127	28%
理学部		34	90		124	27%
医学部医学科		34	182.5		216.5	16%
医学部保健学科	看護学専攻	34	90		124	27%
	放射線技術科学専攻	34	90		124	27%
	検査技術科学専攻	34	90		124	27%
薬学部	薬学科	34	165		199	17%
	創薬・生命薬科学科	34	90		124	27%
工学部	物質生命科学科	34	92		126	27%
	マテリアル工学科	34	91		125	27%
	機械システム工学科	34	91		125	27%
	社会環境工学科	34	90		124	27%
	建築学科	34	90		124	27%
	情報電気電子工学科	34	96		130	26%
	数理工学科	34	90		124	27%

出典：各学部等学生便覧（平成 20 年度）から抜粋

資料5 - 1 - - E 平成 18 年度改組前の工学部 5 学科における環境教育 ISO と JABEE の認定

旧学科	環境教育 ISO と JABEE（部門）	認定年度	要更新年度
環境システム工学科	JABEE（土木環境工学プログラム）	平成 14 年度	平成 19 年度
	JABEE（建築学）	平成 16 年度	平成 18 年度
知能生産システム工学科	JABEE（マテリアルコース）	平成 16 年度	平成 21 年度
	JABEE（機械コース）	平成 14 年度	平成 19 年度
電気システム工学科	JABEE（電気・電子・情報通信）	平成 14 年度	平成 19 年度
数理情報システム工学科	-	-	-
物質生命化学科	環境教育 ISO	平成 15 年度	平成 20 年度

出典：工学部教授会資料等を基に作成

資料5 - 1 - - F 平成 18 年度改組後の工学部の新学科における環境教育 ISO と JABEE の認定

新学科	環境教育 ISO と JABEE（部門）	認定期間	次回受審年度
物質生命化学科	環境教育 ISO	平成 20 年度まで	平成 21 年度
マテリアル工学科	JABEE（マテリアルコース）	平成 20 年度まで	平成 21 年度
機械システム工学科	JABEE（機械コース）	平成 23 年度まで	平成 24 年度
社会環境工学科	JABEE（土木環境工学プログラム）	平成 20 年度まで	平成 21 年度
建築学科	JABEE（建築学）	平成 20 年度まで	平成 21 年度
情報電気電子工学科	JABEE（電気・電子・情報通信）	平成 20 年度まで	平成 21 年度
数理工学科	-	-	-

出典：工学部教授会資料等を基に作成

資料 5 - 1 - - G 薬学部の ISO14001 の導入について (<http://www.pharm.kumamoto-u.ac.jp/iso/index.html>)

活動の目的（環境目的） ・環境保全活動を実施できる人材の育成 ・環境目標 学生に対し、環境保全に関する教育を実施する。 毒物・劇物を適切に取り扱う。 環境関連法規を遵守する。 留学生を積極的に受け入れる。 在学生および卒業生に対し、薬学に関する最新の情報を提供する。 国内外の研究者と積極的に交流および共同研究を行う。 国内外の学会に積極的に参加する。 研究成果を積極的に公表する。 ・維持管理目標 省エネルギーを励行する。 廃棄物を適切に分別・処理する。 構内清掃・構外清掃を月1回以上実施する。
--



出典：薬学部ホームページから抜粋

【分析結果とその根拠理由】

学士課程における教育課程は、学則に定める編成方針に基づき、それぞれの科目区分に属する各授業科目が効果的な連携を図りながら適切に配置されるように編成している。教養教育においては、要諦の部分に多くの必修科目を配置している。専門教育においては、各学部・学科等の教育目的に沿って、バランスと体系性の確保に留意しながら科目を配置している。そのほか、工学教育では、全国に先駆けて国際水準のJABEE等の認定を受け、薬学部及び工学部の一部の学科では、環境ISO14001を認証取得するなど、特色ある教育課程を編成している。

以上のことから、教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

観点 5 - 1 - : 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、學術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

学生のニーズ、社会からの要請等は、授業改善のためのアンケート（前掲資料 3 - 2 - - D, E）、学生代表との懇談会（後掲資料 7 - 1 - - A）、学生相談窓口、就職先企業等へのアンケート（後掲資料 6 - 1 - - A ~ C）や各種イベント等により把握に努めており、把握したニーズは、学生が自己の職業適性や将来について考える機会となるインターンシップを充実させるなど、教育課程の編成等に役立てている（資料 5 - 1 - - A ~ C）。各学部の授業担当者は、研究活動を通じて教育目的の実現に必要な知見の水準を確保し、研究成果を授業目的にふさわしい形で授業に反映させている（資料 5 - 1 - - D）。

資料 5 - 1 - - A 主要科目における学生からの多様なニーズに対する取組状況

学部等名	取組状況
文学部	それぞれの担当授業で実施しているリアクション・ペーパーの内容や、学生による授業アンケートの結果から学生のニーズを把握し、それに応じて教員・学生の双方向的な授業の実践や、視聴覚機器の活用などを通じて、分かりやすい授業の実現に取り組んでいる。また、プレゼンテーション能力の向上を図るために、2005 年度のカリキュラム改革によって 3 年次対象の「総合演習」を開設したが、この「総合演習」を含む新カリキュラムに関する学生アンケートを 2008 年度中（2009 年 2 月）に実施し、教務委員会が結果の集計を行った。結果の分析については今年度の教務委員会が担当し、今秋までに報告書を作成したうえで、カリキュラム改革の準備を進める予定である。
教育学部	学生の多様なニーズについては、学期毎に実施する「授業改善に関するアンケート」を活用し、各学科とも「わかりやすい授業作り」に努めている。研究成果の反映、學術の発展動向については、「不登校」等の専門的研究を授業に活用するなど、最先端の研究を反映した授業内容になっている。社会からの要請等への配慮では、「不登校の児童」を対象とするユアフレンド事業、公民館等で子ども関係の事業に取り組むフレンドシップ事業などを「教職に関する専門科目」として単位化するなど、教育課程の編成に配慮した改善を行っている。
法学部	進路選択についての学生の関心の高さや社会からの要請等を念頭に置き、2 年次生が必ず受講する科目として「職業選択と自己実現」を開講している。個々の科目については、授業の内容や規模に応じた対応がなされ、「債権総論」では、WebCT を活用して学生の学習ニーズに応え、判決資料の事前提供や復習チェック、「掲示板」による質疑応答の共有化と蓄積などの取組がなされている。
理学部	教育プログラムで学生の多様なニーズに応える教育課程を提供している。例えば、本学部の全ての学生が履修する基盤科目では、理学の基本を幅広く身に付けさせるため、授業改善アンケートなどで寄せられた意見を参考に、視聴覚機器の使用、小テストによる理解度の確認、高校での理科の履修・未履修科目に対応したクラス編成、演習を通しての学生・教員との双方向教育などの新たな取り組みや改善を行っている。
医学部医学科	学生のニーズを取り入れながら、医師となるための基本的な医学知識を修得させるため、医学教育モデルコアカリキュラムに沿った教育を実施するとともに、PBL や少人数教育に対応した早期社会体験学習、基礎演習、チュートリアル教育、臨床実習等の多様なカリキュラムを導入している。授業内容については、各医学領域の進歩に対応して毎年更新がなされている。地域医療の充実という社会からの要請に対して、平成 21 年度からの学生定員の増員とともに地域医療教育の充実を企画している。
医学部保健学科	豊かな知識や洞察力をもった学生の育成のみではなく、学生の「国家試験受験資格への対応も検討してほしい」とのニーズに基づき、高度専門職業人のための基礎となる専門基礎ならびに専門科目において少人数グループ制による実習、実験、演習の展開にこそが、模試受験などを促進している。さらに学生と教員の双方向性の学習へのニーズに応えるため、少人数による学習支援体制の強化、講義における学生からの質問時間の設定ならびにオフィスアワーの設置促進などの検討を行っている。
薬学部	薬学科では高度専門薬剤師の養成というニーズを踏まえて、モデルコアカリキュラムを基本として 1 年次から医療倫理学、病態生理解剖学、解剖生理学概論などの充実を図り、薬剤師に不可欠な基礎医学や倫理観を養成する。早期体験実習や少人数における討論型学習の充実、4 年次からの特別実習で問題解決能力や研究遂行能力を養成する。さらに 5 年次には医学部附属病院の各診療科において、医学部学生と共にボリクリを行う独自の実務実習により、臨床の実践力を修得する。創薬・生命薬科学科では、研究者育成というニーズに応えるために、2 年次に実験動物学・生殖工学実習等の技術基盤となる実習を配置した他、各研究室が特徴ある演習科目を開講した。また、学生が自分の方向を見定める支援として積極的な研究紹介を行い、3 年次からの早期研究室配属により、各人の志向に添った個別化指導で研究能力を最大に伸ばしている。
工学部	社会的ニーズに応えるため、工学部は平成 18 年度に学科科目制の 7 学科に改組した。また、各学科は、教養教育科目と専門教育科目の統合的配置、第三者機関の基準を上回る教育プログラム編成、学習内容が段階的に深化する専門教育の体系的授業配置、ものづくり教育や情報リテラシーと国際対話力の育成に向けた授業科目の配置など、社会の多様なニーズに応える教育プログラムを実践してきた。これらの活動は、学生による「授業改善のためのアンケート調査」と「卒業生や学外者（就職先）等へ教育に関する調査」で毎年分析し、その調査結果を教育内容や教育方法の検討に利用している。教育内容や教育方法の取り組みは、日本技術教育認定機構：JABEE や環境教育 ISO など第三者機関の教育プログラム認定を受けその教育内容の質の高さが保証された。また、これらの取り組みが評価され、工学部は平成 18 年度の日本工学教育協会賞（業績賞）を受賞した。学生の要望を取り入れた例として、情報電気電子工学科では、電気回路演習第二（必修）について、問題解説をじっくりやってほしいという学生の要望から、授業の半分以上を解説におき、演習時間を短くしつつも宿題を多めに課すことにした。これによって、十分な演習量をこなすことができるようになり、成果を挙げている。

出典：各学部等調査資料に基づき作成

資料5 - 1 - - B 学生からのニーズ，社会からの要請等に応じた教育課程の編成

学部等名	教育課程の編成状況
文学部	編入学 インターンシップ実施
教育学部	九州地区 8 大学教員養成大学・学部との単位互換，放送大学との単位互換制度
法学部	熊本県内 3 大学との単位互換制度，放送大学との単位互換制度 編入学 インターンシップ実施 寄附講座・寄附講義
理学部	編入学 インターンシップ実施
医学部医学科	体験型学習の充実，医療倫理教育の充実，医療情報教育の充実
医学保健学科	編入学 情報教育の充実，実験・実習科目の充実
薬学部	放送大学との単位互換制度 早期体験学習の充実，技術基礎となる実習の早期配置
工学部	放送大学との単位互換制度 編入学 インターンシップ実施
教養教育	放送大学との単位互換制度，英語検定試験（TOEFL，TOEIC）の成果に基づく単位認定制度 寄附講座・寄附講義

注：教育課程の編成状況については，他学部との連携，編入学，インターンシップ実施，
寄附講座・寄附講義，その他の取組で分類する。

出典：熊本大学学務情報システム（SOSEKI）及び各学部調査資料等を基に作成

資料5 - 1 - - C 学士課程におけるインターンシップ（選択，2単位）の単位修得者数の推移

学部名	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
文学部	-	-	-	12	19
法学部	81	81	74	89	72
理学部	14	12	13	21	9
工学部	403	406	362	389	331
計	498	499	449	511	431

注：理学部は平成 18 年度まで「学外特別実習」

出典：熊本大学学務情報システム（SOSEKI）を基に作成。

資料5 - 1 - - D 教員の教育内容と研究活動との関連（抜粋）

学部等名・職名・教員名	担当授業科目	主な研究活動・主な業績等
文学部 文学部 教授 小松 裕	文化史概説	「いのち」の観点からの日本近代史の見直し 全集日本の歴史第14巻『いのち』と帝国日本』（小学館）
教育学部 教育学部 教授 古賀 倫嗣	社会学概説	地域社会と家庭，学校の連携・協働システムの研究 「幼・保・小連携の現状と課題」（『生活体験学習研究』第9号，日本生活体験学習学会，2009年）
法学部 法学部 准教授 大日方 信春	憲法（基本的人権）	著作権の憲法理論 「著作権をみる憲法学の視点について」『熊本法学』114号（2008）1頁～36頁
理学部 自然科学研究科 教授 谷 時雄	分子生物学	RNAレベルでの遺伝子発現調節機構，メッセンジャーRNA(mRNA)のスプライシング，核から細胞質へのmRNA輸送の分子機構 Dss1 associating with the proteasome functions in selective nuclear mRNA export in yeast Biochem. Biophys. Res. Commun., 365, 664-671(2007).
医学部医学科 医学薬学研究部 教授 竹屋 元裕	病理学	種々の病態におけるマクロファージの役割解明 Tsujita K, Kaikita K, Hayasaki T, Honda T, Kobayashi H, Sakashita N, Suzuki H, Kodama T, Ogawa H, Takeya M. Targeted Deletion of Class A Macrophage Scavenger Receptor Increases the Risk of Cardiac Rupture After Experimental Myocardial Infarction. Circulation 115(14):1904-1911, 2007
医学部保健学科 医学部 教授 宇佐美 しおり	精神臨床看護学	重度の統合失調症，気分障害，不安障害患者の地域生活支援と精神看護専門看護師の役割に関する研究 The Method which mediate post traumatic stress response under disaster and critical incident through the group therapy, PRRC, iadp, p32, 2008
薬学部 医学薬学研究部 教授 香月 博志	薬理学	脳神経疾患の新たな治療薬ターゲットに関する研究 Fujimoto S, Katsuki H, Ohnishi M, Takagi M, Kume T, Akaike A. Plasminogen potentiates thrombin cytotoxicity and contributes to pathology of intracerebral hemorrhage in rats. J Cereb Blood Flow Metab. 28:506-515, 2008.
工学部 自然科学研究科 教授 村山 伸樹	プログラミング方法論	人間医工学 R. Neshige, N. Murayama, T. Igasaki et al.: Communication aid device utilizing event-related potentials for patients with severe motor impairment, Brain Res., Vol.1141, pp.218-227, 2007.

出典：各学部等調査資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

学生の多様なニーズ，学術の発展動向，社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮して，他大学との連携，編入学制度の導入，インターンシップの実施及び各学部・学科独自の取組を行っている。授業担当者は，研究活動を通じて教育目的の実現に必要な知見の水準を確保し，研究成果を授業目的にふさわしい形で授業に反映させている。

以上のことから，教育課程の編成又は授業科目の内容において，学生の多様なニーズ，研究成果の反映，学術の発展動向，社会からの要請等に配慮していると判断する。

観点 5 - 1 - : 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

履修方法、単位の計算・認定方法等は、学則（資料 5 - 1 - - A）、学部規則（資料 5 - 1 - - B）及び教養教育履修規則（資料 5 - 1 - - C）等に明示している。教養教育では、「教養教育の履修について」（資料 5 - 1 - - D）に基づき、時間割に指定された科目以外は原則履修できないシステムを採用するなど、実質上の CAP 制度を導入している。専門教育においても、法学部、工学部は履修単位の上限を設定（CAP 制度）（資料 5 - 1 - - E）している。法学部においては、GPA（Grade Point Average）（資料 5 - 1 - - F）による評価も取り入れている。シラバス（後掲資料 5 - 2 - - B）には、学習目標、授業計画、評価方法・基準等を明示しているほか、自主学習につながるレポート・課題等の情報を明示している。また、各学部等に自習室（後掲資料 7 - 2 - - A, B）を設置しているほか、カンファレンス室や共同研究室を開放し、授業時間外の主体的な学習を可能とするなど、自主学習を促進するための環境を整備している。そのほか、全学部での CALL による英語の自主学習、WebCT を活用した e ラーニングによる自主学習を可能にするなど、学習環境を整備している。

資料 5 - 1 - - A 履修方法及び単位の計算方法等

（履修方法） 第 36 条 各学部の学生は、当該学部所定の教育課程を履修しなければならない。 2 教育課程の授業科目、単位及び履修方法は、熊本大学教養教育履修規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）及び学部規則の定めるところによる。 （履修科目の登録の上限） 第 37 条 学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。 2 学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。 （授業の聴講等） 第 38 条 授業の聴講等は、所定の手続を経なければならない。 2 他の学部の授業の聴講等には、特に規定する場合を除き、所属学部長及び当該学部長の承認を受けなければならない。 （単位の計算方法） 第 39 条 授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準によるものとする。 (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。 (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。 2 学部が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組合せに応じ、前項各号に規定する基準を考慮して学部が定める時間の授業をもって 1 単位とする。 3 前 2 項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
--

出典：熊本大学学則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料5 - 1 - - B 例示：履修方法及び単位の計算方法等（文学部）

(履修) 第3条 本学部学生(以下「学生」という。)は、教養教育及び専門教育の授業科目を履修しなければならない。 (教養教育の授業科目の履修方法) 第4条 教養教育の授業科目の履修については、熊本大学教養教育履修規則（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。 (2年次以降における専門科目の履修) 第5条 学生は教養教育の授業科目を16単位以上(必修外国語科目4単位以上を含む。)修得していなければ、第2年次以降開講の専門教育科目を履修することができない。 (第4年次への進級要件) 第5条の2 学生は、第3年次終了までに教養教育の授業科目を32単位以上及び専門教育の授業科目を44単位以上修得していなければ、第4年次へ進級することができない。この場合において、単位を修得した専門教育の授業科目には、情報処理A、文章作成演習Ⅰ、文章作成演習Ⅱ及び総合演習Ⅰの授業科目が6単位以上含まれていなければならない。 (授業科目、単位及び履修方法) 第6条 授業は、講義、講読、演習及び実習とし、授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。 2 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分け、履修方法については別に定める。 3 各年次に開講する授業科目、授業時間、単位及び授業担当教員は、学年の始めに公示する。ただし、臨時に開講する科目については、この限りでない。 (単位の計算方法) 第7条 授業科目の単位の計算方法は、学則第39条の規定により、次のとおりとする。 (1) 講義、講読及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。 (2) 実習については、30時間の授業をもって1単位とする。 (他の学部における授業科目の履修等) 第8条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。 2 前項の授業科目を履修しようとする者は、所定の履修届を本学部の学部長に提出し、その承認を受けなければならない。 3 第1項の規定により修得した単位は、12単位を超えない範囲で本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 (履修科目の届出及び受理) 第9条 学生は、履修しようとする授業科目を、所定の期日までに届け出なければならない。ただし、科目によって届出を受理しないことがある。	
--	--

出典：熊本大学文学部規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料5 - 1 - - C 教養教育における履修方法及び単位の計算方法等

(授業科目及び単位) 第3条 教養教育は、基礎セミナー、情報科目、外国語科目、主題科目Ⅰ、主題科目Ⅱ、学際科目及び開放科目により構成する。 2 教養教育の授業科目及び単位は、別表第1のとおりとする。 3 前項の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に区分する。 第4条 専門教育の授業科目のうち、機構が指定した授業科目を教養教育の開放科目として履修することができる。 (履修方法) 第5条 学生は、その所属学部に応じ、別表第2に定めるところにより履修しなければならない。 (履修科目の登録の上限) 第6条 1年次の学生が、外国語科目のうち自由選択外国語科目、主題科目Ⅰ、主題科目Ⅱ、学際科目及び開放科目を履修するに当たり履修科目として登録することができる単位数は、前学期は9単位(文学部にあっては11単位)、後学期は前学期に修得した単位を含め18単位(文学部にあっては20単位)までとする。 (単位の計算方法) 第7条 教養教育の授業科目の単位の計算方法は、学則第39条の規定に基づき、次に掲げるとおりとする。 (1) 基礎セミナー並びに主題科目Ⅰ及び主題科目Ⅱ(次号に規定する科目を除く。)並びに学際科目については、15時間の授業をもって1単位とする。 (2) 情報科目及び外国語科目並びに主題科目Ⅰ及び主題科目Ⅱのうち実験による授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。	
---	--

出典：熊本大学教養教育履修規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料5 - 1 - - D 教養教育の履修について (<http://www.ge.kumamoto-u.ac.jp/kikou/student/gaiyou.html>)

1. 学期と開講年次

熊本大学における教育カリキュラムは、学期制を採用しています。すなわち、1学年は前学期と後学期の2期に分かれ、それぞれの期間は下記のようになっています。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

教養教育の授業科目は1・2・3年次にわたって開講されますが、そのうち「基礎セミナー」と「情報科目」を除いた科目については、それ以降の在学期間でも履修できます。

2. 授業科目と単位の数え方

授業は原則として1コマ90分で行われ、これが1学期（半年間）続くことになります。

授業の形態には、講義、演習、実験、実習および実技があります。

教養教育の授業は、原則として学期ごとに開講されます。ただし、1年次の必修の初修外国語科目（ドイツ語・フランス語・中国語）は、年間を通して行われます（通年制）。

なお、実験・実習の中には、2コマ通して履修するものもあります。教養教育として開講されている授業科目を、所定の手続きを経て受講し、定期試験に合格すれば、所定の「単位」が認定されます。その内容を具体的に説明すると以下のようになります。

(1) 情報科目を除く科目（実験・実習は除く）については、1コマを1学期（半年間）履修して2単位となる。

(2) 情報科目（情報基礎A及び同B）は、1コマを1学期（半年間）履修して1単位となる。

(3) 主教科目のうち実験・実習は、1コマを1学期（半年間）履修して1単位となり、2コマ続きで受講するようになっている場合は2単位となる。

(4) 外国語科目については、

a. 必修外国語科目

・既修外国語（英語）は、1年次・2年次とも1コマを1学期（半年間）履修して1単位となる。

・初修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）は、1年次は1コマを通年にわたって履修して2単位となり、2年次では1コマを1学期（半年間）履修して1単位となる。

b. 自由選択外国語科目

・1年次・2年次とも、すべて1コマを1学期（半年間）履修して1単位となる。

なお、教養教育における授業科目と単位については、熊本大学教養教育履修規則第3条第2項の別表第1に示されていますので、各自で授業科目の単位数の計算に利用してください。

3. 一部の科目における履修登録単位数の制限

教養教育の卒業要件を満たすことを考えて、1つの学期に多くの主題科目や学際科目を履修しようとすることは好ましくありません。そのため、熊本大学の教養教育では、「主題科目1・主題科目・自由選択外国語科目・学際科目・開放科目のなかから20単位以上（文学部の学生は24単位以上、工学部の学生は22単位以上）」という自由選択的な履修枠については、以下のよう履修登録の制限を定めています（部分的CAP制）。

1年次前学期：9単位（文学部は11単位）を上限として履修登録が可能

1年次後学期：前学期に修得した単位を含めて、18単位（文学部は20単位）を上限として履修登録が可能

2年次以降：履修登録制限なし

部分的CAP制によって選択科目は1年次終了時点において最大でも18単位（文学部は20単位）までしか履修できません。従って、残りの2単位（文学部と工学部は4単位）については、必ず2年次以降履修することになります。履修する科目を精選して、その講義、演習、実験および実習の内容の理解や技能の修得にじっくり取り組んでください。また、空いた時間を有効に使い、予習や復習の時間にあてるようにしてください。

なお、法学部と工学部では、以上に述べた全学共通の部分的履修登録制限とは別に、それぞれの学部が定めた履修登録制限制度も同時に適用されます。それらについては、各学部の規則や指導に従ってください。

4. 授業科目区分と卒業要件単位数

教養教育の科目区分にもとづき、各自の所属学部で定められた教養教育の単位数を取得しなければなりません。

卒業に必要な教養教育の科目の単位数は、以下の表のとおりです。

	文学部	教育学部	法学部	理学部	医学部	薬学部	工学部
基礎セミナー	2	2	2	2	2	2	2
情報科目	2	2	2	2	2	2	2
必修外国語科目	12	10	12	10	10	10	8
自由選択外国語科目							
主題科目							
主題科目	24	20	20	20	20	20	22
学際科目							
開放科目							
計	40	34	36	34	34	34	34

（備考）主題科目1及び主題科目については、それぞれ4単位以上を必ず履修しなければならない。

5. 単位の認定

受講した授業科目については、所定の手続きを経て単位が認定されます。決められた手続きを守ってください。

(1) 通年科目と前学期開講科目は前学期のはじめに所定の履修登録をし、後学期開講科目は後学期のはじめに履修登録をしなければならない。

(2) 出席時数がその科目の全授業時数の3分の2以上なければ、履修したとはみなされません。

(3) 学期末の定期試験に合格しなければなりません。

(4) 定期試験以外に、臨時の試験や宿題が課せられることもあり、それらの成績、学習態度および出席率などが定期試験の成績とともに評価されて単位が認定されます。

(5) 成績は、前学期分は9月上旬から、後学期分は3月上旬から（4年次生のみ2月下旬から）判明します。成績の確認は、各学部等のパソコンから熊本大学学務情報システム「SOSEKI」にアクセスして学生が各自で行います。特に前学期における単位取得状況によって、後学期の受講科目を決める必要がありますので、前学期の成績を確認したうえで、その後の手続きを行います。なお、成績は、秀、優、良、可は合格、不可は不合格です。この基準は100点満点として、秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下）となります。

6. 外部試験による外国語科目（英語・フランス語・日本語）の単位認定

学外で実施される英語・フランス語・日本語の技能認定試験等において、所定の成果を挙げていると判断された場合、本人の希望があれば、熊本大学における教養教育の必修外国語科目の単位として認定される場合があります。

英語・・・全学生を対象として、実用英語技能検定（英検）、TOEFL、TOEICにおける成果が、成績結果に応じて、6単位を上限として必修外国語科目（英語）の単位として認定されます。

フランス語・・・法学部、理学部、薬学部の学生のみを対象として、実用フランス語技能検定試験（仏検）における成果が、

6単位を上限として必修外国語科目（フランス語）の単位として認定されます。 日本語・・・外国人留学生のみを対象として、財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験の成果が、成績結果に応じて、必修外国語科目（日本語）の単位として認定されることがあります。 いずれの場合も、認定基準、認定科目、認定単位数、および申請方法などについては、別冊「教養教育授業計画書・外国語編」を参照したうえで、教務課教養教育担当に問い合わせてください。	
7．放送大学開講科目の単位認定	熊本大学は、放送大学と提携して、放送大学の開講科目の一部を学内で受講できる体制をとっています。受講方法や受講可能科目については毎年学年はじめに掲示します。 放送大学から単位認定を受けた科目については、6単位を上限として熊本大学における教養教育の開放科目の単位として認定されます。こちらは教務課教養教育担当を窓口としていますので、問い合わせてください。
8．他の大学等における既修得単位の認定	大学または短期大学を卒業または中途退学し、本学に入学した学生については、当該大学または短期大学における教養教育の単位の一部が、熊本大学における教養教育の単位として認定されることがあります。認定の基準や申請などについては、教養教育担当を窓口としていますので、問い合わせてください。
9．外国の大学における修得単位の認定、および継続履修	本学在学中に外国の大学で修得した単位の一部は、熊本大学における教養教育あるいは専門教育の科目の単位に認定されることがあります。教養教育の科目に該当する場合でも専門教育科目と同様、所属学部/部の教務担当に申し出てください。 なお、熊本大学在学中に留学を許可された学生は、事前に所属学部/部の教務担当に届け出て、履修指導を受けるようにしてください。また、留学によって中断された科目については、帰国後、継続履修が許可されることがありますので、事前に所属学部/部の教務担当に申し出てください。
10．短期留学による英語科目の単位認定	短期間（夏期休暇等を利用した1～2ヵ月程度）、海外の大学及びそれに準じる機関において、所定の時間以上の語学教育プログラム（研究）を受講し修了した学生については、教養教育の必修外国語科目（英語）の単位の一部に認定される場合があります。認定基準、認定単位、及び申請方法などについては、「教養教育授業計画書・外国語編」を参照したうえで教養教育担当に問い合わせてください。

出典：教養教育実施機構ホームページ等を基に作成

資料5 - 1 - - E 専門教育における CAP 制度

学部	学部規則等						
法学部	（履修科目の登録の上限） 第6条 学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、各年次の学期ごとに23単位とする。 2 前項の規定にかかわらず、教育職員免許状取得のための教職に関する科目及び学芸員の資格取得のための授業科目については、前項の単位数に算入しないものとする。 3 再履修科目の単位数は、再履修を行う学期の単位数に算入する。 4 学生が別に定める基準により、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められる場合は、教授会の議に基づき、第1項に定める単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる。 5 前項に定めるもののほか、第1項に定める単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる特別な事情があると認められる学生については、教授会の議に基づき、これを許可することがある。						
	（履修科目の登録の上限） 第5条 規則第6条の規定に基づく各年次の履修科目の登録の上限は、次のとおりとする。ただし、別表のCAP除外科目については登録上限の対象外とする。						
		1年次	2年次	3年次	4年次		
	履修上限単位	40単位	41単位	40単位	46単位		
	2 通年科目の単位数は、前後期に均等分割して算入する。						
工学部	（履修科目の登録の上限） 第8条 学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、別表第1の2のとおりとする。ただし、教育職員免許状取得のための教職に関する科目及び学芸員の資格取得のための授業科目を除く。 2 再履修科目の単位数は、再履修を行う学期の単位数に算入する。 3 別に定める基準により、学生が所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められる場合は、教授会の議に基づき、第1項に定める単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる。 4 前項に定めるもののほか、第1項に定める単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる特別な事情があると認められる学生については、教授会の議に基づき、これを許可することがある。						
	別表第1の2 履修登録上限単位数（第8条関係）						
		1年前学期	1年後学期	2年前学期	2年後学期	3年前学期	3年後学期
	物質生命科学科	27	27	25	25	25	25
	マテリアル工学科	25	25	25	25	25	25
	機械システム工学科	25	25	27	27	27	27
	社会環境工学科	25	25	27	27	27	27
	建築学科	25	25	27	25	27	25
	情報電気電子工学科	25	25	27	27	27	27
	数理工学科	25	25	25	25	25	25
	備考 この単位数には、教養教育に係る履修科目の単位を含む。						

出典：熊本大学法学部規則（平成21年4月1日現在）、同履修細則（平成21年4月1日現在）、熊本大学工学部規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料5 - 1 - - F 法学部における GPA 算出方法

(履修科目の登録の上限の例外)		
第6条 規則第6条第4項の基準は、次のとおりとする。		
(1) 1年次の教養科目及び専門科目の GPA(グレード・ポイント・アベレージ。授業科目ごとの成績を6段階で評価した上、それぞれにグレードポイントを付与して、単位当たりの平均を出し、その一定水準を修了の要件とする方法をいう。以下同じ。)が3.2以上の学生で、規則第18条に規定する早期卒業を希望するものに2年次の履修科目の登録の上限を超えて履修科目を登録させることができる。		
(2) 前号の学生で、2年次の教養科目及び専門科目の GPA が3.2以上であって、早期卒業を希望するものに3年次の履修科目の登録の上限を超えて履修科目を登録させることができる。		
(3) 前号の場合、履修科目の登録の上限は、それぞれ60単位とする。		
2 前項の GPA の計算方法は次のとおりとする。		
GPA = [(科目の単位数) × (その科目で得たグレードポイント)] の総和 / (履修登録した科目の単位数) の総和		
取得点数	標 語	グレート・ポイント
100～90	秀	4
89～80	優	3
79～70	良	2
69～60	可	1
59～0	不可	0
認定科目	認定	2.5
3 前項に規定する履修登録した科目の単位数には、教職科目及び学芸員資格科目を除くものとする。		

出典：熊本大学法学部履修細則（平成21年4月1日現在）から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

履修方法、単位の計算・認定方法等は、学則、学部規則及び教養教育履修規則等に明示するとともに、教養教育及び専門教育の一部において履修単位の上限を設定（CAP 制度）している。自習室の設置及びカンファレンス室や共同研究室を開放し、授業時間外の主体的な学習を可能にするほか、全学部での CALL による英語の自主学習、WebCT を活用した e ラーニングによる自主学習を可能にするなど、学習環境を整備している。

以上のことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

観点5 - 2 - : 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の教育目標及び各学部・学科・課程等の教育目標に基づき、分野の特性に応じて、講義、演習、実験、実習、フィールド型授業等（資料5 - 2 - - A）をバランス良く組み合わせるなど、それぞれの教育内容に応じた学習指導法の工夫（資料5 - 2 - - B, C）を行っている。各学部では、教育効果を高めるため、多様なメディア、情報機器等を活用している。また、特色ある教育プログラム等（資料5 - 2 - - D）を積極的に企画・実施し、教育効果を上げている。

資料5 - 2 - - A 学部等における授業開講数（平成20年度）

学部等名	講義	セミナー	演習	実験	実習	フィールド型授業	その他
文学部	322	0	172	2	23	0	0
教育学部	499	26	24	30	158	22	46
法学部	103	0	85	0	0	0	31
理学部	194	0	58	57	5	0	0
医学部医学科	74	0	1	0	0	0	34
医学部保健学科	198	0	19	3	40	0	0
薬学部	62	0	20	0	17	0	0
工学部	354	7	39	19	8	24	0

出典：熊本大学学務情報システム（S0SEKI）を基に作成

資料5 - 2 - - B 各学部教育内容に応じた適切な学習指導法の特徴

学部等名	特 色
文学部	教育目標に掲げた自主的・主体的な職業選択のために、インターンシップによる単位認定を実施している。 (受入れ企業例: MTT 西日本, 熊本放送, 朝日新聞熊本総局, 九州旅客鉄道熊本支店, 富士ゼロックス熊本) また、教養教育と連動させて、英語コミュニケーション能力の向上のため、ネイティブによる授業を2年次・3年次に配当し、2年次の授業は必修としている。
教育学部	1年次から4年次まで各学年で教育実習を行い、講義、演習、実験、実習等との関連づけを行っている。「総合演習」では少人数クラス編成により探究型・実践型の学習指導を取り入れ、小中学校における「総合的学習の時間」を担う知識とスキルの習得に努めるなど、各授業科目とも「学習指導要領」に基づく教育内容と教育方法の指導を実施している。
法学部	概論講義と少人数の演習科目を組み合わせることで教育効果の向上を図っている。特に1、2年次の基礎演習は、学習指導上も大きな役割を果たしている。高学年次の演習も含め、裁判所や刑務所の見学、まちづくりのフィールド調査など実習的教育方法が適宜取り入れられている。インターンシップは、学部独自の協定型インターンシップ(県庁、地元マスメディア、弁護士会など10事業所)のほか、いわゆる公営型インターンシップにも協定型に準ずる形で単位認定を実施している。
理学部	「特別演習」、「基礎講義」といった少人数による対話型・討論型の科目を開設している。これらの科目では、教員と学生との相互コミュニケーションを通して理学の専門性を深めると共に、学生の個別能力を引き出す指導がなされている。フィールドワークや情報機器の活用など、様々な授業形態を取り入れて行なわれる特色をもつ。
医学部医学科	基礎医学科目に関しては、講義と実習を適切に配置し、バランスのとれた教育実施体制を取っている。特色ある講義科目として、早期社会体験学習、基礎演習、チュートリアル教育等を実施し、PBL形式の教育を実施している。臨床科目では、臨床実習入門コースを設定し、共用試験(CBTおよびOSCE)に対応するとともに、通年にわたる臨床実習や興味ある臨床科の選択が可能な特別選択実習(クリニカルクラークシップ)を取り入れている。
医学部保健学科	講義においてはシラバスに沿った展開ならびに学生の理解度を確認しながら展開を試みている。演習、実験、実習においては学生の思考力、洞察力を強化するため少人数制での指導、個別指導の強化、グループ討議による学習を促進している。
薬学部	講義で学習した内容の確認と応用、技術・態度の修得、問題解決能力や実践力の育成を目的として、実習と演習を充実させている。 ・薬学科: 導入実習→物理系薬学実習→生物系薬学実習→化学系薬学実習→医療系薬学実習→実務準備実習の順で実施し、5年次には、病院・薬局実務実習(ポリクリを含む)を配し、4年時以降3年間かけて、卒業研究(特別実習)による個別指導が行われる。演習は、主に臨床に関する理解を深める目的の症例検討や処方解析等で4・6年に配置した。 ・創薬・生命薬科学科: 導入実習→創薬物理化学実習→創薬分析化学実習→創薬微生物学実習→創薬生化学実習→医薬品合成学実習および創薬実習→動物実験学実習→ゲノム創薬学実習→実験動物解剖・薬理学実習→環境衛生薬学実習→天然物化学実習→放射性医薬品学実習→創薬薬理学・創薬製剤学実習の順で実施し、3年時以降の2年間、特別実習による個別指導が行われる。演習は、研究への理解を深めるための課題解決型学習や討論型学習で2・4年に配置した。
工学部	多くの授業で自習課題を課して理解を助け、その成果も含めて成績評価している。シラバスには事前・事後学習の要領を記載しており、遠隔学習支援・指導システム(WebCT)などで時間外にもきめ細かく指導する授業科目は33に上る。また、インターンシップによる単位認定を実施している。(認定件数: 16年度から349, 387, 316, 341, 346)

出典: 各学部等調査資料を基に作成

資料5 - 2 - - C 例示: 薬学部における授業形態

<薬学科>

1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次
教養教育	専門科目	専門科目	専門科目 演習	専門科目	専門科目
専門基礎科目	専門科目	専門科目	専門科目 演習	薬学アドバンスト教育・演習	
専門科目	実習	実習	実習	実務実習	
早期体験学習				卒業研究(特別実習)	

<創薬・生命薬科学科>

1年次	2年次	3年次	4年次
教養教育	専門科目 演習	専門科目 演習	
専門基礎科目	専門科目 演習	実習	
専門科目			
早期体験学習	実習	卒業研究(特別実習)	

出典: 薬学部時間割等を基に作成

資料5 - 2 - - D 大学教育改革支援プログラム等の採択・取組状況

採択年度	教育プログラム	主たる学部	趣旨・目的	成果、その後の取組等
15	IT環境を用いた自立学習支援システム 【特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）】 4年間： 平成15年度～平成18年度	学務部	本学は全国の大学に先駆けて、総合的な学務情報システム（SOSEKI）を全学的に開発・運用してきた。本システムを通じて、シラバスの作成、シラバスをもとにした履修登録、受講者把握と履修指導、学生による授業評価と教員による成績評価など、各種の教育情報交換を、一貫して迅速かつ緊密に行うことができるようになっている。本学では、高度情報化キャンパス構築という将来構想の一環として、SOSEKIの機能強化と、各種学習情報機能のリンク形成を軸に、IT環境を用いた学生の自立学習支援システムを発展させる計画である。SOSEKIによる履修課程支援の充実によって、学生が本学の教育プログラムを踏まえ、自己の関心と将来設計に従って、最適な履修計画を策定することなど、自主的な学習の計画・実施が容易になる。また、学習情報支援の充実によって学習を深めるための情報、学習方法のアドバイスを、学生は自ら随時入手し、処理することができるようになる。 http://www.kumamoto-u.ac.jp/pageimages/kyouiku/gph15gaiyou.pdf http://www.kumamoto-u.ac.jp/pageimages/h15theme5.pdf	・SOSEKIによる履修過程支援 シラバス検索機能の充実 卒業資格の自己判定 資格見込み判定（教員免許等） eラーニング情報とSOSEKIの相互結合 ・CALL学習支援システム 学習履歴情報の可視化と学習者及び担当教員へのフィードバック 英語コンピテンシーマップの構築 英語教育評価システム オンラインによる英語能力判定テストの実施
16	学習と社会に扉を開く全学共通情報基礎教育 【特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）】 4年間： 平成16年度～平成19年度	学務部	大学における教育研究活動のためのみならず、大学卒業後のネットワーク社会において自由闊達に活躍するためには、情報基礎分野における基礎的な知識と技能が不可欠であり、これらは現代社会における「基本ライセンス」とも言える。このライセンスを取得するためには、基本的な利用技術に加え、ネットワークを利用する上で不可欠な法的規制に関する知識、ウィルスなどセキュリティに関連する各種事態への対応方法を総合的に学習する必要がある。本取組では、全学的な支援のもと、全学必修科目として情報リテラシー教育に取り組んでいる。さらに教育内容に関して高等教育機関として十分に高い教育水準を設定した上で、この水準に受講者が到達できるよう教育するための組織的教育実践を行っている。特に、一般的な教科とは異なり、大学の設定した水準に、単位習得者全てを到達させるための工夫は非常に特徴的であり、本取組の目標である「基本ライセンスの取得」という位置付けとの対応からも重要である。 http://www.gp.kumamoto-u.ac.jp/index_ja.html http://www.kumamoto-u.ac.jp/pageimages/kyouiku/gph16gaiyou.pdf	・情報基礎教育の一層の充実 教育用コンテンツ構築手法の充実 教科「情報」への柔軟な対応 教育用ソフトウェアの開発 コンテンツのデータベース化 ・学内での情報基礎教育の徹底 FD分野、SD分野での利用 「初級アドミストレータ」等の資格取得支援 ・学内でのeラーニング普及推進 先進事例の紹介・国際会議等での情報交換 ・地域貢献：高大連携等への活用 IT人材育成事業研究指定高との連携（県立熊本工業高校：平成16年度～19年度） NPO法人くまもと市民塾を通じての地域社会への展開 ・JICA等を通じての国際社会への貢献 eラーニングの活用についてのIT分野およびコンテンツ構築に関する協力（インドネシア・スラバヤ工科大学等）

	e! こころ学習プログラムの開発 【現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP）】 3 年間： 平成 18 年度～ 平成 20 年度	教育学部	本取組は、教員を目指す全ての学生に「心の健康に関する一次予防力」を修得させる、e ラーニングプログラムを開発するものである。 「一次予防力」、すなわち教育現場で子どもの異変に気付き、初期対応や専門家との連携を行う実践力が、教員にとって必要不可欠であるが、現状では、そのための教育を大人数の教員志望の学生に施す必要性から大教室での一方的な講義にならざるを得ないケースが多く、表層的な知識伝授にとどまり実践的な力を身につけさせるには至っていない。そこで、本取組では、これら質・量両面の構造問題を解決するために、e ラーニングの特性を活かし、メディアを活用したイメージトレーニング、シミュレーション、電子ポートフォリオによる省察などをインターネット上で大規模に展開することにより、「一次予防力」を教員志望の全学生（教育学部とその他の学部の教職科目を履修している全学生）に身に付けさせることを目的とする。 http://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/elkokoro	全学の教員志望学生等を対象に大人数対象非同期 e ラーニングコースを実施した。これらの授業では、80-100 人の授業において Blended 型 e ラーニング授業を展開した。Web 上に授業内容に関する事前・事後アンケート、事前・事後学習課題、学生による質問・回答、資料・記録の提示、シミュレーションソフトの閲覧などを実施した。この取組では、授業をシラバス、授業目標、目次・内容・テストの 3 つの観点から設定を行い、コンテンツの精選を行った。学生からの授業評価アンケートの結果、4 段階尺度による評価は「非常に効果的」、「効果的」と約 9 割が良好な評価をした。また、外部評価においても、「非常に良いプログラムであり、第一段階ではありますが、生徒の心のわかる教師を育てることができると思います。日本の発展のためには、この継続と普及が必要と考えます。」という高い評価を得た。
18	工学教育から発信する大学教育の質保証 【特色ある大学教育支援プログラム（特色 GP）】 3 年間： 平成 18 年度～ 平成 20 年度	工学部	国際水準の教育の質保証は、社会が大学に求める最も基本的なことであるが、教員個々の取組にとどまらない組織的取組を要するため、一朝一夕には実現困難な課題である。熊本大学工学部は、この課題に正面から挑み、1997 年の「学生教官相互触発型授業の検討会」以来、組織的教育改善に取り組んできた。「教育目標を各科目にブレイクダウンした最重要項目を明示して授業を実施し、成績評価結果と学生による理解度・授業評価アンケートを教育プログラム検討委員会で分析し、カリキュラムと授業方法の改善を行う」というサイクルを構築した。こうして教育の質を累積的に高めていくポジティブ・フィードバックの取組は、学生の理解度を傾向的に高めてきた。この組織的質保証の先駆的取組は、全学科に及び JABEE・ISO 認証など学外から高い評価を得るとともに、Web 環境を用いて教育単位ごとに全学一斉に実施される熊本大学の年次的な授業改善システムの創設に帰結した。 http://www.kumamoto-u.ac.jp/pageimages/kyouiku/gp/gph18gaiyou_tokusyoku.pdf	国際的に通用する教育水準が保証された人材養成機能の強化の一層の充実・発展を目指し、以下の項目を実施している。 教育の質保証の証明に必要なデータとして答案やレポート・小テストなど収集し、保存・蓄積して一元管理かつ教員が利用しやすい効率的な文書管理システムを構築した。特に、既存の学務情報システムの成績データを取り込み、SOSEKI の成績と答案データが同時に検索できる工学部独自の質保証システムである。また、他学部のデータを取り込むことで大学教育全体の質保証システムの構築も可能である。 英語 D 授業の支援と TOEIC 対応できる技術英語の自己習熟システムの開発を行った。学生がいつでも英語の自己学習が実施できるシステムを構築した。 教育の成績評価手法や評価項目の内容に関して記述してある全学部のシラバスを対象にしてその内容を調査し、学部ごとの特徴と問題点を明らかにした。 既存の授業改善アンケート内容の問題点を把握した。さらに、学生の理解度達成度を評価するアンケートを工学部で実施し、科目ごとの成績と理解度の相関関係を明らかにした。

20	学生主導型ゼミによる地域活性化人材の育成 【質の高い大学教育推進プログラム】 3年間： 平成20年度～平成22年度	法学部	本事業は、九州管内の4つの大学が連携し、フィールドワークを基盤とした学生主導型の合同ゼミを開催し、以って、山積する地域課題の解決に資する人材の育成を図る事業である。目指す人材像は、一言でいえば「地域活性化人材」である。具体的には以下のとおりである。地域課題の発見・把握のプロセスを身につけている 情報発信力に基づいた企画立案力を身につけている プロジェクト遂行のためのマネジメント能力を身につけている。地域の抱える問題について、関係者と対話しながら、フィールドワークによって実情を調査し、認識を深める合宿形式の演習を行ってきた。この合宿では、教員はあくまで学習の助言者であり、運営は全て学生主導によって行われ、教員は一切口を出さないという方法で行ってきた。このような学習方法は、学生の社会問題への認識の深まり、情報発信力(コミュニケーション・プレゼンテーション能力)の高まりとともに、マネジメント能力の向上にも資するところが極めて大きいことが確信できた。本事業は、こうした実績に基づいて、これを明確に人材育成としてカリキュラムに位置づけ、学生主導の運営を維持しながら、適正なサポート体制を構築し、政策教育を通じた学士課程教育の質的向上を目指すものである。	平成20年度の実組計画は次のとおりである。 九州4大学教員打合せ(熊本市) フランス(ボルドー市及び近郊の都市)の地域政治システムの調査 韓国(釜山市)の地域政治システムの調査 九州4大学による合同ゼミの実施 海外の研究者招聘(学生への指導・助言) GP 合同フォーラムへの参加(熊本大学・鹿児島大学) FD 活動のための事後合宿(九州大学・鹿児島大学) 平成20年度調査合宿開始(西南学院大学) 平成20年度報告書作成
	エコファーマを担う薬学人育成プログラム 【質の高い大学教育推進プログラム】 3年間： 平成20年度～平成22年度	薬学部	医薬品は、国民の健康を守るのみならず、知識集約型で高付加価値の次世代主力輸出製品となり日本経済の成長を促進すると期待される。このようなニーズを踏まえ、本学薬学部では質の高い薬剤師と質の高い薬学研究者の養成を各々の明確な目的とする2学科を設置した。薬学は、医薬品の供給・適正使用その他薬事衛生を通して公衆衛生の向上と増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保することが使命である。高度に発展しつつ高齢化した現代社会においてヒトの健康を守るには、医療経済の側面から幅広く予防薬学の視点が重要となる。地球生命は、誕生以来常に環境から多大な影響を受けてきた。活性が高い化学物質として医薬品をみると、研究・開発デザインから適正使用、代謝・排泄物および廃棄医薬品の処理に至るまで、すべて環境と生命への配慮が必要である。また、エネルギー消費の増大、化学物質や廃棄物の氾濫、食の安全、ストレス社会等々、現代社会に山積する問題を克服し、安全・安心で健康な社会を実現するには、薬学人が生命への深い造詣と人間愛のもとに環境管理能力を身付け、これまでの殻を破って積極的に社会にアプローチする必要がある。 http://www.pharm.kumamoto-u.ac.jp/details/index.php?id=485	平成20年度の実組計画は次のとおりである。 学内マニフェスト制度およびリサイクルシステムの導入・実施 自治会を中心とした学生自身による取り組み組織の編成 難病患者、公害・薬害被害者、環境・衛生関連分野の研究者等との交流と講演会の実施 環境福祉学の講演と実践方法の打ち合わせ 環境側面を考慮した実習の実施、野外での薬用植物観察会の実施 平成21年度から本格的に実施する学生派遣型の研修・調査活動に関する実施方法の検討・依頼・打ち合わせと学生へのアナウンス 学生および教職員等へのアンケート調査

出典：教務課資料等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

各学部は、それぞれの教育目的と専攻分野の特性に沿った授業形態や指導法を工夫している。種々の授業形態とそれらの配分バランスは専攻分野ごとに異なるが、いずれにおいても、通常の講義形式に偏ることなく、専攻分野に必要とされる効果的な授業形態を採用している。

以上のことから、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

観点5 - 2 - : 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

教育方法改善ハンドブック (KU:T0) において、シラバスの記載方法について掲載し (資料5 - 2 - -A)、各教員が担当授業科目のシラバス (資料5 - 2 - -B) を作成している。教養教育科目及び専門教育科目のシラバスは、共通の項目 (資料5 - 2 - -C) で作成し、全科目について統一した様式のシラバスを Web 上で公開している (資料5 - 2 - -D)。シラバスの活用については、入学時の学生オリエンテーションにおいて、シラバスシステムの説明を行っている。学生は、シラバスを参考に履修計画を立て、学務情報システム (SOSEKI) により履修登録を行っている。

資料5 - 2 - - A シラバスの記載方法 (http://kuto.ge.kumamoto-u.ac.jp/class_improvement_24)

出典：教育方法改善ハンドブック（KU:T0）から抜粋

資料5 - 2 - - B 例示：シラバス（情報基礎 A）

基本情報			
授業科目名	(日) 情報基礎 A (英) Basic Course of Information Technologies A		
時間割コード	00601	開講年次	1 年
学 期	前期	曜日・時限	金・2 限
講義題目	情報リテラシー		
担当教官	● ● ● ●		
科目コード	5812000110	科目分類	情報科目
選択/必修	必修	単位数	1
詳細情報			
授業形態	インターネット環境下のコンピュータを利用した実習		
授業の目標	この授業の到達目標： ネットワーク社会で生きて行くための情報の収集・作成の基礎を修得する		
授業の内容	1. 本演習の概要とシステムログイン 2. SOSEKI による履修登録 3. 情報倫理(1) (コンピュータウイルス等) 4. 電子メール(1) (Seemit で学ぶ電子メールの基礎) 5. ワードプロセッサ(1) (フォントとレイアウト) 6. ペイント (イメージ画像の作成と編集) 7. ドロー (作図, ギャラリー利用, グループ化) 8. 情報倫理(2) (知的所有権, ネチケット等) 9. プレゼンテーション (要点を得たスライド) 10. 情報検索 (検索エンジン, 文献検索) 11. スプレッドシート(1) (数値や式の入力) 12. スプレッドシート(2) (作表と関数) 13. 情報倫理(3) (SPAM, 不正アクセス等) 14. OS と応用ソフトの機能 (ファイル操作, 拡張子等) 15. ネットワーク入門 (2 進数, IP アドレス, DNS)		
キーワード	SOSEKI, コンピュータ, 電子メール, Web, ワープロ, プレゼンテーション, 表計算, 作図, 情報倫理, セキュリティ, 情報検索		
テキスト	主として, 独自に作成したオンラインのテキストや資料を用いる。必要な時は別途指示する。		
参考文献	情報教育トップページ: http://www.el.kumamoto-u.ac.jp/		
評価方法・基準	出席状況・随時の小試験・随時の小レポート類・最終課題の 4 つをもとに, 総合的に評価する。		
履修上の指導	「情報基礎 A」「情報基礎 B」は, 熊本大学の学生生活を送る上で必要不可欠なネットワーク及びコンピュータ利用の基礎を修得するものであることを十分に理解して受講されたい。 なお関連科目として, 後学期に開講される情報基礎 B, 及び 2 年次に開講の「情報処理概論」または「情報処理 A」(相当)がある。 「情報基礎 A」全般についての質問, 再履修クラス等についての質問は kisoab@st.kumamoto-u.ac.jp まで。		
事前学習	オンラインで提供されるテキストの該当章を一読しておくこと。		
事後学習	毎週課される小レポートや小試験を確実に実行しておくこと。		

出典：熊本大学シラバス（平成 20 年度）から抜粋

資料5 - 2 - - C シラバスの共通記載項目

基本情報
時間割コード, 開講年次, 学期, 曜日・時限, 講義題目, 担当教官, 科目コード, 科目分類, 選択/必修, 単位数
詳細情報
授業形態, 授業の目標, 授業の内容, キーワード, テキスト, 参考文献, 評価方法・基準, 履修上の指導, 事前学習, 事後学習

出典：熊本大学シラバスを基に作成

資料5 - 2 - - D シラバスの Web 公開状況

(<http://info.kumamoto-u.ac.jp/kumamoto-u/campus?func=function.syllabus.external.initial>)

出典：熊本大学シラバスシステムから抜粋

【分析結果とその根拠理由】

シラバスは、教養教育及び専門教育のいずれについても、共通の項目で作成するとともに、Web での公開等により、学生の活用を促進している。

以上のことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点 5 - 2 - : 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

学生の自主的な学習活動を支援するため、各学部が自由に利用できる自習室（後掲資料 7 - 2 - - A , B）を設置している。自習室等の利用状況は、資料 5 - 2 - - A のとおりである。附属図書館は、平日は午前 8 時 40 分から午後 10 時まで、土曜日、日曜日及び祝休日は午後 0 時から午後 6 時まで開館している（後掲資料 8 - 2 - - B）。また、基礎学力不足学生への配慮として、補講等を実施するなどの取組（資料 5 - 2 - - B）を行っている。

資料 5 - 2 - - A 自習室等利用状況（平成 20 年度）

学部等名	室数（平均延べ床面積）	平均収容人員	利用時間
文学部	27 室（40）	13 人	9:00～22:00
教育学部	36 室（38）	12 人	8:30～22:00
法学部	図書室に加えて、研究室、教室の空き時間を自習用に開放		
理学部	8 室（78）	73 人	7:00～19:00
医学部医学科	20 室（25）	7 人	7:00～24:00
医学部保健学科	2 室（40）	40 人	6:00～22:00
薬学部	1 室（82）	32 人	24 時間
工学部	8 室（148）	27 人	8:30～22:00
共通（大教センター）	2 室（96）	49 人	8:30～18:00

出典：各学部等調査資料を基に作成

資料 5 - 2 - - B 各学部の基礎学力不足学生への指導状況等

学部等名	主な指導状況等
文学部	1, 2 年次に担当している文章作成演習 で、文章作成能力の育成と、研究レポート・論文作成のノウハウをきめ細かく指導している。また、1 年生から 4 年生までをいくつかのグループに分け、上級生がチューターとして下級生を指導している学科もある。
教育学部	厚生就職委員会を実施母体とし、一般教養、教職専門、教科専門の各科目に関する補習を年間 20 回開催している。
法学部	1 年次、2 年次の基礎演習を通じて、個々の学生の状況に合わせて指導を行っている。
理学部	大学生の学力低下や、高校における偏った選択科目の履修によって、専門教育の準備ができていない場合が多い。大学 1 年次に理学全分野の専門基礎を固めることを目的として、数学と理科全分野の履修を必修とした基礎教育を行っている。また、物理学と生物学では高校での既履修、未履修に応じたクラス編成を行い、習熟度に応じた授業を行っている。
医学部医学科	早期社会体験学習、基礎演習、チュートリアル教育では PBL 形式の教育を行い、自主学習を奨励するとともに、終了時には成果発表会を実施している。基礎学力不足の学生には個別に対応している。医学科の成績不良学生にあつては、その原因は学力不足というよりも学生生活や精神衛生上の問題が主体で、この領域の指導が重要と考えている。
医学部保健学科	科目ごとに基礎学力の確認を行い、不足している学生に対しては個別で指導を行っている。
薬学部	特に、補修科目は開講していないが、1, 2 年次の各専門科目において、高等学校理科で「物理」あるいは「生物」を履修していない学生に対して配慮した授業を行っている。
工学部	入学時に数学、物理、化学のアンケートを実施し、学力不足あるいは受講希望の学生のために、「数学」の補習授業を実施するとともに、「物理」、「化学」に関しては、放送大学が開講する「初歩からの物理学」、「初歩からの化学」を補習授業とし、受講料を補助して受講をさせている。なお、数学、物理、化学の基礎学力調査と補習授業については、教務委員会を中心にしてその改善策を検討し、次年度の実施に向けて準備中である。

出典：各学部等調査資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

各学部において自主学習のための施設・設備を整備するとともに、附属図書館では、自主学習を支援するために夜間・休日の時間外開館を実施している。また、基礎学力不足の学生への取組も適宜実施している。

以上のことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

観点 5 - 2 - : 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5 - 2 - : 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5 - 3 - : 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価、単位認定及び卒業認定等の基準は、学則（資料 5 - 3 - - A）、学部規則（資料 5 - 3 - - B）及び教養教育履修規則（資料 5 - 3 - - C）等に明示しているほか、個々の授業における評価方法・基準等は、授業科目のシラバス（前掲資料 5 - 2 - - B）に明示している。成績評価、単位認定及び卒業認定にあたっては、これら規則等に定める要件に従い、教授会又は関係委員会等で審議している。学生への周知は、シラバスを Web（前掲資料 5 - 2 - - D）等で公開するとともに、履修ガイダンス（後掲資料 7 - 1 - - A）時に説明している。

資料 5 - 3 - - A 単位認定、卒業認定等について

第 3 節 教育課程の編成、履修方法及び単位認定等 （履修方法） 第 36 条 各学部の学生は、当該学部所定の教育課程を履修しなければならない。 2 教育課程の授業科目、単位及び履修方法は、熊本大学教養教育履修規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）及び学部規則の定めるところによる。 （履修科目の登録の上限） 第 37 条 学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。 2 学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。 （授業の聴講等） 第 38 条 授業の聴講等は、所定の手続を経なければならない。 2 他の学部の授業の聴講等には、特に規定する場合を除き、所属学部長及び当該学部長の承認を受けなければならない。 （単位の計算方法） 第 39 条 授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準によるものとする。 (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。 (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。 2 学部が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組合せに応じ、前項各号に規定する基準を考慮して学部が定める時間の授業をもって 1 単位とする。 3 前 2 項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。 （成績評価基準等の明示等） 第 39 条の 2 学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。 第 6 節 卒業 （卒業の要件） 第 58 条 卒業の要件は、本学に、第 17 条に規定する年限以上在学し、かつ、学部所定の教育課程を履修し、卒業に必要な単位を修得しなければならない。 （早期卒業） 第 59 条 前条の規定にかかわらず、本学の学生（医学及び臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学を履修する課程に在学する者を除く。）で本学に、3 年以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣が定める者を含む。）が卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。

出典：熊本大学学則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料5 - 3 - - B 例示：学部における成績評価，単位認定，卒業認定

学部	学部規則	
文学部	第3章 学力認定 （単位の認定） 第10条 授業科目を履修した者については，学力試験及び出席状況その他によって認定の上，合格した者に単位を与える。 2 前項の認定は，秀，優，良，可及び不可の評語をもって表し，秀，優，良及び可を合格とし，不可を不合格とする。ただし，授業科目の履修形態等により認定の評語をもって表すことがある。 3 履修した科目の成績及び単位数は，成績原簿に記入する。 第4章 卒業並びに教育職員の免許状及び学芸員資格 （卒業の要件） 第16条 本学部を卒業するためには，4年以上在学し，次の単位を修得しなければならない。	
	区分	単位数
	教養教育	基礎セミナー 情報科目 外国語科目（必修外国語科目） 外国語科目（自由選択外国語科目） 主題科目 主題科目 学際科目 開放科目
		16 単位
	専門教育	専門基礎科目 専門科目 選択科目 自由科目
		14 単位以上 70 単位以上
	合計	124 単位以上
薬学部	第3章 学力認定 （単位の認定） 第10条 授業科目を履修した者には，試験，論文，報告書，学習態度等によって認定の上，単位を与える。 2 前項の認定は，秀，優，良，可及び不可の評語をもって表し，秀，優，良及び可を合格とし，不可は不合格とする。ただし，授業科目の履修形態等により認定の評語をもって表すことがある。 3 履修した科目の成績及び単位数は，成績原簿に記入する。 第4章 卒業 （卒業の要件） 第15条 薬学科に6年以上在学し，この規則の定めるところにより，次の表に掲げる単位を修得した者は，卒業と認定する。	
	区分	単位
	教養教育	基礎セミナー 情報科目 外国語科目 外国語科目 主題科目 主題科目 学際科目 開放科目
		2 単位 2 単位 10 単位
		20 単位以上
	小計	34 単位以上
	専門教育	専門基礎科目 専門科目 必修 必修 小計
		14 単位 151 単位 165 単位
	合計	199 単位以上
	2 創薬・生命薬科学科に4年以上在学し，この規則の定めるところにより，次の表に掲げる単位を修得した者は，卒業と認定する。	
	区分	単位
	教養教育	基礎セミナー 情報科目 外国語科目 外国語科目 主題科目 主題科目 学際科目 開放科目
		2 単位 2 単位 10 単位
		20 単位以上
	小計	34 単位以上
	専門教育	専門基礎科目 専門科目 必修 必修 選択 小計
		14 単位 27 単位 49 単位以上 90 単位以上
	合計	124 単位以上

出典：各学部規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料5 - 3 - - C 教養教育における成績評価、単位認定等について

(単位の認定) 第3章 学力認定等 第11条 教養教育の授業科目を履修した者については、学力試験(以下「試験」という。)及び出席状況その他によって認定の上、合格した者に単位を与える。 2 前項の認定は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、授業科目の履修形態等により合格、不合格又は認定の評語をもって表すことがある。 (試験) 第12条 試験は、原則として筆記試験とし、試験予定時期の3週間前に試験科目及び実施教員名を公示する。 2 試験の実施時期は、授業の終了する学期末又は学年末とする。ただし、授業科目によっては、随時行うことがある。 3 試験の時間割は、試験を実施する日の少なくとも1週間前に公示する。 (受験科目) 第13条 学生は、履修した授業科目についてのみ受験することができる。ただし、履修授業科目の全授業時数の3分の2以上出席しなければ、当該授業科目を履修したものと認められず、受験することができない。 (追試験) 第14条 学生が病気その他やむを得ない理由によって試験を受けることができなかった場合は、願い出により追試験を受けることができる。 2 追試験を願い出る者は、受験できなかった授業科目の試験実施の日から1週間以内に理由書を添え、機構の長(以下「機構長」という。)に願い出なければならない。 (再試験) 第15条 学力試験の結果、不合格となった者のうち、再試験を願い出たものについては、再試験を行うことがある。 2 再試験の細目については、別に定める。
--

出典：熊本大学教養教育履修規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

成績評価、単位認定及び卒業認定等の基準は、学則及び学部規則等で組織的に策定されており、その基準等に従い、適切に実施している。学生への周知は、Web公開及び履修指導等、多様な方法で実施している。

以上のことから、教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に十分周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

観点 5 - 3 - : 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

教育方法改善ハンドブック (KU:T0) において、シラバスの具体的な作成方法 (資料 5 - 3 - - A) について解説し、客観的な根拠データによる公平な基準化、成績評価方法の共有化を推進している。その結果、学期末の定期試験、小テストやレポートの成績、課題発表等の成績、授業への寄与度などを加味した総合評価が多くの授業科目で採用されている。成績の確認は学生が Web 上で行っている。成績評価等の正確性を担保するため、成績評価に関する学生の申立書 (資料 5 - 3 - - B) により対応する仕組みを整え、異議を申し立てる期間を掲示により周知している。授業担当教員が成績に関する学生の異議に対応するほか、各学部等に学習相談員を配置し対応している。各学部等の成績評価の正確さを担保するための取組の代表例は、資料 5 - 3 - - C に示すとおりである。

資料 5 - 3 - - A シラバスに記載が義務化された「成績評価方法」の要件、評価項目、根拠データ等について

基本的な要件	シラバスに掲げた授業の教育目標に照らして、その目標の達成度について、学生及び第三者からみて適正・公正な成績評価方法であること。 成績評価方法の策定に当たって、「適切に目標の達成度が測れるか」、「公正に運用できるか」、「成績の差について説明可能か」など、十分な吟味が必要である。
評価項目	学期末テスト、レポートや課題の提出 (熊大 WebCT の活用が良い)、毎回の授業での小テスト・レポート・感想文、プレゼンテーション、実習・演習、受講者間の相互評価、授業やクラスへの貢献 (教員が観察、受講者からの推薦など)、等。レポートや課題の提出については、熊大 WebCT による指導に対する応答等も加味できる。
組合せ方法	複数の方法を組合せる場合には、それぞれの評価項目について「評点する」、「評点はしないが単位付与の条件とする」などの明示が不可欠である。 例:「学期末テストで 60 点以上を取った者に対し単位を与える。成績は学期末テストの点数による。ただし、%以上欠席した者には単位を与えない。」
根拠データ	根拠データの確認が可能か、客観性・妥当性が証明できるか、公正に運営されていることを受講者が理解・納得できるか、などの点について検討することが肝要であり、学科内における基準の共有が重要である。

出典：教育方法改善ハンドブック (KU:T0) の「シラバスの書き方」から抜粋

資料 5 - 3 - - B 成績評価に係る異議申立書

成績評価に係る異議申立てについて	
本学では、成績評価を厳格に行う活動に取り組んでいます。 授業担当教員から成績発表の後、成績評価について異議がある学生は、「告示」により示した質問及び疑問の受付期間終了後、一定期間内に受付係等に成績評価に係る異議申立書 (別紙 1) を提出してください。 なお、【質問及び疑問の受付期間】及び【異議申立て受付期間】は、各学部等により異なりますので、掲示板の「告示」で確認してください。 (受付係等) 1. 専門教育の授業科目については、当該学部の教務(企画)係に提出してください。 2. 教養教育の授業科目及び専門基礎科目 については、教務課教養教育担当へ提出してください。	
成績評価に係る異議申立書 平成 年 月 日 〇〇学部長 殿 〇〇学部〇〇学科・課程〇年 学生番号〇〇〇-〇〇〇(自筆) 私は、下記授業科目の成績評価について、異議を申し立てます。 記 1. 授業科目名及び時間割コード 授業科目名 (〇単位) 時間割コード 2. 履修期間 平成 年度 学期 (集中講義 平成 年 月 ~ 平成 年 月) 3. 授業担当教員氏名 4. 成績評価 5. 異議申立の理由	

出典：教務課資料を基に作成

資料5 - 3 - - C 各学部等における成績評価等の正確性担保に関する取組事例

学部等名	取組事例
文学部	成績評価基準をシラバスに明示するなど、学生に周知を図っている。また、これらに沿って、各授業科目の成績評価・単位認定及び卒業認定を実施している。成績評価の正確性を担保するため、学生からの申立ての制度を平成 17 年度から導入した。その他、年に 1 度部局長と学生代表者との懇談会を開催するなど、学生の意見等も考慮し改善に努めている。
教育学部	シラバスに成績評価基準を明示するほか、「学生からの成績手続きに関する異議申し立ての手続き」があり、学生便覧に「成績評価に係る異議申し立てについて」という項目がある。その中に「成績評価に係る異議申し立て書」の書式がある。平成 18 年度より、前期、後期の成績締め切りのあと、時期を定めて「成績評価に係る異議申し立て」の機会をとるようになった。それらは学部の掲示板に張り出され、学生に周知されている。教員には教務委員会からの周知や学科主任からの周知、メール配信での周知を行っている。
法学部	シラバスに成績評価基準を明示するほか、授業担当教員からの成績発表の後、成績評価について意義がある学生は、質問及び疑問の受付期間終了後、一定期間内に「成績評価に係る意義申立書」を提出して異議を申し立てることができる。
理学部	シラバスに成績評価基準を明示するほか、成績評価に関する学生の異議申し立ての機会を設け、担当教員が責任をもって対応している。
医学部医学科	シラバスへの評価方法の明記については、シラバスを印刷する前に教育・教務委員会で確認し、不備があれば、加筆・修正を担当教員に依頼し、成績評価等の正確さを担保する努力をしている。また、テスト単独での評価にならないように、各教員が授業科目の特徴、性質を踏まえた上で、評価を授業態度、課題発表、テスト、レポート等、複数の評価の視点から総合的に評価するように措置することを推進している。さらに、熊本大学が全学的に取り組んでいる「厳格で一貫した成績評価」に基づき、異議申し立て制度を採用し、学生に対して、成績評価に異議があれば同制度を利用するように周知し、成績評価の正確さを担保するようにしている。
医学部保健学科	成績評価等の正確さを担保するために、シラバスに評価方法を必ず明記し、テスト単独での評価にならないように、教員が授業科目の特徴、性質を踏まえた上で、評価を授業態度、課題発表、テスト、レポート等、複数の評価の視点を設定して総合的に評価するように措置している。成績評価結果に対する学生の異議申し立ては、指定された期間中に行われている。
薬学部	シラバスに成績評価基準を明示するほか、成績評価に係る異議申立を受け付けるシステムを設けており、その方法や申立書の様式を平成 19 年度から学生便覧に記載している。このシステムでは、授業担当教員から成績発表の後、成績評価について異議がある学生が、「告示」により示された質問及び疑問の受付期間終了後、一定期間内に受付係などに成績評価に係る異議申立書を提出することになっている。
工学部	シラバスに成績評価基準を明示するほか、試験答案や小テスト、レポート等の文書管理システムを構築し、大多数の答案を返還している。また、学生が成績評価に疑問を有すれば、異議を申し立てることができる制度を取っている。

出典：組織評価自己評価書等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

教育方法改善ハンドブック (KU:T0) を作成し、シラバス様式の統一及び具体的な作成方法について解説している。シラバスに成績評価基準・方法等を明示し、学生に公表している。学生は、成績の確認を Web 上で行い、成績評価に係る異議申立制度を設け、各学部等で適切に対応している。

以上のことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

< 大学院課程 >

観点 5 - 4 - : 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

本学は、専門職大学院を除き、3 研究科（教育学研究科、社会文化科学研究科、自然科学研究科）及び 3 教育部（医学教育部、保健学教育部、薬学教育部）を設置している。教育課程の編成方針は、大学院学則（資料 5 - 4 - - A）に明示し、その方針に基づき、各研究科等では、授与する学位及び養成する人材像と学問分野・職業分野の特徴を踏まえて教育研究上の目的（資料 5 - 4 - - B）を定めている。本学大学院の教育課程は、大学院の編成方針及び各研究科等の目的等に沿って体系的に編成するとともに、授業科目の内容も同編成方針及び同目的等の趣旨に沿ったものとなっている（資料 5 - 4 - - C）。

資料 5 - 4 - - A 大学院における教育課程の編成方針等

（教育課程の編成方針）

- 第 23 条の 2 研究科（法曹養成研究科を除く。）又は教育部は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 2 法曹養成研究科は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 3 教育課程の編成に当たっては、研究科又は教育部は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（授業及び研究指導）

- 第 24 条 本学大学院（法曹養成研究科を除く。）の教育は、授業科目の授業及び研究指導により行うものとする。
- 2 法曹養成研究科の教育は、その目的を達成し得る実践的な教育を実施するため、専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法による授業により行うものとする。
- 3 研究科又は教育部における専攻別の授業科目及び単位は、研究科又は教育部において別に定める。
- 4 第 1 項及び第 2 項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 5 第 1 項及び第 2 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

出典：熊本大学大学院学則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料5 - 4 - - B 各研究科等の目的と授与する学位

研究科等名	目 的	授与する学位	
教育学研究科 「修士課程」	(教育研究上の目的) 第1条の2 本研究科は、学部における教員養成教育を基礎として、広い視野に立って精深な教育学の学識及び研究方法を授けるとともに、教育の場に関する理論と実践の研究能力及び専門性を高め、教員として必要な資質能力を向上させることを目的とする。	修士(教育学)	
社会文化科学研究科 「博士前期課程」	(教育研究上の目的) 第2条 本研究科は、現代社会において、人文社会科学及び教授システム学等の知識とこれらを基盤とした実践知を駆使し、地域や行政・企業の多様な場で中核の人材として活躍する高度専門職業人を養成するとともに、学際領域を含む諸学の研究教育拠点として、日本の学術を牽引し、世界の知の発展に貢献する研究を推進し、これを担う研究者を養成することを目的とする。	修士(文学) 修士(法学) 修士(公共政策学) 修士(教授システム学) 修士(学術)	
社会文化科学研究科 「博士後期課程」			博士(文学) 博士(法学) 博士(公共政策学) 博士(学術)
自然科学研究科 「博士前期課程」	(教育研究上の目的) 第2条 本研究科は、多様化する社会のニーズと学際的・融合的に進化する科学技術や学術研究に対して柔軟に対処し、堅実な基礎学力と広い分野にわたる応用能力を備えた総合的・国際的視野を持つ実践的・創造的・国際的人材を育成することを目的とし、国際的に魅力のある大学院を目指す。	修士(理学) 修士(工学) 修士(学術)	
自然科学研究科 「博士後期課程」			博士(理学) 博士(工学) 博士(学術)
医学教育部 「修士課程」	(教育上の目的) 第1条の2 医科学専攻(修士課程)は、医学又は生命科学の知識及び思考力を備えた、専門分野における高度な研究能力を有する研究者、教育者又は高度専門職業人を育成することを目的とする。	修士(医科学)	
医学教育部 「博士課程」	2 医学専攻(博士課程)は、医学又は生命科学の幅広い知識及び深い思考力を備えた、専門分野における国際的研究能力を有する研究者若しくは教育者又は高い研究志向及び問題解決能力を有する高度医療専門職業人を育成することを目的とする。		博士(医学) 博士(生命科学)
保健学教育部 「修士課程」	(教育上の目的) 第2条 本教育部は、人間の尊厳を軸とした高い倫理観を基盤とした豊かな人間性を備え、高度な専門的知識を有する、医療現場においてリーダーシップを発揮できる研究志向を持った高度専門職業人又は創造性豊かな教育者・研究者を育成することを目的とする。	修士(保健学) 修士(看護学)	
薬学教育部 「博士前期課程」	(教育上の目的) 第1条の2 本教育部の分子機能薬学専攻は、医薬品創製の現場において主導的役割を果たすゲノム創薬及び基盤的創薬の研究者及び技術者を育成することを目的とする。	修士(薬学)	
薬学教育部 「博士後期課程」	2 本教育部の生命薬科学専攻は、先端的な生命科学分野及び環境科学分野の研究者及び技術者を育成するとともに、臨床の現場において医薬品の適正使用に関し指導的役割を果たす薬剤師を育成することを目的とする。		博士(薬学) 博士(生命科学)

出典：各研究科等規則（平成21年4月1日現在）等を基に作成

資料5 - 4 - - C 各研究科等の教育課程編成の特徴

研究科等名	特 徴
教育学研究科	学校教育実践専攻と教科教育実践専攻は、組織的な機能化を図り、学際的・実践的な教育研究を通して、高度かつ広範な専門的教育実践力を育成することを目指している。
社会文化科学研究科	前期課程には5専攻を置き、各専攻には研究コースの他必要に応じて専門職コースを置き、それぞれのコースに必要な固有の授業科目を配置するとともに、専門職コース・研究コースの両方にまたがる分野については共通の授業科目を置いて、各コースの目的に対応した教育課程が編成され、それに対応する授業科目が開設されている。後期課程にあつては、3専攻を置き、e ラーニングを通じて指導を行う教授システム学があり、その目的に応じた授業科目と指導方法によって研究指導が行われ、通常の指導を行う人間・社会科学専攻には6領域、文化学専攻には5領域を設け、それぞれの領域の目的に必要な教育課程を編成し、教育課程に対応する授業科目を開設している。
自然科学研究科	本研究科の各専攻は、具体的な教育目標を掲げ、博士前期課程・後期課程とも、その達成へ向けて体系的な専門授業科目（必修及び選択科目）を配置している。また、専攻専門科目に加え、全専攻共通科目を開講し、多様な選択履修を可能にしている。特に、「問題解決型学生の育成」を行うため、PBL型教育である「プロジェクトゼミナール」を全専攻横断で開講し、博士後期課程では、これを必修化させることにより、創造性豊かな人材の育成を目指している。さらに、総合科学技術共同教育センターを平成19年度に設置し、産学連携及び国際共同教育を行っている。また、「科学技術分野における国際共同教育プログラム」が平成19年10月からスタートし、国際共同教育体制を確立した。加えて、平成19年度より開始した「大学院全面英語化計画（GRASIUS計画）」により、国際化を目指したグローバルな教育を強力に推進した。また、グローバル化に対応するため、GRASIUS計画に基づいて海外インターンシップの推進とその単位化を行っている。
医学教育部	教育の目的に合った大学院教育課程の体系化を目指して、以下の改革を実施して特色ある教育課程を編成した。 (1)大学院部局化を実現し、教員が所属する研究部と、大学院教育を行う教育部を分離して、時代の要請に合った教育を実現する体制を確立した。 (2)平成20年度からの大学院教育充実に向けた、博士課程の1専攻への改組と、修士および博士課程の必修科目と多様な選択科目により構成される教育カリキュラムの大幅改定を実施した。 (3)博士課程にエイズ研究者、発生・再生医学研究者の育成コース、代謝情報学研究者および、がん博士の育成プログラムなどの、他大学にないユニークな教育コースとプログラムを設置した。 (4)留学生の受け入れ体制を整えるべく、10月入学制度を実施して、シラバスおよび講義科目等の英語化を実現した。
保健学教育部	教育・研究者および高度専門職業人の育成を目的とした専門共通科目、専門科目を設置し、特別研究への移行が容易になるよう体系的にカリキュラムを構築している。また高度専門職業人としての訓練プログラムを提示し、訓練を行っている。
薬学教育部	薬学教育部においては、前期および後期課程とも、分子機能薬学専攻および生命薬科学専攻の2専攻からなり、さらに大学院教育改革支援プログラム「創薬研究者養成プログラム」の採択により、バイオフィーマコース、メディシナルケミストコース、DDSスペシャリストコースの3コース制を併設した。博士前期課程の学位は修士（薬学）であり、博士後期課程の学位は博士（薬学）または博士（生命科学）である。 コース制においては、社会が求める実践的な（即戦力の）創薬研究者を育てることを目的に、各コースに特化した授業科目を厳選して割り当てたため、全ての授業科目を必修とした。一方、従来の所謂非コースの専攻課程においては、柔軟な授業科目の選択を可能とするため、必要単位数は必修科目に比べて選択科目の比率を高く設定した。さらに、コース制および非コース制はそれぞれ独自の必要単位数を設定している。このように薬学教育部では、教育目的および学位に相応しい教育課程が編成されている。

出典：各研究科等調査資料等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

本学は、専門職大学院を除き、3研究科及び3教育部を設置している。大学院学則に教育課程の編成方針を明示し、各研究科等では授与する学位及び養成する人材像等の教育研究上の目的を定めている。

以上のことから、教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

観点 5 - 4 - : 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

学生のニーズ、社会からの要請等については、授業改善のためのアンケート（前掲資料 3 - 2 - - D ~ G）、学生代表との懇談会（後掲資料 7 - 1 - - A）、学生相談窓口、就職先企業等へのアンケート（後掲資料 6 - 1 - - A ~ C）や各種イベント等により把握に努めており、把握したニーズは、秋季入学の拡充など多様な形で教育課程の編成等に役立てている（資料 5 - 4 - - A, B）。それぞれの授業担当者は、教育目的の実現に必要な知見の水準を、研究活動を通じて確保するとともに、先端的な研究成果についても、授業の特性に応じて積極的に取り入れている（資料 5 - 4 - - C）。教育の質の向上等を目指す教育改革の優れた取組として、本学の企画プログラムが文部科学省から「魅力ある大学院教育」イニシアティブ等の多くの教育 GP に採択（資料 5 - 4 - - D）されるなど、大学院教育の充実を図っている。

資料5 - 4 - - A 各研究科等における学生からの多様なニーズに対する取組状況

研究科等名	取組状況
教育学研究科	大学院では、特論、特論演習とも少人数で開講されるため、現職教員出身者を含む学生からのニーズは担当教員のヒアリングに委ねられている。そこで要請された課題に対応して、教科理論研究とともに、教育現場の実践性を視野に入れた授業内容の取り組みが広く行われている。
社会文化科学研究科	前期課程に5専攻を置き、各専攻には研究コースの他必要に応じて専門職コースを置き、学生の志望や社会のニーズに対応して高度専門的職業人の養成を行うために、それぞれ実践的な授業科目を含む必要な授業科目を開講している。後期課程においては3専攻を置いて、人間・社会科学専攻には6領域、文化学専攻には5領域を設け、多様な学生の志望に応える教育課程と指導体制が整備されている。また、教授システム学専攻は、主として遠隔地の社会人学生を対象にeラーニングを通じて教育を行っており、現代の社会的要請に応えるものとなっている。 前期課程については、一定以上の人数の履修学生のいる授業については、授業改善のアンケートを実施し、現在分析中であり、後期課程についても毎年度修了学生に対してアンケート調査を実施して、大学院教育にふさわしい指導方法・指導体制の改善に取り組んでいる。
自然科学研究科	学生の多様なニーズに対応するため、自専攻の専門科目に加えて、多彩で幅広い履修ができる体制を整えている。また、他大学大学院との単位互換制度等（従来の研究型インターンシップに加えて、海外インターンシップ等）、多様なインターンシップ制度を設けている。加えて、プロジェクトゼミナールが主体となり最先端の科学技術を講ずる先端科学特別講義を全専攻共通で開講するとともに、開放科目として一般にも公開している。さらに、技術経営能力育成に対する要請に応えるため、MOT 特別教育コースを設けており、学生だけでなく社会人のキャリアアップ教育にも貢献している。また、「国際的に魅力ある大学院」を目指すために、留学生を積極的に受け入れている。さらに、博士後期課程において要請の高い社会人学生の受け入れも積極的に進めている他、研究生や科目等履修生等も受け入れている。
医学教育部	平成20年度からの大学院授業のさらなる充実と、特色ある教育拠点の形成を目指して、4専攻系に分断された教育組織の弊害を解決するために、「医学専攻」の1専攻に統一し、その中に特色ある教育コースやプログラムを設置した。また、履修に必要な基本情報が記載されたシラバスを、留学生にも配慮して全授業科目について和文と英文で作成し、講義は資格審査に合格した複数の教員によるオムニバス形式を採用した。さらに、本学固有の学内LANと学務情報システム（SOSEKI）を用いて、全学生に履修登録と成績評価を閲覧可能にし、学生用パソコンを整備した。また、学生の教育研究能力の向上を図るために、TAやRAの制度を活用し、様々な学習指導法を工夫した。また、国際的に活躍できる多様な人材育成という学生および社会からのニーズを踏まえ、エイズ、癌、発生医学、代謝情報学などの様々な領域において、COE、GPプログラム及び学内研究拠点を活用して、研究室の垣根を越えた人材交流、英語による研究理解及び発表能力の育成を重視した教育を行っている。さらに、留学生の優先配置を受け、また多数の社会人学生の就学に配慮して、社会人の再チャレンジ支援の採択を受けて、授業料免除、博士課程の夜間講義の実現、ならびにeラーニングシステムを整備しつつある。さらに、医学教育部は、研究生や科目等履修生等も多数受け入れている。また、学生ならびに教員に対して新しいカリキュラムに関するアンケート調査を実施し、その結果を教育方法の改善に役立てている。
保健学教育部	平成20年度に設置したばかりであり、現在大学院生のニーズ調査を準備している段階であるが、社会人の学習ニーズに応えられるようeラーニングやテレビ会議システムの推進を行うとともに、時間割編成に配慮を行っている。
薬学教育部	ケーススタディ実習～においてDDS製剤の開発者を企業等から招聘して実習を行っている。薬効評価解析学、遺伝情報学、病態遺伝子解析学演習、転写制御学特論、転写制御学演習、DDS細胞生物学、臓器形成学特論、臓器形成学演習、DDSモデル動物学、ヒトゲノム医学特論、発生遺伝学、再生医学、病態遺伝学特論、病態遺伝学演習において発生医学研究所の協力講座の教員によって授業・演習を行っている。薬剤師免許を取得していることを前提とし、現場の医療チームに参加しつつ行う科目として臨床薬物動態学演習、臨床薬物動態学特別実験、薬物治療学演習、薬物治療学特別実験、薬剤情報分析学演習、薬剤情報分析学特別実験を開設している。実践的創薬研究者・技術者の養成を目的としたDDS教育コースの授業科目として特許実習、市場調査実習、臨床開発実習、起業実習を開講している。スモールグループディスカッション、プレゼンテーションを取り入れた授業科目として薬剤情報分析学演習、薬剤情報分析学特論、生命環境倫理学特論を開講している。薬剤師あるいは医薬品の研究開発に携わるために必要な医学と臨床薬学の総合的な知識、及び薬物治療上の問題解決能力を身につけることを目標とした授業科目として薬物治療学特論、薬物治療学演習を開講している。国際的活動支援奨学事業において英語による研究発表と質疑応答を行い、国際学会参加費を支給する者の選考を行っている。

出典：各研究科等調査資料等を基に作成

資料5 - 4 - - B 秋季入学者数の推移

(単位：人)

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
25	30	24	25	44

出典：各年度秋季入学式次第等を基に作成

資料5 - 4 - - C 教員の教育内容と研究活動との関連（抜粋）

研究科等名・職名・教員名	担当授業科目	主な研究活動・主な業績等
教育学研究科 教育学部 教授 古賀 倫嗣	社会学特論	地域社会と家庭，学校の連携・協働システムの研究 「『生きる力』の育成と通学合宿」(『熊本大学生涯学習教育研究』第2号，熊本大学生涯学習教育研究センター，2003年)
社会文化科学研究科 社会文化科学研究科 教授 森 正人	東アジア文化基礎論 日本文化論 日本文学史論 古典文学研究の最新動向と高校古典 日本古典文学特論	古典文学を中心とする日本文学研究 森 正人『今昔物語集の生成』和泉書院，1986年（単著）
自然科学研究科 自然科学研究科 教授 高島 和希	マテリアル破壊工学	マテリアル破壊工学 E. Taki, Y. Kawakami, M. Otsu and K. Takashima: Fracture behavior of micro-sized Fe-3%Si alloy single crystals, J. Solid Mechanics and Materials Engineering, vol.1, no.6, pp.779-786 (2007)
医学教育部 医学薬学研究部 教授 西村 泰治	造血免疫制御学理論	がん免疫療法の開発に向けた基礎および臨床研究 Imai, K., Hirata, S., Irie, A., Senju, S., Ikuta, Y., Yokomine, K., Harao, M., Inoue, M., Tsunoda, T., Nakatsuru, S., Nakagawa, H., Nakamura, Y., Baba, H., and Nishimura, Y.: Identification of a novel tumor-associated antigen, Cadherin 3/P-cadherin, as a possible target for immunotherapy of pancreatic, gastric and colorectal cancers. <i>Clin. Cancer Res</i> 14: 6487-6495, 2008.
保健学教育部 医学薬学研究部 教授 浅井 篤	医療倫理学	臨床倫理，研究倫理，生命倫理教育 Miki Fukuyama, Atsushi Asai, Koichiro Itai, and Seiji Bito for the Clinical Ethics Support and Education Project. A Report on Small Team Clinical Ethics Consultation Programs in Japan. Journal of Medical Ethics, 2008, in press.
薬学教育部 医学薬学研究部 教授 大塚 雅巳	生物有機化学	細胞内シグナル伝達を制御する人工化合物の合成と機能解析 Kensaku Anraku, Teruhiko Inoue, Kenji Sugimoto, Takashi Morii, Yasuo Mori, Yoshinari Okamoto, Masami Otsuka "Design and synthesis of biotinylated inositol phosphates relevant to the biotin-avidin techniques" Org. Biomol. Chem., 6, 1822-1830, 2008

出典：各研究科等調査資料を基に作成

資料5 - 4 - - D 大学教育改革支援プログラム等の採択・取組状況

採択年度	教育プログラム	主たる研究科等	趣旨・目的	成果、その後の取組等
17	DDS スペシャリスト養成プログラム 【「魅力ある大学院教育」イニシアティブ】 2年間： 平成17年度～平成18年度	薬学教育部	DDS に特化した若手研究者の養成を目指す。具体的には、常に創薬への応用を念頭に置きながら DDS 研究を展開できるよう複数教員による研究指導により、組織的・系統的な DDS スペシャリスト養成プログラムを実践するプロジェクトである。 http://www.pharm.kumamoto-u.ac.jp/graduate/details/index.php?id=349	平成 18 年度 DDS コースへの入学者は、66 名の薬学教育部入学者中 6 名と 1 割程度であったが、翌年には 84 名中 16 名と約 3 倍（全体の 2 割）に達し、本コースの取組内容が大学院生にとって魅力的であることが理解された。さらに、本プログラムの経験を活かし、社会の求める実践的な創薬研究者育成のため、DDS コースに加え、メディシナルケミストコース、バイオフィーマコースの 3 コース制を大学院薬学教育部に新設した。なお、本取組（創薬研究者養成プログラム）は、平成 19 年度大学院改善支援 GP に採択された。
	不登校の改善・解決に資する教育力の養成 【資質の高い教員養成推進プログラム（教員養成 GP）】 2年間： 平成17年度～平成18年度	教育学研究科	教育現場における重要課題である不登校の改善・解決に資する実践的能力を育成する系統的カリキュラムを提案し、その試行実践を行う。教育学部の不登校支援活動の実績と医学部の不登校予防治験を基盤とし、不登校支援理論を創出すると共に、不登校児童生徒の情動・行動・認知にアプローチする教科教育の特性を活かした実地研修を行い、その有用性を検証する。 http://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/kgp/index.html	不登校の改善・解決に資する教育力を育成するための講義・演習を、教育学研究科のカリキュラムに導入するとともに、本研究・実践を報告書として取りまとめた。また、本カリキュラムの一貫として、熊本市内の不登校児童・生徒を対象とした適応指導教室において、毎月 1 回、美術教育、技術教育の大学院生による支援活動を実施している。さらに、平成 20 年度は、美術教育、技術教育、保健体育、養護教育の学生・院生が、菊池教育事務所管内の不登校児童・生徒を対象としたサマーキャンプにおいて、同カリキュラムの一部を実施した。これらの活動に対して、児童・生徒は、積極的に参加すると共に、人づき合いを行っていく力（ソーシャル・スキル）と、課題に取り組んでいく力（セルフ・コントロール）の育成が図られていることが調査により明らかとなった。なお、これらの取組については、熊本市教育委員会および菊池教育事務所からの評価も高く、次年度以降も継続して実施する予定である。
18	異分野融合能力をもつ未来開拓型人材育成 【「魅力ある大学院教育」イニシアティブ】 2年間： 平成18年度～平成19年度	自然科学研究科	ナノ科学や生命環境科学領域において、異分野の研究を融合・複合しながら新しい科学と科学技術を創成できる有能な人材を育成するため、異分野を意識させながら複数教員指導体制のもとで特別に実施される教育プログラムである。 http://www.gsst.kumamoto-u.ac.jp/tokubetsu/index.html	【成果】 ・異分野研究テーマとの組み合わせトレーニングを行い、学生が融合によるオリジナル研究テーマ設定ができるようになった。 ・学生の学内外異分野研究室への研究インターンシップを行い、自らの研究テーマを持ちながら異分野研究室の実践的研究研修を行わせることにより研究の幅を広げた。 ・国際会議発表を義務づけ、国際的研究感覚を身につけさせた。 【その後の取組】 ・創造性トレーニングの科目を作った。 ・異分野を含む国内外のインターンシップの枠を広げた。 ・国際会議発表を促進する教育システムを作った。

エイズ制圧をめざした研究者養成プログラム 【「魅力ある大学院教育」イニシアティブ】 2年間： 平成 18 年度～ 平成 19 年度	医学教育部	基礎研究成果を基にエイズの治療薬や治療法の開発まで行うトランスレーショナル研究の専門家の育成が、エイズを制圧するために急務とされる。そこで最もエイズの研究教育実績がある熊本大学医学教育部に、「エイズ制圧を目指した研究者養成コース」を新設し、国内外から大学院学生を受け入れて組織的な大学院教育を実施し、トランスレーショナル研究を推進する能力を有した研究者・エイズ専門医の育成、さらに HIV-1 などの高病原性微生物の取り扱い能力を備えた研究者の育成を行う。 http://www.caids.kumamoto-u.ac.jp/miryoku/top_page/default.html	本プログラムは、医学教育部博士課程のアドミッションポリシーに基づき、様々な教育活動を行ってきた。コースは、「エイズ制圧のためのトランスレーショナル研究者養成コース」及び「エイズ先端研究者養成コース」を設置して次の取組を実施した。 エイズに関する幅広い分野とトランスレーショナル研究に関する英語による講義 研究方法を習得する実習：2 週間の少人数制の実習コースワーク 病棟実習を含んだエイズ臨床を体験する演習 熊本エイズセミナーの実施 英語による研究発表・討論能力を養うための Native speaker による指導 国際学会での発表 上記の組織的教育プログラムにより、幅広い知識と基礎・臨床研究の専門性を備えたエイズ研究者の育成が期待できる。また、本プログラムがトランスレーショナル研究を行うことができる研究者の育成をめざす大学院教育の改善にも貢献できる。
次世代情報化社会を牽引する ICT アーキテクト育成プログラム（連携：九州大学、九州工業大学、宮崎大学、熊本大学） 【先導的 IT スペシャリスト育成推進プログラム】 4 年間： 平成 18 年度～ 平成 21 年度	自然科学研究科	次世代情報化社会を牽引する情報通信技術 (ICT) の指導的技術者を育成する。社会における ICT の位置づけを理解し、幅広い知識と高い倫理観と高度な技術レベルを兼ね備えた人材を養成するために、先進的かつ体系的なカリキュラムを開発する。九州工業大学ほか連携大学と緊密に連携し、日本経団連の全面的支援、地域の産業界や自治体および周辺大学との協力体制に基づき、PBL を中心とした実践系科目を充実させ、学生の主体性を伸ばす。 http://www.qito.kyushu-u.ac.jp/greeting.html	産学及び大学間の効果的な連携体制が構築されるとともに、実践的な教育カリキュラム、教材、教育方法等が開発され、学生のスキル向上等の教育効果も確認されるなど、世界最高水準の IT 人材育成に向けた成果が認められた。平成 20 年度の中間評価では、実務家教員からの提案を柔軟に受け入れながら活性的な産学・大学間連携体制が構築されていると評価され、「当初目的に照らして、計画は順調に実施に移され、現行の努力を継続することによって目標達成が可能と判断される」という評価結果を頂いた。熊本大学では、遠隔講義の実施や単位互換協定の締結、さらには客員教授による相互交流を実現でき、多くのノウハウを蓄積できた。また、ものづくり創造融合工学教育や地元産学官連携による学部教育の強化も併せて進めており、補助期間終了後には、学部教育と大学院教育を連携させた形で、これら産学・大学間連携に基づく教育体制を拡充・発展させる予定である。

19	九州がんプロフェッショナル養成プラン（連携：九州大学担当，共同：熊本大学他10大学） 【がんプロフェッショナル養成プラン】 5年間： 平成19年度～ 平成23年度	医学教育部	九州におけるがん医療の質の均てん化を実現を目的とした取組である。このプランは九州を一つの医療圏として九州大学を中心に九州13大学、地域のがん拠点病院、緩和ケア専門病院によるネットワーク（九州がんプロフェッショナル養成協議会）を構築し、行政や医師会と連携して九州全域にがんの医療、情報収集、教育、研究を展開することを目的としている。各大学は独自の教育プログラムを実施するとともに、優秀な教員を交流し科目を共有することにより、効果的な教育を実現する。本プログラムの修了者は、このネットワークを通じて地域のがん医療の担い手として九州各地で活躍することが期待される。 http://www.k-ganpro.com/index.html	熊本大学は九州・沖縄全域の13大学が連携する「九州がんプロフェッショナル養成プラン」に参加し、優秀な教員の交流や科目の共有により、より効果的かつ効率的な教育を実践し、がん専門医療人を育成することで、九州地区における質の高いがん医療の均てん化を目指している。熊本大学では、薬物治療専門医や放射線治療専門医などを養成するプログラムとして大学院4年コース（がん博士養成プログラム）と、基盤学会の認定医・専門医ががん治療専門医になるための短期研修・インテンシブコース（がん専門医ブラッシュアッププログラム）の2つを設定した。 プログラムの内容としては、理論科目、セミナーシリーズ、コースワーク、実践等からなり、がん博士養成プログラムでは、医学博士の資格とがん専門医としての資格の双方を取得しやすい内容になっている。 本年度は10名の募集に対して8名のがん博士コースに大学院生が入学したが、まだ認知度が低いため、熊本県におけるがん医療のレベルアップのためにも、今後さらにプログラムの充実を図り、一人でも多くのがん専門医を輩出することを目指したい。
	IT時代の教育イノベーション育成プログラム 【大学院教育改革支援プログラム】 3年間： 平成19年度～ 平成21年度	社会文化科学研究科	国際産学共同開発による「ストーリー型カリキュラム」の導入、国際連携による「eポートフォリオ」活用教育改善システムの開発、グローバル化の先端を行く外国大学との戦略的連携による国際遠隔共同授業の開発、高等教育・企業内教育連携による「学びと仕事の融合学習」の開発を目的としている。 http://www.gsis.kumamoto-u.ac.jp/gp/index.html	国際産学共同開発による「ストーリー型カリキュラム」の導入 1年次必修科目に相当するカリキュラム開発を目指して設計に着手する計画で、一部を委託先に開発依頼し、海外から招聘した研究者を交えて協議・検討してきたところ、1年次必修科目全体をカバーするストーリー型カリキュラムの基本設計を終えた（平成20年度に同カリキュラムを実施中） 国際連携による「eポートフォリオ」活用教育改善システムの開発 Sakai プロジェクトの成果を踏まえつつ、eポートフォリオの高度化設計に着手し、関係者からのヒアリングを行い、仕様を具体化、具体的な機能を洗い出しながら、簡易版プロトタイプを試作した。 グローバル化の先端を行く外国大学との戦略的連携による「国際遠隔共同授業」の開発 ビデオチャットシステムを導入し、まずは国内で全国各地の在学学生を対象に、修士論文の遠隔指導ゼミ等を試験運用した。また、ノッティンガム大学との間で、派遣・招聘を行い、カリキュラム開発等に関し協議し、国際遠隔共同授業（グローバル教育戦略論）のカリキュラム原案を開発した。 高等教育・企業内教育連携による「学びと仕事の融合学習」の開発 社会人学生の実務やOJTと本専攻における学習を有機的に関連させた指導モデルの開発のため、海外先進事例や国内参考事例等を調査するとともに、本専攻の関連教育実践からの知見を整理し、これらを踏まえた指導モデルのアウトラインを作成した。

	大学院科学技術教育の全面英語化計画 【大学院教育改革支援プログラム】 3年間： 平成19年度～ 平成21年度	自然科学研究科	国際的に活躍できる技術者・研究者を育成していくために、学生の異分野対応能力や実践的能力を涵養し、あわせて、国際社会でのコミュニケーションに必要不可欠である英語力の強化を図る。本研究科自体も英語による大学院教育の基盤を拡充・整備し、その組織的展開を図る。これにより、本研究科の教育面での国際競争力を強化し、国際的に魅力ある大学院となることも大きな目標となっている。 - 「グラシウス(GRASIUS: Graduate School Action Scheme for the Internationalization of University Students)計画」。 http://www.gsst.kumamoto-u.ac.jp/grasius/	平成19年度は56名の学生と教員をそれぞれ国際会議での論文発表と海外大学での講義の提供のため海外に派遣した。平成20年度はその派遣数が112名となった。博士後期課程学生の自立的研究支援のために平成19年度は19件、平成20年度は9件の研究支援を実施した。学生の英語力評価の一環として、本研究科において平成20年3月、8月および平成21年3月にTOEFL-ITP試験を実施し、それぞれ60名、98名、94名の受験者があった。平成19年1月から3月までの試行を経て、平成20年4月より「科学英語演習Ⅰ(スタンダードコース)」と「科学英語演習Ⅱ(パワーアップコース)」を新設し、演習Ⅰでは108名の学生が受講した。また、演習Ⅱは現在51名の学生が受講中である。本研究科附属総合科学技術共同教育センター・国際共同教育部門での集中講義実施のため海外大学から教員を招へいしているが平成20年度には総数で14名の教員を招へいし英語による専門科目教育を提供した。平成20年3月に本研究科において本研究科主催の第1回学生国際会議(ICAST: International Student Conference on Advanced Science and Technology)を開催し海外協定校からの学生を含めて全体で約100件の研究発表があり学生による活発な意見交換がなされた。平成20年12月22日、23日の両日、北京大学工学院との共催による第2回学生国際会議を北京大学で開催し、76件の学生による研究発表を行った。専門教育科目の英語化についても講義実施形態をカテゴリー化し、そのカテゴリーを1段階レベルアップする方向で英語化を進めているところである。
	創薬研究者養成プログラム 【大学院教育改革支援プログラム】 3年間： 平成19年度～ 平成21年度	薬学教育部	医薬品産業は21世紀の我が国を支える基幹産業であり、医薬品産業で活躍する創薬研究者を育成する大学院教育は21世紀の我が国の発展を支える上で極めて重要である。本プログラムは、社会が求める実践的な(即戦力の)創薬研究者を育てることを目的としている。 http://www.pharm.kumamoto-u.ac.jp/phagrad/gp/	大学院薬学教育部にバイオフィーマコース、メディシナルケミストコースを新たに導入し、既存のDDSコースと併せて、実践的な創薬研究者を養成する大学院プログラムを開始した。また臨床試験実習を実際に行うなど、順調にプログラムは進行している。
20	スーパー連携大学院構想:産学官の広域連携を通じたイノベーション博士人材の育成 【戦略的大学連携支援事業】 3年間： 平成20年度～ 平成22年度	自然科学研究科	国公私立大学、地方自治体、産業界の連携により「スーパー連携大学院」構想を具体化し設置準備を行う取組である。本取組では、●社会的人材ニーズに真に応えるイノベーション博士人材を育成するための遠隔教育、単位互換、産学共同研究、地域及び遠隔連携プロジェクト、国際共同プロジェクト等を柔軟に組合せた人材育成システム、●連携する大学全体の学生や教員はもちろん、地元企業や自治体などを活性化させる仕組み、●中核として当該大学院の施設に加えて参加大学のサテライト施設やインキュベーション施設等を含む包括的な産学官連携拠点の首都圏への設置、などの具体化方策を総合的に設計する。これにより個々の大学が連携によるシナジー効果を活かして個性を伸ばし、地域に貢献する知的基盤としての役割を強化することを目的としている。 http://www.uec.ac.jp/info/news/080905.html	平成20年度の取組計画は次のとおりである。 産学官が対等に議論・協力する実施体制の構築 スーパー連携大学院準備室の開設 広報・渉外活動によりスーパー連携大学院に参画する企業、経済団体等を募る 複数の委員会を設け、当該大学院の基本設計、詳細設計や教育課程の開発等を実施 産学連携共同教育プロジェクト(博士研究テーマ)立ち上げの準備調査 江戸川区との連携によるスーパー連携大学院を核とする産学官連携拠点の建設に関する調査 国外、国内の視察調査の実施 複数の大学間でのe-ラーニング環境の整備と試行 シンポジウムの開催

	臨床・基礎・社会医学一型先端教育の実践 【大学院教育改革支援プログラム】 3年間： 平成20年度～ 平成22年度	医学教育部	本教育プログラムでは、既に実施されている「代謝・循環情報医学エキスパート育成コース」及び「発生・再生医学研究者育成コース」を連携させ、先端医学教育のより効果的な実現を図る。代謝・循環制御学、発生・再生医学、環境社会医学、生命倫理学等の講義科目を相互に履修させ、メタボロミクスや幹細胞生物学に関する実習の一部を共通化し、生活習慣病と再生医療を関連づけた専門知識・技術を習得させる。演習では、異分野の学生・教員のグループワークによる Project-based learning を実施して広い視野から問題解決能力を養うほか、代謝・循環情報医学と発生・再生医学に関するセミナーや学会出席を奨励して単位化する。研究指導科目では、先端臨床分野の専門医師育成に向けた代謝病診断・治療学や再生・再建治療学研究、先端医学分野の研究者・技師育成に向けた臨床メタボロミクスや発生・再生医学研究、先端医療分野の専門職業人育成に向けた疾病予防や生命・医療倫理に関するフィードバックを実施する。研究指導においては、学生による定期的な研究中間報告に対して異分野の複数教員が助言を行う合同プログ्रेस・レポートを実施するなど、臨床・基礎・社会医学を横断する組織的大学院教育を実践する。授業科目を英語で開講するほか、サマー・フェローシップ派遣や海外短期共同研究プロジェクト派遣等により国際的な人材養成に向けた教育を行う。 このような教育を通して、生活習慣病の診断・治療及び再生医療に携わる先導的専門医師、代謝分子を標的とした病態解明と発生・再生医学の確立に貢献する指導的研究者・臨床検査技師、生活習慣病に関するヘルスプロモーションや移植コーディネーション等の優れたコメディカルの育成を図る。 http://igakugp.kuma-u.jp/index.html	平成20年度取組計画は次のとおりである。 代謝・循環情報医学エキスパート育成コース及び発生・再生医学研究者育成コースを開始する 医療情報・倫理学理論等の代謝コース、発生・再生医学特論等発生コース及びその他の理論科目（専攻共通）の講義を実施し、各コースの学生に相互履修させる講義科目について、オンライン教材と英語による講義スクリプトの作成を行う 医学実験講座、発生・再生医学実習のコースワーク科目を共同実施する セミナーシリーズ「名医に学ぶ」の代謝コース、発生・再生医学演習の発生コース、医学・生命科学セミナー（専攻共通）の演習科目を実施する 専攻共通の研究指導科目を履修させ、研究指導を開始する 定期的に研究中間報告会を開催する 学生をRAとして各コース相互に採用し、異なる研究現場の補助を通して専門応用能力を習得させる 学生を国外の医療・教育・研究施設に短期派遣する 教育プロセス管理、FD活動計画、自己点検・評価体制について、実施要領を作成し年次活動計画を策定する 授業科目についてアンケート調査と成績分布調査を行い、教育の成果について検証・評価し、必要に応じて改善策を検討する FDセミナー等を開催して、教育内容、実施方法、カリキュラム等について改善を図る 医学教育部ホームページ等を通して、各教育コースについての広報活動を行う
--	---	--------------	--	--

出典：教務課資料等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

学生のニーズ、社会からの要請等については、アンケート、学生代表との懇談会等により実効のある方法で把握に努め、多様な形で教育課程の編成等に役立てている。授業担当者は、教育目的の実現に必要な知見を研究活動を通じて確保し、授業の内容に反映させている。教育の質の向上等を目指す教育改革の優れた取組として、本学が企画したプログラムが「魅力ある大学院教育」イニシアティブ等の多くの教育GPに採択されるなど、大学院教育の充実を図っている。

以上のことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

観点 5 - 4 - : 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

大学院における授業・研究指導、履修、単位の計算方法・認定、修了要件等は、大学院学則（資料 5 - 4 - A）及び研究科等規則（資料 5 - 4 - B）に明示している。シラバス（後掲資料 5 - 5 - A）に学習目標、授業計画、評価方法・基準等を明示しているほか、自主学習につながるレポート・課題等の情報を明示している。環境面の整備に関しては、研究室に自主学習等のスペースを確保し、各研究科等に自習室（後掲資料 7 - 2 - A, B）を設置しているほか、カンファレンス室や共通研究室を開放し、授業時間外の主体的な学習を促進している。そのほか、CALL による英語自主学習、WebCT を利用した e ラーニングによる自主学習を可能にするなど、学習環境を整備している。

資料 5 - 4 - A 授業・研究指導、履修、単位の計算方法・認定、修了要件等

(授業及び研究指導) 第 24 条 本学大学院(法曹養成研究科を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導により行うものとする。 2 法曹養成研究科の教育は、その目的を達成し得る実践的な教育を実施するため、専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法による授業により行うものとする。 3 研究科又は教育部における専攻別の授業科目及び単位は、研究科又は教育部において別に定める。 4 第 1 項及び第 2 項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 5 第 1 項及び第 2 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。 (教育方法の特例) 第 25 条 研究科又は教育部において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。 (履修) 第 26 条 学生は、在学期間中に、それぞれの専攻において定められた授業科目を履修しなければならない。 2 履修方法については、研究科又は教育部において別に定める。 (単位の計算方法及び単位の認定) 第 28 条 単位の計算方法及び単位の認定は、本学学則第 39 条及び第 40 条を準用する。 2 研究科又は教育部が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組合せに応じ、本学学則第 39 条第 1 項各号に規定する基準を考慮して研究科又は教育部が定める時間の授業をもって 1 単位とする。 (成績評価基準等の明示等) 第 28 条の 2 研究科又は教育部は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 研究科又は教育部は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。 (他の大学院における授業科目の履修等) 第 29 条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。 2 前項の規定により学生が修得した単位は、修士課程及び博士課程においては、10 単位を超えない範囲で、課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。この場合、博士後期課程にあっては、当該課程の入学資格を取得した課程において、他の大学院の授業科目を履修し課程修了の要件となる単位として取り扱われた単位があるときは、この単位を含めて 10 単位を超えないものとする。 3 第 1 項の規定により学生が修得した単位は、法科大学院の課程においては、30 単位を超えない範囲で、課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合にあっては、そのを超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみることができる。 4 前 3 項の規定は、学生が外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。 5 前各項に関し必要な事項は、別に定める。 (他の大学院等における研究指導等) 第 30 条 研究科(法曹養成研究科を除く。)又は教育部において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。以下「他の大学院等」という。)との協議に基づき、学生が当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。 (入学前の既修得単位の取扱い等) 第 31 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院(外国の大学院を含む。)において履修した単位(大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 15 条の規定に基づく科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後の本学大学院の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、修士課程及び博士課程においては、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10 単位を超えないものとする。 3 第 1 項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、法科大学院の課程においては、転学等の場合を除き、本学法科大学院の課程において修得した単位以外のものについては、第 29 条第 3 項及び第 4 項並びに第 37 条第 4 項の規定により本学法科大学院の課程において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位(第 29 条第 3 項ただし書の規定により 30 単位を超	
---	--

てみなす単位を除く。)を超えないものとする。 4 前項の単位の認定は、教授会又は研究科委員会で行う。 (修士課程の修了要件) 第44条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、研究科又は教育部が定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。 (博士課程の修了要件) 第45条 医学教育部の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。 第46条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、研究科又は薬学教育部が定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。 2 第5条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び第44条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは、「修士課程における在学期間を含めて3年」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。 3 前2項の規定にかかわらず、第17条第6号の規定により本学大学院において修士の学位等を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、本学大学院(法曹養成研究科を除く。以下この項において同じ。)に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、研究科又は薬学教育部が定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年(標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。 (学位論文及び最終試験) 第48条 最終試験は、学位論文を主として、これに関連のある授業科目について行う。 2 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、教授会又は研究科委員会において審査決定する。 3 審査決定の方法は、研究科又は教育部において別に定める。 (学位の授与) 第49条 本学大学院の課程を修了した者には、熊本大学学位規則(平成16年4月1日制定。以下次条において「学位規則」という。)の定めるところにより、修士の学位、博士の学位又は専門職学位を授与する。

出典：熊本大学大学院学則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料5 - 4 - - B 例示：自然科学研究科における履修，単位の計算方法・認定，修了要件等

(履修方法) 第6条 学生は、別表第1に掲げる授業科目のうちから、博士前期課程にあっては30単位以上、博士後期課程にあっては12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。 2 毎年度に開講する授業科目、単位数、授業担当教員及び授業時間は、学年の始めに公示する。 3 授業は、講義、演習、実験及び実習とする。 (履修科目の届出及び承認) 第7条 学生は、授業科目の履修に当たっては、研究指導委員会の指導を受けて、学年又は学期の始めに所定の履修届を授業担当教員に提出し、その承認を得た後、所定の手続きにより研究科長に届け出るものとする。 (長期にわたる教育課程の履修) 第7条の2 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることがある。 2 前項の規定により計画的な履修を許可された者(以下「長期履修学生」という。)(が当該長期履修の期間について変更することを願ひ出たときは、教授会の議を経て、その長期履修の期間の変更を許可することがある。 3 前2項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は別に定める。 (単位の計算方法) 第8条 本研究科の授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。 (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。 (2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。 (3) 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。 (他の研究科又は教育部における授業科目の履修等) 第9条 学生は、本学大学院の他の研究科又は教育部(以下「他の研究科等」という。)(の授業科目を履修しようとするときは、研究科長を経て、当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により学生が履修した授業科目及び修得した単位は、教授会の承認を得て、10単位を超えない範囲で、第6条の規定により履修すべき授業科目及び単位として認定することができる。ただし、博士後期課程の入学資格を取得した課程において、他の大学院の授業科目を履修し、課程修了の要件となる単位として取り扱われた単位又は学則第31条により本研究科に入学する前に履修した単位を、本研究科に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなす単位があるときは、この単位を含めて10単位を超えないものとする。 (単位の認定) 第10条 授業科目を履修した者については、学力試験(以下「試験」という。)(及び出席状況その他によって認定の上、合格した者に単位を与える。 2 前項の認定は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。ただし、授業科目の履修形態等により認定の評語をもって表すことがある。 (試験) 第11条 試験は、授業科目の筆記試験、口頭試験又は研究報告とし、授業科目の終了する学期末又は学年末に行う。 2 学生は、履修した科目についてのみ受験することができる。 3 学生が、病気、忌引、公の証明のある事故のため、試験を受けることができなかった場合には、願ひ出により追試験を行うことがある。 4 学生が、不合格となった授業科目については、再試験を行うことがある。 (学位論文の提出) 第12条 学位論文は、教授会が指定した期日までに提出しなければならない。 (最終試験) 第13条 最終試験は、第6条に規定する単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者について行う。 (学位論文の審査及び最終試験の方法) 第14条 教授会は、審査委員会を設け、学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。 2 教授会は、審査委員会の報告に基づいて、学位論文及び最終試験の可否を決定する。 (学位論文の審査の特例) 第15条 博士前期課程の建築学専攻建築設計コースにあっては、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えるものとする。 (学位の授与) 第16条 博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。 2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。 3 前2項の学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、理学、工学又は学術のいずれかとする。	
---	--

出典：熊本大学大学院自然科学研究科規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

授業・研究指導，履修，単位の計算方法・認定，修了要件等は，大学院学則及び研究科等規則に明示している。シラバスに学習目標，授業計画，評価方法・基準等や自主学習につながるレポート・課題等の情報を明示している。各研究科等において自習室や研究室に自主学習スペースを確保しているほか，カンファレンス室や共通研究室を開放し，授業時間外の主体的な学習を促進している。そのほか，CALLによる英語自主学習，WebCTを利用したeラーニングによる自主学習を可能にするなど，学習環境を整備している。

以上のことから，単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

観点 5 - 5 - : 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

各研究科等では、それぞれの教育目的と専攻分野の特性に沿って、専門性と研究能力の獲得に役立つ種々の授業科目を授業形態上の特色を重視しながら、バランスを考慮して開講している（資料 5 - 5 - - A）。各研究科等において、それぞれの分野の特性に応じた科目構成を取り、教育内容に応じた学習指導法の工夫（資料 5 - 5 - - B）を行っている。

資料 5 - 5 - - A 各研究科等における授業形態（平成 20 年度）

研究科等名	講義	少人数セミナー	演習	実験	実習	その他
教育学研究科	152	0	178	0	2	0
社会文化科学研究科	367	0	212	0	15	94
自然科学研究科	666	36	35	8	4	4
医学教育部	34	0	0	0	444	0
保健学教育部	66	0	13	0	1	0
薬学教育部	80	0	33	56	12	0

出典：各研究科等調査資料を基に作成

資料5 - 5 - - B 各研究科等において重視している授業形態上の特色（平成20年度）

研究科等名	特 色
教育学研究科	各専修での教職専門性の獲得を主眼とし、少人数制での講義、特論等を重視している。また、授業研究、教材開発などの科目では、小中学校等が当面している教育課題に対応したカリキュラム開発など、具体的な指導が実施されている。
社会文化科学研究科	前期課程・後期課程ともに、それぞれの専門分野にふさわしい講義・演習・実習等の授業を配置するとともに、学生をプロジェクト研究に参加させ、実践的な研究・調査能力の獲得・向上に取り組んでいる。教授システム学専攻においては、もっぱら e ラーニングによる授業を実施し、他の専攻においても運用を開始したところである。
自然科学研究科	本研究科では、博士前期課程、後期課程とも、各専攻の教育目標に合わせた講義、実験・研究、演習・セミナーを適切に配置するとともに、全専攻共通科目を準備し、多様でバランスの取れた授業を開講している。特に、実験・研究、演習・セミナーは主として研究室単位で行われ、少人数授業、対話・討論型授業を実施し、マンツーマンのきめ細かい高度な教育研究指導が行われている。また、平成19年度に採択された大学院教育改革支援プログラム「大学院の全面英語化計画（GRASIUS計画）」が進行中で、科学技術英語教育科目を配置し、科学技術論文作成指導を含めた教育の提供を開始するとともに、専門教育科目の英語化を推進している。さらに、本研究科の特徴的な科目である「プロジェクトゼミナール」では、研究科の教育目標である「異分野融合能力を持つ人材」を養成するため、専攻を横断する28の複合・融合型ゼミナールを構成し、博士前期課程では選択2単位、博士後期課程は必修4単位を認定している。学生は課題研究の発表・討論を通して異分野融合の重要性・必要性を実体験し、互いに切磋琢磨する競争的環境の中で、自らの研究を主体的に推進できる能力を身に付ける。また、国内・国際会議での発表を奨励・指導している。また、各専攻での教育目的や分野の特性に応じた授業を効果的に推進するために、授業概要（学生便覧）を作成している。授業概要（学生便覧）は年度初めの履修届作成前に全学生に配付され、学生は授業目的・内容を把握し、履修計画を立てるとともに、自主学習を進めている。さらに、履修に必要な情報が記載されたシラバスを全授業科目について作成し、学務情報システム（SOSEKI）を用いて閲覧できるようにしている。加えて、遠隔学習支援・指導システム（WebCT、e ラーニング等）を導入・活用し、学習指導法の工夫を行うとともに、学生の理解度向上を目指している。
医学教育部	(1) 大学院授業科目と指導教員の充実 講義（理論）、演習、実験、実習（実践）、臨床実習（実践）、セミナーおよび学会発表等の授業形態をバランスよく組み合わせることにより、研究活動を行う上で必須の基礎知識から最新の知識まで習得し、新しい研究分野を開拓できる研究者を養成する基盤を整備した。また、実践科目に助教、TA、RAの支援を得てきめ細かい個人指導による研究指導体制を整えた。なお授業は、医学教育部で定めた厳格な教員審査基準に合格した、質および数において十分な教員により実施されている。 (2) 特色ある大学院教育システムの構築 博士課程には、「エイズ」、「発生・再生医学」、「がん」、および「代謝・循環情報医学」に特化した特色あるコースを設け、専門研究者の養成システムを完備した。 (3) 社会人および女性の大学院学生の受け入れ体制の整備 社会人学生に対する大学院授業の実質化を促進するために、講義科目の夜間開講を実現し、さらに国の社会人復学支援を獲得して、授業料免除やe ラーニングによる遠隔教育について準備を進めている。また4年分の授業料の納入で、最長8年間の大学院教育の履修を可能とする長期履修制度を導入し、社会人及び女性の大学院学生の就学を容易にした。 (4) 大学院教育の国際化 留学生に対応すべく10月入学制度を設置した。国費留学生の優先配置を獲得し、その募集要項ならびに公正な入学試験の実施体制を整えた。さらに、留学生教育をさらに充実すべく、シラバスおよび講義の英語化を実現した。また、中国国費留学生の受け入れを促進すべく、広報活動及び募集要項を整備した。
保健学教育部	教育・研究者および高度専門職業人として必要な高度で科学的根拠に基づく正確な専門知識の獲得、必要とされる知識や技術の訓練を行えるよう少人数での討議とロールプレイ、理論と演習の繰り返しによる思考の訓練を行っている。
薬学教育部	・薬剤師免許を取得していることを前提とし、現場の医療チームに参加しつつ行う科目を開講している（臨床薬物動態学演習、臨床薬物動態学特別実験、薬物治療学演習、薬物治療学特別実験、薬剤情報分析学演習、薬剤情報分析学特別実験）。 ・発生医学研究所の協力講座の教員によって行われる授業・演習を開講している（薬効評価解析学、遺伝情報学、病態遺伝子解析学演習、転写制御学特論、転写制御学演習、DDS細胞生物学、臓器形成学特論、臓器形成学演習、DDSモデル動物学、ヒトゲノム医学特論、発生遺伝学、再生医学、病態遺伝学特論、病態遺伝学演習）。 ・DDS製剤の開発者本人を企業等から招聘し、本学教員とペアになって行う実習を行っている（ケーススタディ実習）。 ・DDSのスペシャリストの養成を目的とし、DDSに特化した実習を開講している（ナノ粒子実習、徐放化実習、吸収促進化実習、有機合成実習、体内動態実習、遺伝子製剤実習、蛋白質製剤実習）。

出典：各研究科等調査資料等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

各研究科等において、教育目的と専攻分野の特性に沿った授業形態や指導法を工夫し、通常の講義形式に偏ることなく、専攻分野に必要とされる効果的な授業形態を採用している。

以上のことから、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

観点 5 - 5 - : 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

大学院課程におけるシラバスの様式及び記載項目等は、学士課程と同一であり、授業の形態・目標・内容、評価方法・基準、履修上の指導等を記載しており、教育課程の編成の趣旨に沿ったシラバス（資料 5 - 5 - A）を作成し、Web 上で公開（前掲資料 5 - 2 - D）している。また、オリエンテーション等においてシラバスシステムの説明を行うなど、活用を促している。学生は、シラバスを参考に履修計画を立て、学務情報システム（SOSEKI）により履修登録を行っている。

資料 5 - 5 - A 例示：シラバス（ナノスペース電気化学）

基本情報			
授業科目名	(日) ナノスペース電気化学 (英) Electrochemistry in Nanospace		
時間割コード	62170	開講年次	1 年
学 期	後期	曜日・時限	火・1 限
講義題目	ナノスペース電気化学		
担当教官	●●●●		
科目コード	6150012170	科目分類	専門科目
選択/必修	選択	単位数	2
詳細情報			
授業形態	主に講義。必要に応じてレポート提出も課します。		
授業の目標	電気化学法は、今日、種々の研究・開発分野で幅広く利用されている極めて有効な手法の一つです。また、新しい手法や応用も急速に進展しています。この講義では、電気化学測定法の最近の進歩、特に、構造規制電極表面での電気化学の基礎と応用に関するトピックスについて解説します。		
授業の内容	電気化学法の基礎から実際までを念頭において、原子/分子レベルで制御された電気化学領域の最近の進歩に関する以下の内容について講義します。 1. 電気化学の特徴と基礎概念と電気化学測定の基礎 ナノスペース電気化学とは 2. 電極のいろいろ：その特徴と電気化学計測 3. 単結晶電極：作製と特徴 4. アンダーポテンシャルデポジション法による電極表面の原子レベル制御 5. 有機分子を用いた単結晶電極の表面修飾/機能化法 6. 表面の評価法：基礎と応用 (SERS, IR, SEIRAS, STM, EQCM 等) 7. ナノサイズ電極 8. ナノスペース電気化学の応用例(1) タンパク質の電子移動制御 9. ナノスペース電気化学の応用例(2) 触媒機能電極/燃料電池への応用 10. ナノスペース電気化学デバイス(センサ/機能デバイス) 11. 電気化学法を用いた分子のナノ空間の機能解明 12. 電気化学法を用いたナノ領域のサイエンス 13. ナノスペース電気化学の応用：最近のトピックスから(1) 14. ナノスペース電気化学の応用：最近のトピックスから(2) 15. ナノスペース電気化学の将来		
キーワード	電気化学反応、電子移動、物質移動、電気化学計測、分光電気化学、表面電気化学、センシング、バイオエレクトロケミストリー		
テキスト	教科書は特になし、必要に応じて、資料・プリントを配布		
参考文献	「電気化学法—基礎測定マニュアル」逢坂、小山、大坂 著 講談社 ¥3300；「電気化学法—応用測定マニュアル」逢坂、小山 編 講談社 ¥5000；「先端電気化学」電気化学協会編 丸善 ¥4500；「現代の電気化学（英語テープ付）」小沢昭弥 他 新星社 ¥3800（テキスト定価 ¥2800）など、英文の洋書も紹介します。		
評価方法・基準	出席回数と課題レポートによる加点方式		
履修上の指導	基本的には毎回完結する形で講義するが、項目によっては、原理・基礎と応用例のように、2～3回の講義でまとめた内容になる場合があるので注意すること。特に基礎部分の受講が重要である。外国人来訪研究者による英語の講義も機会をつくって加えます。		
事前学習	特に予習は不要ですが、基礎と応用例のようにつながりのある講義は、基礎部分を十分に理解することが重要です。		
事後学習	配布プリントや資料・参考書は折に触れて目を通しておく将来役立ちます。折に触れて専門の雑誌・解説書を読んで、理解を深めることが望ましい。		

出典：熊本大学シラバス（平成 20 年度）から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程におけるシラバスは、学士課程と同一の様式で、教育課程の編成の趣旨に沿って作成され、Web 上で公開することによって、学生への活用を促している。

以上のことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点 5 - 5 - : 夜間において授業を実施している課程(夜間大学院や教育方法の特例)を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

各研究科等においては、大学院学則(資料 5 - 5 - - A)に基づき教育方法の特例が適用され、社会人学生を受け入れている(前掲資料 4 - 2 - - C)。社会人学生の勤務終了時間に対応し、6 限目(18 時)以降に多くの科目を開講している。論文指導等に関しても、夜間や休日に行われることが多い。また、全学的に e ラーニングの充実等を図っている。そのほか、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することができる長期履修制度(資料 5 - 5 - - B)を設けている。

資料 5 - 5 - - A 夜間開講について

(教育方法の特例)

第 25 条 研究科又は教育部において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

出典：熊本大学大学院学則(平成 21 年 4 月 1 日現在)から抜粋

資料 5 - 5 - - B 例示：自然科学研究科における長期履修制度(抜粋)

(対象者)

第 2 条 長期履修の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有し就業している者(自営業及び臨時雇用を含む。)
- (2) 育児、介護等を行う必要がある者
- (3) その他研究科長が相当と認めた者

(申請手続)

第 3 条 長期履修を希望する者は、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

- (1) 長期履修申請書
 - (2) 在職証明書又はそれに代わるもの(職業を有し就業している者のみ)
- 2 前項各号に定める書類の提出期限は、原則として次に定めたとおりとする。

- (1) 入学時から希望する者 入学手続期間の末日
- (2) 2 年次又は 3 年次から希望する者 4 月入学者にあっては長期履修を開始しようとする年度の前年度の 2 月末日、10 月入学者にあっては長期履修を開始しようとする年度の 8 月末日

(許可)

第 4 条 長期履修の許可は、研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

(長期履修期間)

第 5 条 長期履修期間は、原則として 1 年単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 1 年次から長期履修学生として認められた者は、博士前期課程にあっては 4 年以内、博士後期課程にあっては 6 年以内
- (2) 2 年次又は 3 年次から長期履修学生として認められた者は、未修学年数(標準修業年限から在学した期間を差し引いた期間)の 2 倍に相当する年数以内

(在学期間)

第 6 条 長期履修学生の在学期間は、当該長期履修学生の長期履修期間に標準修業年限を加えた年数を超えることができない。ただし、在学途中から長期履修学生となった者については、長期履修学生となった後の在学期間は、当該長期履修学生の長期履修期間に 2 年を加えた年数を超えることができないものとする。

(長期履修期間の変更)

第 7 条 長期履修学生が長期履修期間の延長又は短縮を希望するときは、4 月入学者にあっては適用年度前の 2 月末日までに、10 月入学者にあっては適用年度の 8 月末日までに長期履修期間変更願を研究科長に提出しなければならない。

- 2 履修期間の変更は、研究科教授会の議を経て、研究科長が許可する。
- 3 履修期間の変更は、1 回に限るものとする。

出典：熊本大学大学院自然科学研究科長期履修細則(平成 21 年 4 月 1 日現在)から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

各研究科等においては、社会人学生を積極的に受け入れ、学生の事情に応じた授業時間割の設定や論文指導時間の配慮が行われている。

以上のことから、夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

観点 5 - 5 - : 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5 - 6 - : 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

【観点に係る状況】

教育課程の趣旨に沿った研究指導の体制は、大学院学則（前掲資料 5 - 4 - - A）及び各研究科等の規則（資料 5 - 6 - - A）において明確に定めている。学位論文等の指導は、同規定に基づき、計画（資料 5 - 6 - - B）を立て実施している。そのほか、大学院の目的である「人間と自然への深い洞察に基づく総合的判断力と国際的に通用する専門知識・技能とを身につけた高度専門職業人の育成」を達成するため、熊本大学国際奨学事業奨学金制度を創設し、学生の国際会議等での研究発表等（後掲資料 6 - 1 - - R）や海外インターンシップ（資料 5 - 6 - - C）を幅広く支援するなど、研究指導の充実を図っている。

資料 5 - 6 - - A 例示：自然科学研究科における主任指導教員及び研究指導委員会について

（主任指導教員） 第 4 条 教授会は、学生の研究指導を行うため、学生ごとに、主任指導教員 1 人を定める。 （研究指導委員会） 第 5 条 学生の指導を行うため、学生ごとに、研究指導委員会を置く。 2 研究指導委員会は、主任指導教員を含めて、研究科の教員 3 人以上をもって組織する。
--

出典：熊本大学大学院自然科学研究科規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料 5 - 6 - - B 例示：自然科学研究科（博士後期課程）における学位審査計画

日 程	学 生	委員会等	審議内容等
12月中旬	予備検討願等の提出 予備検討願 学位論文の草稿 論文要旨の草稿 論文目録 予備検討の願出届	研究指導委員会 ↓ 講座会議 ↓ 講座主任から ↓ 代議員会	論文草稿について検討指導 予備検討結果の報告 予備検討結果報告書 審査委員候補者名簿
1月下旬			審査委員会の設置承認 研究領域会議へ審査付託
1月下旬	学位論文等の提出 学位論文審査願 学位論文（提出不要） 学位論文要旨 論文目録 履歴書	審査委員会 ↓	論文の審査，試験・試問
2月中旬	論文発表会 （2月中旬まで）	審査委員会主査から 研究領域会議 ↓ 代議員会 ↓ 研究科長 ↓ 学 長	学位審査の報告 学位審査報告書（甲用） 学位論文・最終試験の審査 （投票） 学位授与の承認 学長への報告・申請
3月上旬			
3月下旬	学位授与 ←		

出典：自然科学系事務部教務担当資料から抜粋

資料 5 - 6 - - C 例示：自然科学研究科における海外インターンシップ

年度	派遣学生	派遣先（国名）	派遣期間
平成 18 年度	前期課程学生 2 名	エーゲ大学（トルコ）	平成 18 年 8 月 3 日～9 月 26 日
平成 19 年度	後期課程学生 1 名	バーミンガム大学（イギリス）	平成 19 年 10 月 12 日～26 日
	前期課程学生 1 名	ブラジバスカル大学（フランス）	平成 20 年 1 月 27 日～2 月 16 日
	後期課程学生 1 名	北イリノイ大学（アメリカ）	平成 20 年 2 月 20 日～3 月 20 日
	前期課程学生 1 名	グリフィス大学（オーストラリア）	平成 20 年 2 月 22 日～28 日
平成 20 年度	後期課程学生 1 名	サルフォード大学（イギリス）	平成 20 年 8 月 2 日～30 日
	後期課程学生 1 名	フロリダ州立大学（アメリカ）	平成 20 年 9 月 1 日～10 月 15 日
	前期課程学生 1 名	ボルドー国立電子情報高等学院（フランス）	平成 20 年 9 月 4 日～10 月 29 日
	後期課程学生 1 名	モナッシュ大学（オーストラリア）	平成 20 年 11 月 10 日～12 月 8 日
	後期課程学生 1 名	ルンド大学（スウェーデン）	平成 20 年 10 月 8 日～12 月 29 日
	前期課程学生 2 名	Limnological Institute（ロシア）	平成 20 年 8 月 10 日～22 日
	前期課程学生 1 名	ホーチミン市建築大学（ベトナム）	平成 20 年 8 月 17 日～9 月 28 日
	前期課程学生 1 名	ホーチミン市建築大学（ベトナム）	平成 20 年 8 月 10 日～8 月 25 日
	前期課程学生 1 名	ランカスター大学（イギリス）	平成 20 年 8 月 10 日～24 日
	前期課程学生 1 名	ジョージア工科大学（アメリカ）	平成 20 年 11 月 9 日～12 月 10 日
	前期課程学生 1 名	グルノーブル大学（フランス）	平成 20 年 11 月 23 日～12 月 28 日

出典：組織評価自己評価書等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

教育課程の趣旨に沿った研究指導の体制は大学院学則及び各研究科等の規則において明示し、学位論文等の指導を計画的に適切に実施している。また、熊本大学国際奨学事業奨学金制度を創設し、学生の国際会議等での研究発表や海外インターンシップ等を幅広く支援するなど、研究指導の充実を図っている。

以上のことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

観点 5 - 6 - : 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

【観点に係る状況】

学生個々の研究テーマは、募集時に研究（希望）計画書（資料 5 - 6 - - A）等を指導予定教員と相談の上、提出させ決定している。研究指導、学位論文に係る指導は、各研究科等において、学生ごとに主任指導教員及び副指導教員の複数の指導教員（前掲資料 5 - 6 - - A）を置くことを定め、それぞれの特性に沿った多様な指導の工夫（資料 5 - 6 - - B）を行っている。そのほか、学内における研究の中間発表会やセミナー等の機会を活用し、多様な分野の教員からの指導や助言を確保するように努めている。

資料 5 - 6 - - A 例示：研究（希望）計画書（自然科学研究科）

研究（希望）計画書		
熊本大学大学院自然科学研究科（博士後期課程）		氏名 ● ● ● ●
志望専攻	志望講座	指導予定教員名
研究テーマ： 研究計画：		

出典：熊本大学大学院自然科学研究科（博士後期課程）学生募集要項から抜粋

資料5 - 6 - - B 各研究科等における研究指導、学位論文に係る取組

研究科等名	取 組
教育学研究科	各専修単位で複数教員による指導体制を取り、研究テーマ設定から研究の遂行、論文の作成まで一貫した指導体制を取っている。その過程にあつては、当該院生の問題意識や研究方法等について教員相互の共通理解を図り、研究成果（修士論文）の評価の厳格性を担保する努力がなされている。
社会文化科学研究科	前期課程・後期課程ともに、各学生に主指導教員1名の他に副指導教員1名あるいは2名を置き、複数教員による適切な指導を行っている。後期課程においては、1・2年次生を対象とした「研究経過報告会」によって各学生の研究進捗状況を教育組織として把握し、効果的な指導を実現している。
自然科学研究科	博士前期課程、後期課程の学生とも、主任指導教員1名を含む3名の教員から構成される研究指導委員会を設けて、定期的に研究指導を行うとともに、複数指導体制による緊密な指導を大学院生一人一人に対して行っている。また、専攻毎に「研究指導計画書」が作成されており、学位授与基準、学位を取得するためのロードマップ（目標）が成文化されている。
医学教育部	研究指導科目である実践科目に、一定の資格審査に合格した教授、准教授、講師および助教、ならびにTA、RAの支援を得てきめ細かい個人指導による研究指導体制を整えた。博士の学位取得には、学位論文(Thesis)の他に、ピアレビュー制度を持つ英文学術誌に筆頭著者となっている関連論文の提出を義務づけており、公開発表により厳格に審査されている。修士課程でも学位論文の提出を義務づけ、公開審査を行っている。この厳しい学位審査に基づき、国際的にも通用する極めて高い教育効果が上がっている。なお修士および博士課程ともに、医学教育部で決めた厳格な教員資格審査に合格した、研究指導を担当できる「○合」資格をもつ教授63名、准教授21名、講師6名および客員教授3名を擁している。さらに研究指導を分担できる「合」資格をもつ准教授21名、講師36名、および助教67名、ならびに講義科目を分担できる「可」資格をもつ、教授62名、准教授28名、講師20名、助教29名および客員教授3名を擁しており、適切な指導を行っている。このような研究指導体制の充実により、学生の単位取得状況は極めて良好である。また医学教育部における留年者、休学者は非常に少ない。修了者の修業年数別人数と学位授与状況に関して、博士課程では単位修得退学後1年間の「遡及修了者」を含めても、平成16年度から平成18年度までの修了者数と単位修得退学者数との比が6対5であることは、今後改善すべき課題である。
保健学教育部	修了予定1年前に題目届を提出し、修士論文を作成しやすいよう配慮を行っている。また指導教員は定期的に学生と面談、指導を行い、修士論文作成を支援している。
薬学教育部	研究分野単位で複数教員による指導体制を取り、研究テーマ設定から研究の遂行、学位論文の作成まで一貫した指導体制を取っている。

出典：各研究科等調査資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

研究テーマは、指導予定教員と相談の上決定し、研究指導、学位論文に係る指導は、各研究科等において、学生ごとに主任指導教員及び副指導教員の複数の指導教員を置くことを定め、それぞれの特性に沿った多様な指導の工夫を行っている。そのほか、多面的な指導の機会確保に努めている。

以上のことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

観点 5 - 7 - : 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準や修了認定基準等は、大学院学則（資料 5 - 7 - - A）及び各研究科等規則（資料 5 - 7 - - B）等に明示しているほか、個々の授業における評価方法・基準等は、授業科目のシラバス（前掲資料 5 - 5 - - A）に明示している。成績評価、単位認定及び修了認定にあたっては、これらの規則等に定める要件に従い、教授会等で審議している。学生への周知は、Web（前掲資料 5 - 2 - - D）等で公開するとともに、履修ガイダンス（資料 5 - 7 - - C、後掲資料 7 - 1 - - B）時に説明している。

資料 5 - 7 - - A 単位認定、成績評価等

（単位の計算方法及び単位の認定） 第 28 条 単位の計算方法及び単位の認定は、本学学則第 39 条及び第 40 条を準用する。 2 研究科又は教育部が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組合せに応じ、本学学則第 39 条第 1 項各号に規定する基準を考慮して研究科又は教育部が定める時間の授業をもって 1 単位とする。 （成績評価基準等の明示等） 第 28 条の 2 研究科又は教育部は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 研究科又は教育部は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。 （修士課程の修了要件） 第 44 条 修士課程の修了の要件は、当該課程に 2 年以上在学し、研究科又は教育部が定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。 （博士課程の修了要件） 第 45 条 医学教育部の博士課程の修了の要件は、当該課程に 4 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。 第 46 条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に 3 年以上在学し、研究科又は薬学教育部が定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。 2 第 5 条第 2 項の規定により標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程を修了した者及び第 44 条第 1 項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、前項ただし書中「1 年」とあるのは、「修士課程における在学期間を含めて 3 年」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。 3 前 2 項の規定にかかわらず、第 17 条第 6 号の規定により本学大学院において修士の学位等を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、本学大学院（法曹養成研究科を除く。以下この項において同じ。）に 3 年（専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2 年）以上在学し、研究科又は薬学教育部が定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 1 年（標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。 （学位論文及び最終試験） 第 48 条 最終試験は、学位論文を主として、これに関連のある授業科目について行う。 2 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、教授会又は研究科委員会において審査決定する。 3 審査決定の方法は、研究科又は教育部において別に定める。
--

出典：熊本大学大学院学則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料5 - 7 - - B 例示：研究科等における単位認定，成績評価等

研究科等名	研究科等規則
自然科学研究科	(単位の計算方法) 第8条 本研究科の授業科目の単位の計算方法は，次のとおりとする。 (1) 講義については，15時間の授業をもって1単位とする。 (2) 演習については，15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。 (3) 実験及び実習については，30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。 (他の研究科又は教育部における授業科目の履修等) 第9条 学生は，本学大学院の他の研究科又は教育部(以下「他の研究科等」という。)の授業科目を履修しようとするときは，研究科長を経て，当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により学生が履修した授業科目及び修得した単位は，教授会の承認を得て，10単位を超えない範囲で，第6条の規定により履修すべき授業科目及び単位として認定することができる。ただし，博士後期課程の入学資格を取得した課程において，他の大学院の授業科目を履修し，課程修了の要件となる単位として取り扱われた単位又は学則第31条により本研究科に入学する前に履修した単位を，本研究科に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなす単位があるときは，この単位を含めて10単位を超えないものとする。 (単位の認定) 第10条 授業科目を履修した者については，学力試験(以下「試験」という。)及び出席状況その他によって認定の上，合格した者に単位を与える。 2 前項の認定は，秀，優，良，可及び不可の評語をもって表し，秀，優，良及び可を合格，不可を不合格とする。ただし，授業科目の履修形態等により認定の評語をもって表すことがある。 (試験) 第11条 試験は，授業科目の筆記試験，口頭試験又は研究報告とし，授業科目の終了する学期末又は学年末に行う。 2 学生は，履修した科目についてのみ受験することができる。 3 学生が，病気，忌引，公の証明のある事故のため，試験を受けることができなかった場合には，願い出により追試験を行うことがある。 4 学生が，不合格となった授業科目については，再試験を行うことがある。 (学位論文の提出) 第12条 学位論文は，教授会が指定した期日までに提出しなければならない。 (最終試験) 第13条 最終試験は，第6条に規定する単位を修得し，かつ，学位論文を提出した者について行う。 (学位論文の審査及び最終試験の方法) 第14条 教授会は，審査委員会を設け，学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。 2 教授会は，審査委員会の報告に基づいて，学位論文及び最終試験の可否を決定する。 (学位論文の審査の特例) 第15条 博士前期課程の建築学専攻建築設計コースにあつては，特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えるものとする。
医学教育部	(単位の計算方法) 第5条 単位の計算方法は，次のとおりとする。 (1) 講義及び演習にあつては，15時間の授業をもって1単位とする。 (2) 実験及び実習にあつては，30時間の授業をもって1単位とする。 (3) 学則第28条第2項の規定による場合にあっては，次のとおりとする。 ア 研究指導科目(実践)にあつては，24時間の授業をもって1単位とする。 イ 研究指導科目(実践)にあつては，30時間の授業をもって1単位とする。 (単位の認定) 第6条 授業科目を履修した者には，学力試験(以下「試験」という。)及び出席状況その他によって教授会が認定の上，単位を与える。 2 前項の認定は，秀，優，良，可及び不可の評語をもって表し，秀，優，良及び可を合格とし，不可を不合格とする。 第6条の2 博士課程においては，本教育部医科学専攻修士課程からの進学者について，進学前に同課程において修得した単位を12単位を超えない範囲で，当該博士課程に進学後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし，第10条の2に規定する教育コースを履修する者については，8単位を超えない範囲とする。 (試験) 第7条 試験は，授業科目の筆記試験，口頭試験又は研究報告とし，原則として授業科目の終了する学期末に行う。 2 前項の試験は，履修した科目についてのみ受験することができる。 3 病気，忌引，公の証明のある事故のため試験を受けることができなかった者については，願い出により試験担当教員は追試験を行うことができる。 4 試験の結果，前条第2項に定めるところにより不合格となった者については，願い出により試験担当教員は再試験を行うことができる。 (学位論文の提出) 第8条 学位論文は，教授会が指示した期日までに提出しなければならない。 (最終試験) 第9条 最終試験は 修士課程の学生にあつては学則第44条の規定に基づき第3条第1項に定める単位を，博士課程の学生にあつては学則第45条に定める単位をそれぞれ修得し，かつ，学位論文を提出した者について行う。 (学位論文の審査及び最終試験の方法) 第10条 教授会は，審査委員会を設け，学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。 2 教授会は，審査委員会の報告に基づき，学位論文及び最終試験の可否を決定する。

出典：各研究科等規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料5 - 7 - - C 学生への周知状況事例

研究科等名	事 例
教育学研究科	入学時のガイダンスにおいて、各専修で履修要項等に基づき成績評価基準や修了認定について周知している。また、少人数であることから、成績評価基準を明示したシラバスに基づき、授業時などに説明を行っている。
社会文化科学研究科	前期課程については入学時の全体ガイダンス及び専攻毎あるいはコース毎の履修ガイダンスにおいて、履修細則に基づき、修了認定成績評価の方法や基準について全般的な説明を行うとともに、授業計画書に成績評価の方法と基準を記載して、周知を図っている。 後期課程については、入学時の全体ガイダンスにおいて学位取得の基準について説明を行っている。
自然科学研究科	入学時のオリエンテーションにおいて、研究科で作成した「学生便覧」に基づいて、各専攻の教育目的（平成20年度学生便覧：p.6-41）、学位授与基準（平成20年度学生便覧：p.345-351）を周知している。また、学位を取得するための「ロードマップ（研究指導計画書）」が専攻ごとに作成され（平成20年度学生便覧：p.333-344）、取得単位数を含めた標準履修モデルを提示している。また、成績評価基準を明示したシラバスをWeb上に公開しており、授業開始時にはシラバスを再度提示して、「厳格で一貫した成績評価法」について説明している。
医学教育部	入学時の履修説明会において、シラバス等に基づき成績評価基準や修了認定について周知している。また、専門コースやプログラムに応じた標準履修モデルを提示するなど、単位取得のガイダンスを行っている。また、成績評価基準を明示したシラバスをWeb上に公開している。さらに、本学固有の学内LANと学務情報システム（SOSEKI）を用いて、全学生に履修登録と成績評価を閲覧可能にしている。また、留学生のためにシラバスを英文表記すると共に、日本人チューターをつけて成績評価基準等の周知徹底に配慮している。
保健学教育部	シラバスに評価基準を明確に示すとともに、科目の特徴に応じた評価を行っている。入学時に履修に関するガイダンスを行い、随時必要に応じて学生への質問に応えている。
薬学教育部	入学時のガイダンスにおいて、学生便覧の履修方法等に基づき修了認定基準について周知している。また、成績評価基準を明示したシラバスをWeb上に公開している。

出典：各研究科等調査資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準や修了認定基準等は、大学院学則及び各研究科等規則等で組織的に策定されており、その基準等に従い、適切に実施している。学生への周知は、Web公開、履修指導等、多様な方法で実施している。

以上のことから、教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

観点5 - 7 - : 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

【観点到係る状況】

学位論文に係る評価基準（資料5 - 7 - - A）は、各研究科等の特性に基づき組織として策定している。学位規則（資料5 - 7 - - B）において、審査委員会や体制について明示し、各研究科等教授会において任命された審査委員からなる審査委員会による審査と、研究科等教授会による最終的な承認という手順で審査を行っている。各研究科等は、審査手順や体制に関する規則（資料5 - 7 - - C）を整備しており、それぞれの特性を踏まえつつ審査の適切性を確保している。学生に対しては、オリエンテーション時などに周知している。

資料5 - 7 - - A 例示：自然科学研究科の評価基準（抜粋）

《博士前期課程》理学専攻（生命科学コース） 学位（修士）は、研究内容の理解力、研究計画立案能力、研究遂行能力、成果のプレゼンテーション能力が備わったと判断されたところで認定される。具体的な学位審査は、修士論文、およびポスターや口頭発表表に基づき、教授により構成される審査委員会（主査1名、副査2名）が合議により行う。審査結果を受け、基礎科学研究領域会議で学位授与が決定される。
《博士後期課程》理学専攻（生命科学講座） 学位（博士）は、当該研究分野についての十分な知識と理解力、研究計画立案能力、研究遂行能力、成果のプレゼンテーション能力が備わり、独立した研究者として推進できることを認定基準とする。学位認定の指標として、国際的に認められる論文をまとめる能力が挙げられる。そのため、論文が国際レベルの雑誌に掲載されていることが学位授与の条件となる。学位審査は、学位審査委員会（主査1名、副査2名以上）が論文内容、および口頭発表によるプレゼンテーション能力、当該研究領域の専門知識を審査し、その審査結果を受けて基礎科学研究領域会議で学位授与が決定される。

出典：学生便覧（平成20年度）から抜粋

資料5 - 7 - - B 学位論文に係る審査委員会体制

(審査委員会)	
第7条	教授会等は、その構成員のうちから3人以上の審査委員を選出して審査委員会を設ける。ただし、教授会等が必要と認めるときは、当該教授会等を置く研究科又は教育部の専任の准教授又は講師(研究指導教員に限る。)を選出することができる。
2	教授会等は、前項に規定する審査委員に他の研究科若しくは教育部又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。
3	審査委員会は、論文の審査、試験及び試問を行う。
4	審査委員会は、必要があるときは、教授会等の議を経て、審査の一部を研究科若しくは教育部の授業担当教員、他の研究科若しくは教育部の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等に委嘱することができる。
(論文の審査試験及び試問)	
第8条	提出された論文については、審査及び最終試験を行うものとし、最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある事項について行う。
2	第3条第5項に該当する者については、前項のほか、本学大学院の博士課程修了者と同等以上の学識を有することを確認するために試問を行う。

出典：熊本大学学位規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料5 - 7 - - C 各研究科等の学位論文審査体制

研究科等名	審査体制
教育学研究科	(学位論文の審査及び最終試験の方法) 第11条 研究科委員会は、審査委員会を設け、学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。 2 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて学位論文及び最終試験の可否を決定する。 (審査委員会) 第7条 熊本大学学位規則第7条及び熊本大学大学院教育学研究科規則(平成16年4月1日制定。以下「本研究科規則」という。)第11条に定める審査委員会は、主査1人及び副査2人以上により構成する。
社会文化科学研究科	(学位論文の審査及び最終試験の方法) 第16条 教授会は、熊本大学学位規則(平成16年4月1日制定)第7条の規定に基づき、審査委員会を設け、学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。 2 教授会は、審査委員会の報告に基づき、学位論文及び最終試験の可否を決定する。
自然科学研究科	(学位論文の審査及び最終試験の方法) 第14条 教授会は、審査委員会を設け、学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。 2 教授会は、審査委員会の報告に基づいて、学位論文及び最終試験の可否を決定する。 (学位論文の審査の特例) 第15条 博士前期課程の建築学専攻建築設計コースにあっては、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えるものとする。
医学教育部	(学位論文の審査及び最終試験の方法) 第10条 教授会は、審査委員会を設け、学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。 2 教授会は、審査委員会の報告に基づき、学位論文及び最終試験の可否を決定する。
保健学教育部	(学位論文の審査及び最終試験の方法) 第13条 教授会は、審査委員会を設け、学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。 2 教授会は、審査委員会の報告に基づいて、学位論文及び最終試験の可否を決定する。
薬学教育部	(学位論文の審査及び最終試験の方法) 第10条 教授会は、審査委員会を設け、学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。 2 教授会は、審査委員会の報告に基づき、学位論文及び最終試験の可否を決定する。

出典：各研究科等規則（平成21年4月1日現在）等から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

全学学位規則及び各研究科等規則において学位論文の審査体制について規定し、組織的に適切な審査体制を構築している。各研究科等で評価基準を明示し、組織的に適切に実施している。審査体制は、多様な方法で学生に周知されている。

以上のことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

観点 5 - 7 - : 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価等の正確性を担保するために、成績評価基準を明示することを大学院学則(前掲資料 5 - 7 - - A)で定め、各研究科等は、シラバス(前掲資料 5 - 5 - - A)等により明示している。また、学生からの成績評価に関する申し立てに対応する仕組みを整えている(前掲資料 5 - 3 - - B)。申し立てについては、授業担当教員が成績に関する学生の異議に対応するほか、各研究科等に学習相談員を配置し対応している。そのほか、ウェブシステムで対応している研究科等もある。各研究科等の成績評価の正確さを担保するための取組の代表例は資料 5 - 7 - - A に示すとおりである。

資料 5 - 7 - - A 各研究科等における成績評価等の正確性担保に関する取組事例

研究科等名	取組事例
教育学研究科	シラバスで成績評価基準を明記し、また、学生からの成績評価に対する申し立てについて、担当教員の個別的な対応で解決できない場合は、教務委員会が組織的に対応する。
社会文化科学研究科	前期課程については FD 委員会を設置して、成績評価を含む教育方法・体制のあり方について検討を開始したところである。後期課程については、学位論文の公開発表会を実施し、論文、論文要旨、論文審査の結果の要旨を公表し、評価の的確性を保つしくみを整えている。
自然科学研究科	シラバスで成績評価基準を明記し(シラバス中の「評価方法・基準」の項目)、また、学生からの成績評価に対する申し立てについては、教員が個別に対応している。
医学教育部	シラバスで成績評価基準を明記し、また、学生からの成績評価に対する申し立てについては、教員が個別に対応している。講義科目の中に、講義内容の区切り毎に小テストを挿入して、理解度を双方向で確認しつつ、成績評価に結びつける教育方法を導入している。セミナー科目の聴講や学会発表の実施などの教育科目については、聴講記録、学会参加およびレポートの提出などを義務づけて、その単位認定基準についてシラバスに明記して配布すると共に、ホームページ上に公開している。
保健学教育部	シラバスに評価の方法並びに評価基準を明確に示し、学生からの成績評価に対する申し立てについては教員が個別に対応している。
薬学教育部	シラバスに成績評価基準を明記し、また、学生からの成績評価に対する申し立てについては、教員が個別に対応している。

出典：各研究科等調査資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

すべての研究科等において、大学院学則等に基づき、成績評価基準を明示するとともに、異議申し立てに対応する仕組みを整備することにより、成績評価等の正確さを確保している。

以上のことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

< 専門職学位課程 >

観点 5 - 8 - : 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

法曹養成研究科の教育課程は、大学院学則（前掲資料 5 - 4 - - A）にその編成方針を定め、専攻及び授業科目等は、研究科規則（資料 5 - 8 - - A）で具体化している。法曹養成研究科の理念・目的は、「幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹の養成」である（資料 5 - 8 - - B）。授与する学位は、法務博士（専門職）である。3 年標準コース及び法学既修者に対する 2 年短縮コースの教育課程を設けており、授業科目は、特色ある法曹養成に資する教育課程（資料 5 - 8 - - C）として編成され、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群を配置している（資料 5 - 8 - - D）。

資料 5 - 8 - - A 専攻及び授業科目等

(専攻及び授業科目等)											
第 2 条 本研究科に、法曹養成専攻を置く。											
2 授業科目及び単位数は、別表に掲げるとおりとする。											
\$	2	授業科目名	配当年次						単位数		所要 単位数
			1 前	1 後	2 前	2 後	3 前	3 後	必須	選択	
: : \$	O :	憲法（統治の基本構造）	○						2		12
		憲法（基本的人権の基礎）	○						2		
		行政法（行政作用法）		○					2		
		行政法（行政救済法）			○				2		
		公法発展				○			2		
		公法演習					○		2		
	P :	民法（総則・物権総論）	○						2		32
		民法（契約法）		○					2		
		民法（債権総論・担保物権）		○					2		
		民法（事務管理・不当利得・不法行為）	○						2		
		民法（家族法）		○					2		
		会社法		○					2		
		商取引法（商行為法・有価証券法）		○					2		
		会社法			○				2		
		民事訴訟法（総論・判決手続）	○						2		
		民事訴訟法（判決手続）		○					2		
		民法発展			○				2		
		民法発展				○			2		
		商法発展				○			2		
		民事訴訟法発展			○				2		
		民事法演習					○		2		
		民事法演習						○	2		
	P :	刑法（犯罪論基礎）	○						2		12
		刑法（犯罪各論）		○					2		
		刑事訴訟法（序論・捜査・公訴・公判）	○						2		
		刑事訴訟法（証拠法・裁判・救済手続）		○					2		
		刑事法発展				○			2		
		刑事法演習			○				2		
	共通	法学	○							2	

S K S ー	法情報調査	○						2	12 以上	
	法曹倫理			○				2		
	リーガル・クリニック					○	○	2		
	エクスターンシップ	○						1		
	民事要件事実論				○			2		
	民事事実認定論					○		1		
	民事模擬裁判					○		1		
	刑事実務演習					○		2		
	刑事裁判実務						○	1		
刑事模擬裁判						○	1			
S : G A S ー	法哲学				○			2	4 以上	
	法社会学				○			2		
	日本法制史			○				2		
	西洋法制史					○		2		
	英米法			○				2		
	中国法						○	2		
	法と経済学				○			2		
4 ? n % S ー	司法政策論					○		2	12 以上	
	公共政策法務				○			2		
	地方自治と法					○		2		
	国際法					○		2		
	国際人権紛争処理制度論						○	2		
	高齢者財産管理と法		○					2		
	民事執行保全法			○				2		
	家事事件手続法		○					2		
	少子高齢社会と法			○				2		
	刑事法特論						○	2		
	社会保障法					○		2		
	福祉と法						○	2		
	医療と法						○	2		
	情報法				○			2		
	インターネットと法		○					2		
	税法				○			2		
	環境問題と法						○	2		
	消費者法 （消費者契約法）				○			2		
	消費者法 （商品安全関係法）						○	2		
	企業法務						○	2		
	中小会社法					○		2		
	金融・保険関係法					○		2		
	倒産法			○				2		
	倒産法					○		2		
	倒産処理実務						○	2		
	知的財産法 （特許法）					○		2		
	知的財産法 （著作権法）						○	2		
独占禁止法			○				2			
労働法 （労働契約法）			○				2			
労働法 （労働保護法・労働組合法）					○		2			
国際私法			○				2			
国際取引法					○		2			
単 位 数 合 計	必修科目開講単位数	14	18	12	10	10 (8)	4 (6)	修了要件単位数		
	選択科目開講単位数	5	0	10	26	22	20	必修	選択	合計
	開講科目合計単位数	19	18	22	36	32 (30)	24 (26)	68	26 以上	94 以上

出典：熊本大学大学院法曹養成研究科規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料5 - 8 - - B 法曹養成研究科の目的・理念 (<http://www.ls.kumamoto-u.ac.jp/kdai/purpose.html>)

1. 教育上の目的・理念

21世紀の我が国社会は、経済のグローバル化とIT技術革新に伴って知的財産が付加価値の源泉となる「ポスト工業化社会」に変容する一方、我が国全体として「事前規制・調整型社会」から「事後監視・救済型社会」への転換や法の支配の原則に従った社会や企業・地方公共団体の運営が求められるとともに、急速に進展する「少子・高齢社会」が大きな時代の流れになっていくものと考えられる。こうした我が国社会をとりまく時代の流れは、質的に多様かつ高度化した新たな法的紛争を生み出し、量的にも著しい増加がみられるものと予想される。そこで、本研究科は、こうした時代の要請に応えるため、質の高い法理論教育を行うことはもちろんであるが、法理論の具体的適用・応用過程、すなわち法理論と実務を架橋する教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を行い、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを理念・目的としている。

2. 養成する法曹像

本研究科の養成する法曹像は次の2つの能力を備えることになる。第1は、「国民の社会生活上の医師」、すなわち地域住民の家庭医として社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供することのできる能力である。第2は、我が国社会をとりまく時代の流れのなかで新たに生ずる法的ニーズ、すなわち公共政策法務、高齢者福祉と財産管理、企業コンプライアンス、企業再生に対応できる専門医としての能力である。こうした2つの能力を備える法曹を養成し、地域住民に質の高いリーガルサービスを提供する。

出典：熊本大学大学院法曹養成研究科ホームページから抜粋

資料5 - 8 - - C 養成する特色ある法曹像と教育課程 (<http://www.ls.kumamoto-u.ac.jp/education/curriculum.html>)

新しい法的ニーズ

「公共政策法務」「高齢者福祉と財産管理」「企業コンプライアンス」「企業再生」

	法律基本科目群	法律実務基礎科目群	基礎法学 隣接科目群	展開・先端科目群
9 ・ 4	公法演習 民事法演習	リーガル・クリニック 民事事実認定論 民事模擬裁判 刑事実務演習 刑事裁判実務 刑事模擬裁判	西洋法制史 中国法	司法政策論 社会保障論 地方自治と法 福祉と法 国際法 医療と法 国際取引法 環境問題と法 消費者法（商品安全関係法） 労働法（労働保護法・労働組合法） 国際人権紛争処理制度論 倒産法 倒産処理実務 中小会社法 金融・保険関係法 知的財産法 刑事法特講 企業法務
9 ・ 4	行政法 公法発展 会社法 民法発展 商法発展 民事訴訟法発展 刑事法発展 刑事法演習	法曹倫理 民事要件事実論	法哲学 法社会学 日本法制史 英米法 法と経済学	公共政策法務 家事事件手続法 民事執行保全法 消費者法（消費者契約法） 労働法（労働契約法） 倒産法 独占禁止法 国際私法 高年齢者財産管理と法 インターネットと法 少子高齢社会と法 情報法 税法 高年齢者財産管理と法 インターネットと法 少子高齢社会と法
9 ・ 4	憲法 行政法 民法 刑事訴訟法 会社法 商取引法 (法学【共通科目】)	法情報調査 エクスターンシップ		

基礎的・普遍的な法的ニーズ

出典：熊本大学大学院法曹養成研究科ホームページから抜粋

資料5 - 8 - - D 授業科目群の目標と内容

科目区分	各科目の目標	必修・選択の別
法律基本科目群	法理論の基礎から法理論の応用を学ぶ。	必修科目 28 科目 56 単位 選択科目 1 科目 2 単位
法律実務基礎科目群	法実務の基礎を学ぶ。	必修科目 10 科目 16 単位 選択科目 2 科目 3 単位
基礎法学・隣接科目群	法律専門家にふさわしい豊かな人間性と幅広い教養を身につけ、批判的な考察力、柔軟な思考力、総合的な把握力に支えられた法的価値判断能力を養成する。	選択必修科目 7 科目 14 単位中 4 単位以上
展開・先端科目群	専門医としての法曹になるための、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な法的知識を習得させ、トータルな視点からの思考力を育成する。「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」及び「企業再生」に習熟した専門医としての法曹を養成する。	選択必修科目 31 科目 62 単位中 12 単位以上

出典：現況調査表等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

法曹養成研究科の教育課程は、大学院学則に定める編成方針に基づき編成され、専攻及び授業科目等は、研究科規則において具体化している。理念・目的に基づき、3年標準コース及び2年短縮コースの教育課程を設け、特色ある法曹養成に資する教育課程を体系的に編成している。

以上のことから、教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

観点 5 - 8 - : 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

法曹養成研究科の教育課程（前掲資料 5 - 8 - - C）及び授業科目（前掲資料 5 - 8 - - D）は、法理論と実務を架橋する履修モデル（資料 5 - 8 - - A）として、段階的な教育プログラム（1 年次：法理論の基礎，2 年次：法理論の応用，3 年次：法実務の基礎，終了後（法務学修生）：学習支援プログラム）を構築し、幅広い教養や高い倫理観を備えた法曹を養成するための科目、法的応用力を養成するための科目、学術の動向に対応する科目、地域社会における新しい法的ニーズにこたえる科目を、それぞれ開講している。さらに、リーガル・クリニックなどの実務系科目も開講している（資料 5 - 8 - - B）。そのほか、教育の質の向上等の優れた取組として、複数の法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムや法科大学院等専門職大学院等教育推進プログラム（資料 5 - 8 - - C）を実施し、九州・沖縄の 4 法科大学院の教育連携の中で単位互換などの科目を設定（資料 5 - 8 - - D）している。また、教員の研究成果を反映させた授業科目を配置している（資料 5 - 8 - - E）。

資料 5 - 8 - - A 新しい法的ニーズに対する履修モデル

4 つの履修モデル	授業科目	教育目的
公共政策法務モデル	公共政策法務 地方自治と法 行政救済法 労働法	地方公共団体が行政主体として機能する際に、あるいは訴訟の場で原告や被告として行動する際に、どのように対処すべきかを学ぶ。
高齢者福祉と財産管理モデル	高齢者財産管理と法 家事事件手続法 社会保障法 福祉と法	現代の高齢社会にあつて、高齢者の福祉と財産管理が重要な法的課題となつてきています。高齢者の福祉と財産管理について、どのような法的問題があり、法的紛争が生じたときにどのように対処すべきかを学ぶ。
企業コンプライアンスモデル	労働法・ 金融・保険関係法 独占禁止法 知的財産法	企業の経営戦略において重要となる法令や企業倫理の順守（コンプライアンス）を通じて組織的な体制づくりをするためには、どのような法的問題があり、また、法的紛争が生じたときにどのように対処すべきかを学ぶ。
企業再生モデル	倒産法・ 倒産処理実務 中小会社法 税法	経営の悪化による企業倒産の場合、債権者や債務者としてどのように法的に対処できるか、また、企業を立て直して健全な状態に戻すためにどのような法的対応があるかを学ぶ。

出典：平成 19 年度授業計画書から抜粋

資料 5 - 8 - - B エクスターンシップやリーガル・クリニック

科目名	その内容と履修者数
エクスターンシップ	学生に弁護士事務所での実務を体験させ、学習意欲を高める（1 単位）。 平成 17 年度履修者数：4（3 年次） 平成 18 年度履修者数：26（3 年次） 平成 19 年度履修者数：20（1 年次），20（3 年次）
リーガル・クリニック	学生が実際にさまざまな法的問題を抱えたクライアントと接し、そこで弁護士がどのように仕事を進めていくのか、法律家の心構えや考え方、責任の捉え方などを学ばせる（2 単位）。 平成 18 年度履修者数：1 平成 19 年度履修者数：9
教育連携におけるエクスターンシップ	九州大学法科大学院：平成 19 年度履修者数：1（3 年次） 鹿児島大学法科大学院：平成 17 年度履修者数：1（2 年次）， 平成 18 年度履修者数：1（2 年次）

出典：現況調査表等を基に作成

資料5 - 8 - - C 法科大学院等専門職大学院形成支援・教育推進プログラムの実施状況

年度等	プロジェクト名	成果、その後の取組等
平成 16 年～18 年 法科大学院等専門職大学院 形成支援プログラム	1. 単独プロジェクト 「サイバー・クリニックシステムの構築プロジェクト - 21 世紀の司法を担う法曹養成に向けて - 」	「遠隔クリニック・システム」を構築して、熊本市中心街にある附属臨床教育研究センターと法科大学院の遠隔講義室、臨床教育担当の教授研究室の多地点間に、光アクセス回線による、IPテレビ会議ネットワークを形成した。このシステムの構築により、学生は法科大学院の遠隔講義室において、双方向性・同時性の機能を持つテレビ会議システムを活用して、附属臨床法学教育研究センターの法律相談室で行なわれている法律相談(「リーガル・クリニック」)が受講できるようになった。法律相談の内容はデジタルコンテンツ自動作成システムとデジタルコンテンツ自動管理システムにより、映像画像として収録・編集することができる。事案によっては、附属臨床法学教育研究センターの法律相談は事前に収録・編集して、この映像教材を「リーガル・クリニック」の授業で使うことができる。この事業を推進することにより、臨床教育教材の標準化と充実を図ることができることとなった。
	2. 連携プロジェクト 「九州三大学連携法曹養成プロジェクト」 「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト」	遠隔講義システム、実務トレーニング・システム、連携三大学講義支援システムを開発・導入することにより、教育連携協定を締結している九州大学・熊本大学・鹿児島大学の3法科大学院が行なっている教育内容・教育方法の充実と高度化を図った。 本学は主として遠隔講義システムの開発及び音声認識言語処理技術を活用した教材作成に取り組んだ。遠隔講義システムの開発では、タッチパネルシステムと接続汎用化システムの開発・導入により通常のひとつの空間での双方向・多方向の授業に近似する授業がバーチャル教場で実現できるようになった。併せて、移動式の遠隔講義システムも開発し、同時に複数の遠隔講義が可能な環境が整備できた。音声認識言語処理技術を活用した教材作成では、法学分野における言語(辞書)モデルと音響モデルの開発により、映像と文字テキストがリンクした教材の試作に取り組んだ。ここでは認識精度の向上が課題である。 本プロジェクトは、全国の法科大学院 11 校(主管校名古屋大学)の共同事業であり、プロジェクト参加校との間で模擬裁判、ロイヤリング等の科目に用いる映像教材の共有化(データベースの構築)及び教材共有のための IT 環境の基盤整備に取り組んだ。教材開発については、「民事模擬裁判」、「刑事模擬裁判」、「法律相談・当事者インタビュー」、「ADR・法交渉」の4領域に区分して、教材(シナリオ、資料等)を作成した。成果物として、民事模擬裁判資料 23 件、刑事模擬裁判資料 14 件、民事ロイヤリング関係資料 39 件、刑事ロイヤリング関係資料 2 件、映像資料 42 件がある。また、教材共有化のための ICT として、PSIM Web(情報交換データベース)、DRS(法廷収録システム)、STICS(映像分析システム)を開発した。本学はプロジェクト基幹校として、法廷教室に模擬裁判を収録するために開発した法廷収録システムを完備している。

平成 19～20 年 専門職大学院等 教育推進プログラム	1. 単独プロジェクト 「ローセンターを活用した臨床教育の高度化プロジェクト」 2. 連携プロジェクト 「九州・沖縄連携実習教育高度化プロジェクト」 「実務技能教育指導要綱作成プロジェクト」	新たに法律相談電子カルテシステムを開発するとともに、司法過疎地において無料法律相談事業を展開し、臨床教育の高度化と教育効果の著しい向上を図った。電子カルテには、Subjective（相談内容、相談者の訴え）、Objective（要件事実の確認、法的問題点の確認、法的情報の収集）、Assessment（法的分析、判断）、Plan（問題解決の方向性、相談者への説明）で構成される SOAP 形式を導入した。このことにより、相談者の聞き取りから得られた事実を文字データ化し、授業（「リーガル・クリニック」）の中で作成される法律的論点を整理した書類、法律文書（訴状、答弁書、準備書面等）及び調査文献を PDF データ化したものと一体化して、電子カルテを作成することが可能となった。熊本県下で展開した無料法律相談は、学生にとっては実務技能とともに生きた法曹倫理を学ぶ体験的教場であった。法律相談の中で典型事例については、匿名化のうえ電子カルテを作成した。 九州大学、熊本大学、鹿児島大学、琉球大学の4法科大学院による共同プロジェクト（主管校九州大学）であり、模擬裁判、ロイヤリング、エクスターンシップ、リーガル・クリニック等の実習科目に関して、遠隔講義システムの拡充・利用、地元弁護士会や自治体との連携・協力、教育コンテンツの改善を推進して、「大学の枠を超えた共同実践」、「地域貢献」、「教育コンテンツの開発」に取り組んだ。本学の具体的な取組とその成果は、遠隔講義システムを利用した複数大学対抗模擬裁判（Moot Court Competition, Moot Court Trial）の実施、単位互換制度を利用したエクスターンシップの相互履修、地域性がある他大学のリーガル・クリニックへの学生の相互参加、理論と実務の架橋する実習科目に関する教育内容の研究と開発、大学対抗模擬裁判を遠隔多地点間で同時に実施するための ICT（遠隔模擬法廷システム）の拡充である。 全国の法科大学院 16 校（主管校名古屋大学）の共同事業として、法科大学院教育において新たに導入された実務技能教育である民事模擬裁判、刑事模擬裁判、民事ロイヤリング、刑事ロイヤリングに関し、授業の進め方の基本や評価の仕方をとりまとめた指導要綱（ティーチング・マニュアル）および補助資料の映像資料（DVD 教材）を作成し、新領域の教育方法論の開発を行なった。この共同事業の連携機関として、メディア教育開発センター、法教育支援センター、Wisconsin Law School、NITA（全米法廷技術研修所）がある。主な成果物として、『民事模擬裁判ティーチング・マニュアル（初級編）〔改訂版〕』及び同 DVD 教材、『民事ロイヤリング ティーチング・マニュアル』、『刑事ロイヤリング ティーチング・マニュアル』、『刑事模擬裁判（公判演習記録第 1 号）ティーチング・マニュアル』及び同 DVD 教材、『裁判員模擬裁判（教材用 DVD）』がある。
平成 20～21 年 専門職大学院等 教育推進プログラム	1. 連携プロジェクト 「法科大学院を通じた研究者等の連携一貫教育」	九州大学、熊本大学、鹿児島大学の3法科大学院による共同プロジェクト（主管校九州大学）であり、博士課程進学希望者がより柔軟に他大学で開講される博士課程進学希望者向け科目を受講できる体制として、今後の教員養成システムやカリキュラム（論文指導等）を検討した。さらに、三法科大学院に加えて、九州沖縄地区 7 大学の法科大学院間での協議会で、当該取り組みについての協力体制をとることを要請し、より広く将来の法科大学院の研究者教員の確保に向けた基盤を確立した。 本学においては、研究者養成を念頭に置いた研究指導のシラバスの準備を開始し、教室や学習室等の施設の整備、遠隔教育システムの拡充を推進した。

出典：現況調査表等を基に作成

資料 5 - 8 - - D 教育連携協定による授業科目の相互提供，単位互換，遠隔授業

連携協定大学	本学が提供する科目	本学に提供される科目
九州大学	「環境問題と法」など4科目	「法と経済学」など6科目
鹿児島大学	「環境問題と法」など4科目	「エクスターンシップ」
琉球大学	「エクスターンシップ」	「エクスターンシップ」

出典：現況調査表等を基に作成

資料 5 - 8 - - E 教員の教育内容と研究活動との関連（抜粋）

職名・教員名	担当授業科目	主な研究活動・主な業績等
教授 木下 和朗	公法発展 公法総合（基本的人権） 英米法	比較憲法学（特にイギリス，アメリカ合衆国），イギリス議会制の理論及び制度 「イギリス庶民院における調査委員会制度（一）～（三・完）- 国政調査権に関する制度考察 - 」『北大法学論集』44-5，44-6，45-1 = 2（1994）

出典：法曹養成研究科調査資料等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

質の高い法曹を養成するために，法律基本科目群，法律実務基礎科目群，基礎法学・隣接科目群，展開・先端科目群からなる3年の教育課程を編成し，基礎的な法的ニーズとともに，新しい法的ニーズにも対応し得るように授業科目を配置している。学生の多様なニーズ，地域社会のニーズ，学術の発展動向を含めた社会からの要請等に対応して，教育課程に新しい法的ニーズに対応した履修モデルや教育連携による授業科目を編成している。

以上のことから，教育課程の編成又は授業科目の内容において，学生の多様なニーズ，研究成果の反映，学術の発展動向，社会からの要請等に配慮していると判断する。

観点 5 - 8 - : 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

履修方法、単位の計算・認定方法等は、大学院学則（資料 5 - 8 - - A）、研究科規則（資料 5 - 8 - - B）等に明示している。シラバス（後掲資料 5 - 10 - - A）に学習目標、授業計画、評価方法・基準等を明示しているほか、自主学習資料を明示し、予習・復習等に関する指導を徹底している。授業時間外の学習時間を確保するため、履修科目の登録の上限（CAP 制度）を設けている（資料 5 - 8 - - C）。また、GPA（Grade Point Average）（後掲資料 5 - 11 - - D）による評価を採り入れている。学生の自主学習を促すために、オフィスアワー等を時間割に記載している。教員はインストラクターとして、学年チーフインストラクターと関係を取り、学生からの修学及び生活上の様々な相談に応じて、きめの細かい指導等を行い、コミュニケーションの機会確保に努めている（資料 5 - 8 - - D）。環境面の整備として、研究室やその他の場所（後掲資料 7 - 2 - - A, B）を自主学習用のスペースとして確保している。そのほか、WebCT を利用した e ラーニングによる自主学習を可能にするなど、学習環境を整備している。

資料 5 - 8 - - A 履修方法及び単位の計算方法等

（履修） 第 26 条 学生は、在学期間中に、それぞれの専攻において定められた授業科目を履修しなければならない。 2 履修方法については、研究科又は教育部において別に定める。 （履修科目の登録の上限） 第 27 条 法曹養成研究科は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。 （単位の計算方法及び単位の認定） 第 28 条 単位の計算方法及び単位の認定は、本学学則第 39 条及び第 40 条を準用する。 2 研究科又は教育部が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組合せに応じ、本学学則第 39 条第 1 項各号に規定する基準を考慮して研究科又は教育部が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
--

出典：熊本大学大学院学則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料 5 - 8 - - B 専攻及び授業科目等

（専攻及び授業科目等） 第 2 条 本研究科に、法曹養成専攻を置く。 2 授業科目及び単位数は、別表に掲げるとおりとする。 （履修方法、履修科目の登録の上限等） 第 3 条 学生は、別表に定められた授業科目のうちから 94 単位以上を修得しなければならない。 2 学生が各年次に履修科目として登録することができる単位数は、次に掲げる単位を上限とする。 1 年次 36 単位 2 年次 36 単位 3 年次 44 単位 3 開講する授業科目、単位数、授業担当教員、学年チーフインストラクター、インストラクター、授業時間及びオフィスアワーは、学年の始めに公示する。 4 授業は、講義、演習及び実習とする。 （履修科目の承認） 第 4 条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の履修届により指定の期日までに、インストラクターの承認を得て法曹養成研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。 （単位の計算方法） 第 5 条 授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。 (1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。 (2) 実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。 （単位の認定） 第 6 条 授業科目を履修した者については、学力試験（以下「試験」という。）及び出席状況その他によって認定の上、合格した者に単位を与える。 2 前項の認定は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、授業科目の履修形態等により合格、不合格又は認定の評語をもって表すことがある。
--

出典：熊本大学大学院法曹養成研究科規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料5 - 8 - - C CAP 制度

(履修科目の登録の上限)				
第4条 規則第3条第2項の規定に基づく各年次の履修科目の登録の上限は、次のとおりとする。				
年次	学期	必修単位数	学期ごとの登録上限単位数	学年ごとの登録上限単位数
1年次	前学期	14 単位	18 単位	36 単位
	後学期	18 単位	18 単位	
2年次	前学期	12 単位	18 単位	36 単位
	後学期	10 単位	18 単位	
3年次	前学期	10(8)単位	18 単位	44 単位
	後学期	4(6)単位	-	

(備考)

- 1 3年次必修単位数は、リーガル・クリニックの履修時期により異なる。
- 2 3年次後学期の登録上限単位数は、44 単位から3年次前学期に履修登録した授業科目の単位数を控除した単位とする。

出典：熊本大学大学院法曹養成研究科履修細則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料5 - 8 - - D 指導体制の特徴と自習環境の整備状況 (<http://www.ls.kumamoto-u.ac.jp/kdai/study.html>)

特徴的な指導体制	自習環境
自学自習支援 グループウェア(ファーストクラス)を中核とする ICT を活用した教育支援環境を整備して、いつでもどこでも学習できるユビキタス環境を構築しています。インターネット環境があれば、いつでもどこでも法文献・判例の検索ができ、教員との情報交換、学生間での学習情報の共有ができます。また、学生は講義を受ける前に、電子シラバスを読むことによって、その内容を理解し、効果的に予習することができます。	電源つき個人専用キヤレリ(128台) 無線 LAN の配備 基本図書(1,500冊) パソコン(10台) スキャナー・プリンターの配備(各2台) 複写機 製本機

出典：熊本大学大学院法曹養成研究科ホームページ掲載資料等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

履修方法、単位の計算・認定方法等は、大学院学則、研究科規則等に明示し、適切に実施している。シラバスに学習目標等を明示しているほか、自主学習資料を明示し、予習・復習等に関する指導を徹底している。授業時間外の学習時間を確保するため、履修科目の登録の上限(CAP 制度)を設けている。また、GPA(Grade Point Average)による評価を採り入れている。学生の自主学習を促すために、オフィスアワー等を時間割に記載するなど、きめの細かい指導等を行い、コミュニケーションの機会確保に努めている。研究室やその他の場所を、自主学習用のスペースとして確保しているほか、WebCT を利用した e ラーニングによる自主学習を可能にするなど、学習環境を整備している。

以上のことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

観点 5 - 9 - : 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

【観点に係る状況】

法曹養成研究科では、法曹界の期待にこたえるため、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹の養成を目的・理念（前掲資料 5 - 8 - - B）として掲げ、この目的・理念の達成のため、授業科目は、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群を配置するなど、特色ある法曹養成に資する教育課程を編成している（前掲資料 5 - 8 - - C, D）。また、附属臨床法学教育研究センター（資料 5 - 9 - - A）を設置し、実際の依頼者を対象とする弁護士業務を実地体験させて、法理論が現実にもどのように具体化されるかなどについて実践的な教育を実施している。そのほか、司法試験合格まで学習支援を行う法務学修生制度（資料 5 - 9 - - B）を設けている。

資料 5 - 9 - - A 附属臨床法学教育研究センター (<http://www.ls.kumamoto-u.ac.jp/clinical.html>)



出典：熊本大学大学院法曹養成研究科ホームページから抜粋

資料 5 - 9 - - B 熊本大学大学院法曹養成研究科法務学修生に関する要項

(趣旨) 1 この要項は、熊本大学大学院法曹養成研究科規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 16 条第 2 項の規定に基づき、法務学修生の取扱いに関し必要な事項を定める。 (学修支援の内容) 2 法務学修生に対する学修支援の内容は、次のとおりとする。 (1) 施設設備支援 自習室・自主ゼミ室の利用、附属図書館・法学部図書室の利用等 (2) 学修指導支援 授業収録コンテンツの視聴、判例データベースの利用、授業科目担当教員・インストラクターの指導等 (出願) 3 法務学修生として在籍を志願する者は、指定の期間内に所定の手続により願い出なければならない。在籍期間の更新を希望する者も同様とする。 (在籍期間) 4 法務学修生の在籍期間は、前学期(4 月 1 日から 9 月 30 日まで)及び後学期(10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)のそれぞれ 6 か月単位とする。 5 法務学修生の在籍期間は、通算して 3 年を超えることができない。
--

出典：熊本大学大学院法曹養成研究科法務学修生に関する要項（平成 21 年 4 月 1 日現在）

【分析結果とその根拠理由】

法曹界の期待にこたえるため、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹の養成を目的・理念として掲げ、特色ある法曹養成に資する教育課程を編成している。附属臨床法学教育研究センターを設置し、実践的な教育を実施している。

以上のことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっていると判断する。

観点 5 - 10 - : 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

法曹養成研究科の教育課程は、普遍的法的ニーズと新しい法的ニーズに対応できる能力を有する質の高い法曹養成を目的として編成され、授業科目は法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群の4大科目群（前掲資料5 - 8 - - D）に分け、段階的・系統的なカリキュラムを編成し、講義、演習、実習の授業形態（資料5 - 10 - - A）を採用し、実習のための教育設備として、法廷教室や附属臨床法学教育研究センターを設けている。学生の課題発見・解決能力を高めるために、少人数による双方向・多方向の討議形式による授業（資料5 - 10 - - B）を導入している。学期の当初に配布するシラバスに、各科目の到達目標や成績評価基準と方法を明示して、学生に事前に周知している（資料5 - 10 - - C）。実務に必要なリーガル・リサーチを学ばせ、IT環境の整備を積極的に行っている（資料5 - 10 - - D）。インストラクターやオフィスアワーの制度のほか、アカデミック・アドバイザーとして若手弁護士を採用して学習をサポートするとともに、CAP制度により授業時間外の学習時間を確保している（前掲資料5 - 8 - - C）。

資料5 - 10 - - A 授業形態の特色

授業形態	特 色	科目名
講 義	講義を基本としつつも、あらかじめシラバスやレジュメで提示された判例・資料について、法的な基本概念の確認、判例における事実関係の分析などを中心として双方向的・多方向的授業を行っている。	憲法・、行政法・、民法・、商法・、商取引法、民事訴訟法・、刑法・、刑事訴訟法・、法曹倫理、民事要件事実論、民事事実認定論、民事模擬裁判、刑事裁判実務、刑事模擬裁判、法情報調査
演 習	より具体的な（場合によっては仮定の）事例に対して、これまで学んだ知識を総動員して、解決方法を示すための見解を表明し、あるいは、その見解に対する学生相互の議論を通じて、相手に対する説得力を涵養している。	公法発展、公法演習、民法発展・、商法発展、民事訴訟法発展、民事法演習・、刑事法発展、刑事法演習、刑事実務演習
実 習	ロイヤリング、模擬裁判、法律相談を取り入れた授業により要件事実や事実認定の基礎を学び、具体的事案や従来みられなかった事案に的確に対応することのできる能力を習得する。	リーガル・クリニック、エクスターンシップ

出典：法科大学院認証評価自己評価書から抜粋

資料5 - 10 - - B 双方向的・多方向的な授業

学 年	方法と内容
1 年次	講義を基本としつつも、あらかじめシラバスやレジュメで提示された判例・資料について、法的な基本概念の確認、判例における事実関係の分析などを中心として展開される。この段階では、教員の質問にいかにか的確に答えるかを通じて、自分の見解をまとめ、事例に当てはめて表現する力を涵養する。
2 年次以上	より具体的な（場合によっては仮定の）事例に対して、これまで学んだ知識を総動員して、解決方法を示すための見解を表明し、あるいは、その見解に対する学生相互の議論を通じて、相手に対する説得力を涵養する。

出典：現況調査表等を基に作成

資料5 - 10 - - C シラバスにおける授業科目の到達目標や成績評価基準の明示

授業科目名	憲法（基本的人権の基礎）
目 標	法科大学院入学者を対象として、基本的人権の領域における解釈論及び原理論に関する実務家法曹としての基礎能力の養成を図る。主要な判例及び学説を素材とする講義及び演習を通じて、基本的人権にかかる解釈を考察するとともに、人権の基本原則に関する理解を深める。 基本的人権の基礎の2回分は憲法 の13・14回分で行う。
試験・成績評価の方法	定期試験を行います。成績は、定期試験 70%、レポート提出 20%、事前・事後テスト10%で評価します。

出典：現況調査表等を基に作成

資料5 - 10 - - D IT教育環境

IT教育	内 容
シラバス・履修要項の電子化	すべての科目について、各回の授業に関連する事例問題、判例、文献など授業内容の詳細な情報をグループウェアの中で、電子シラバスとして事前に開示している。履修要項も同様である。
法律情報データベースの活用	附属図書館、法学部図書室に所蔵された和、洋の法律図書、法律雑誌については、学生はパソコンで検索し、利用することができる。また、判例・法令データベースなどを内容とするロー・ライブラリーにアクセスできるIDを学生に付与し、自習室からだけでなく、自宅からでもアクセスして予習・復習に利用することができるようにIT環境を整備している。
授業のDVD化	授業時間外の学習を充実させるために、すべての授業をDVDに収録し、学生が授業の予習・復習のために、所定の手続きを経てDVD録画で学習できることを周知している。また、利用の多いDVDについてはサーバーにあげて、学生がいつでも授業を視聴できるようにしている。学生が授業で欠席した場合に、所定の手続きを経てDVD録画で学習できるよう周知している。また、利用の多いDVDについてはサーバーに保存し、学生がいつでも授業を視聴できるようにしている。
遠隔講義の実施	九州大学、鹿児島大学及び琉球大学の法科大学院との教育連携による遠隔授業（インターネット授業）を多数開設している。
模擬法廷のビデオ教材化	本研究科の授業科目をほとんどビデオ収録し、学生の予習・復習に役立たせると共に、教員のFD活動の資料とする。
オンライン・リーガル・クリニック	県内の司法過疎地区を対象としてリーガル・クリニックを、ネット環境を利用して行っている。

出典：現況調査表等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

職業人育成を前提とする教育目的に沿って、専門性の獲得と専門職業におけるスキルの獲得につながる実践的な授業科目を中軸に科目編成し、それぞれの内容にふさわしい授業形態を採っている。各種の授業形態とそれらの配分は、通常の講義形式に偏ることなく、専門分野に必要とされる効果的なものとなっている。

以上のことから、教育の目的に照らして、講義、演習、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

観点 5 - 10 - : 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

法曹養成研究科では、専門教育科目の位置付けと教育目的を明確にした履修の手引きとシラバス（資料 5 - 10 - - A）を作成し、Web 上で授業の概要及び 15 回分の詳細な情報等を、ロースクールグループウェア First Class（資料 5 - 10 - - B）に掲載している。シラバスの活用は、オリエンテーション等において説明している。学生は、シラバスを参考に履修計画を立て、学務情報システム（SOSEKI）により履修登録を行っている。

資料 5 - 10 - - A 例示：シラバス（憲法：基本的人権の基礎）

科目	憲 法 (基本的人権の基礎)	1 年 前学期	● ● ● ●	第 1 回 全 15 回	基本的人権の観念及び限界
事例					
次の判決における「公共の福祉」の意味を検討しなさい。 「職業の自由に対して加えられる制限も、……それぞれの事情に応じて各種各様の形をとることとなるのである。それ故、これらの規制措置が憲法 22 条 1 項にいう公共の福祉のために要求されるものとして是認されるかどうかは、これを一律に論ずることができず、具体的な規制措置について、規制の目的、必要性、内容、これによつて制限される職業の自由の性質、内容及び制限の程度を検討し、これらを比較考量したうえで慎重に決定されなければならない。……裁判所としては、規制の目的が公共の福祉に合致するものと認められる以上、そのための規制措置の具体的内容及びその必要性和合理性については、立法府の判断がその合理的裁量の範囲にとどまるかぎり、立法政策上の問題としてその判断を尊重すべきものである。しかし、右の合理的裁量の範囲については、事の性質上おのずから広狭がありうるのであつて、裁判所は、具体的な規制の目的、対象、方法等の性質と内容に照らして、これを決すべきものといわなければならない」(最大判昭 50.4.30)					
授業のポイント					
(1)基本的人権の歴史 (2)基本的人権の分類 (3)「公共の福祉」の法的意味及び審査基準 「公共の福祉」は、人権に対する制約原理としてどのような法的意味を有するか。 憲法 13 条の「公共の福祉」と 22 条 1 項及び 29 条 2 項の「公共の福祉」とは、どのような関係にあるか。 (4)人権に対する制約の限界（合憲性）をどのように判断するか。 比較衡量論、二重の基準論、目的二分論					
関係条文					
憲法 13 条、憲法 22 条 1 項、憲法 29 条 2 項					
キーワード					
人権の体系、公共の福祉、内在的制約、政策的制約、違憲審査基準、比較衡量論、二重の基準					
予習すべき文献・判例					
(1) 芦部信喜・高橋和之補訂『憲法（第 4 版）』（岩波書店・2007 年）73 頁～85 頁、96 頁～102 頁 (2) 渋谷秀樹「Q14 人権の制約原理」『日本国憲法の論じ方』（有斐閣・2003 年）109 頁～117 頁 (3) 「二重の基準論」長谷部恭夫他編著『ケースブック憲法（第 2 版）』（弘文堂・2007 年）1 頁～10 頁 事例の判決は、判例百選で読んでおくこと 憲法判例百選（第 5 版） - 102					
参考資料					
(1) 芦部信喜「精神的自由と合憲性判定基準」『演習憲法（新版）』（有斐閣・2001 年）104 頁～111 頁 (2) 長谷部恭男「国家権力の限界と人権」樋口陽一編『講座憲法学 3 権利の保障（1）』（日本評論社・1994 年）43 頁～74 頁 (3) 松本和彦「基本的人権の保障と憲法の役割」西原博史『岩波講座 憲法 2』（岩波書店・2007 年）23 頁～48 頁 (4) 青柳幸一「人権と公共の福祉」大石真他編『憲法の争点』（ジュリスト増刊・2009 年）68 頁～69 頁					

出典：平成 21 年度授業計画書から抜粋

資料 5 - 10 - - B シラバスの Web 公開情報 (<http://socrates4.ls.kumamoto-u.ac.jp/>)



出典：ロースクールグループウェア First Class（学内専用）から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

法曹養成研究科のシラバスでは、授業の概要及び 15 回分の詳細な情報等を掲載している。また、Web 上に公開するなど、学生の活用を促進している。

以上のことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点 5 - 10 - : 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5 - 10 - : 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5 - 11 - : 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準や修了認定基準等の基準は、大学院学則（資料 5 - 11 - - A）及び研究科規則（資料 5 - 11 - - B）等に明示しているほか、個々の授業における評価方法・基準等は、授業科目のシラバス（前掲資料 5 - 10 - - A）に明示している。きめ細かな指導の観点から徹底した少人数教育を目指し、入学定員を 30 名に絞るとともに、成績評価（資料 5 - 11 - - C）は、当初、学生ごとに当該科目における到達度を評価する絶対評価方式を採用した。しかし、科目間、教員間の評価尺度の共有化等に困難があったことから、この欠陥を改善し、客観的かつ厳正な成績評価を一層推し進めるために、平成 19 年度以降は絶対評価と相対評価の併用方式による成績評価を行っている。これと並行して GPA（Grade Point Average）（資料 5 - 11 - - D）による評価を取り入れている。GPA は、授業科目ごとの成績にグレード・ポイントを付与して、各学期の全履修単位当たりの平均値を出し、これにより成績レベル（達成度）を教科全体及び受講者全体との関係において総合的に判断することとしている。これらの成績評価基準等を用いて、成績評価等を実施している。学生への周知は、ホームページ（資料 5 - 11 - - E、前掲資料 5 - 10 - - B）等で Web 上に公開するとともに、オリエンテーション（後掲資料 7 - 1 - - B）時に説明している。

資料 5 - 11 - - A 単位認定、成績評価等

（単位の計算方法及び単位の認定） 第 28 条 単位の計算方法及び単位の認定は、本学学則第 39 条及び第 40 条を準用する。 2 研究科又は教育部が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組合せに応じ、本学学則第 39 条第 1 項各号に規定する基準を考慮して研究科又は教育部が定める時間の授業をもって 1 単位とする。 （成績評価基準等の明示等） 第 28 条の 2 研究科又は教育部は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 研究科又は教育部は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。 第 6 章 修了及び学位 （法科大学院の課程の修了要件） 第 47 条 法科大学院の課程の修了の要件は、当該課程に 3 年以上在学し、法曹養成研究科が定める単位以上を修得することとする。 2 前項の在学期間に関しては、第 31 条第 1 項の規定により本学大学院法曹養成研究科に入学する前に修得した単位（学教法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院法曹養成研究科において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本学大学院法曹養成研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で本学大学院法曹養成研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。 3 法曹養成研究科は、法曹養成研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第 1 項に規定する在学期間については 1 年を超えない範囲で法曹養成研究科が認める期間在学し、同項に規定する単位については 30 単位を超えない範囲で法曹養成研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。 4 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、第 2 項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて 1 年を超えないものとする。 5 第 3 項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第 29 条第 3 項及び第 4 項並びに第 31 条第 1 項並びに第 37 条第 4 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位（第 29 条第 3 項ただし書の規定により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。 （学位論文及び最終試験） 第 48 条 最終試験は、学位論文を主として、これに関連のある授業科目について行う。 2 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、教授会又は研究科委員会において審査決定する。 3 審査決定の方法は、研究科又は教育部において別に定める。	
--	--

出典：熊本大学大学院学則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料 5 - 11 - - B 法曹養成研究科における単位認定、成績評価等

(単位の計算方法) 第 5 条 授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。 (1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。 (2) 実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。 (単位の認定) 第 6 条 授業科目を履修した者については、学力試験(以下「試験」という。)及び出席状況その他によって認定の上、合格した者に単位を与える。 2 前項の認定は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、授業科目の履修形態等により合格、不合格又は認定の評語をもって表すことがある。 (試験) 第 7 条 試験は、授業科目の筆記試験又は口述試験とし、原則として授業の終了する学期末又は学年末に行う。 2 学生は、履修した科目についてのみ受験することができる。 3 学生が病気、忌引その他公の証明のある事故又は本研究科教授会(以下「教授会」という。)の議に基づき、研究科長が別に定める事由のため試験を受けることができなかった場合には、願い出により追試験を行う。 (履修の要件) 第 8 条 学生は、試験の結果、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間の GPA (グレード・ポイント・アベレージ。授業科目ごとの成績を 5 段階で評価した上、それぞれにグレード・ポイントを付与して、単位当たりの平均を算出する方法をいう。以下同じ。)が、それぞれ 1.8 に満たない場合は原級留置とし、次学期に開講する授業科目を履修することができない。 (1) 1 年次 学年 (2) 2 年次及び 3 年次 各学期 (他の法科大学院における授業科目の履修等) 第 9 条 本研究科において教育上有益と認めるときは、学則第 29 条及び第 37 条の規定により、国内の他の法科大学院又はこれに相当する外国の法科大学院(以下「他の法科大学院」という。)との協議に基づき、学生が当該他の法科大学院において授業科目を履修することを認めることができる。 2 前項の規定により学生が履修した授業科目及び修得した単位は、30 単位を超えない範囲で第 3 条の規定により履修すべき授業科目及び単位として認定することができる。 3 前 2 項に関し必要な事項は、教授会の議に基づき、研究科長が別に定める。 (入学前の既修得単位の取扱等) 第 10 条 本研究科において教育上有益と認めるときは、学則第 31 条の規定により、学生が本研究科に入学する前に他の法科大学院において履修した授業科目について修得した単位(本研究科又は他の法科大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本研究科に入学した後の本研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、本研究科において修得した単位以外のものについては、前条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。 3 第 1 項の既修得単位の認定は、教授会で行う。 (修了要件) 第 11 条 本研究科の課程の修了の要件は、本研究科に 3 年以上在学し、第 3 条第 1 項に規定する単位以上を修得し、かつ、修了時における通算の GPA が 2.0 以上を満たすこととする。 2 前項に定める修了要件のうち、GPA に関する要件のみを満たさない者に対しては、願い出により修了認定試験を行う。 3 修了認定試験に合格した者は、第 1 項に定める修了要件を満たしたものとみなす。 4 前条の規定により本研究科に入学する前に修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。 5 前項の在学期間の認定は、教授会で行う。 (法学既修者) 第 12 条 本研究科が入学手続後に行う法学既修者認定試験に合格し、本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、前条第 1 項に規定する在学期間については 1 年間在学し、同項に規定する単位については 30 単位を修得したものとみなす。 2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて 1 年とする。 3 第 1 項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第 9 条及び第 10 条の規定により認定した単位数と合わせて 30 単位とする。

出典：熊本大学大学院法曹養成研究科規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料 5 - 11 - - C 成績評価基準について

成績評価の基準・方法について (1) 成績評価は、5 段階による評価区分とし、合格については、秀 (100～90 点)、優 (89～80 点)、良 (79～70 点)、可 (69～60 点) で表示し、不合格については不可 (59～0 点) と表示する。 (2) 合格と不合格の評価は絶対評価で判断する。 (3) 合格の成績分布については、相対評価の判断により、秀・優 25%、良 35%、可 40%を目安とする。 受講生が 10 人以下の科目については、この目安は若干修正できるものとする。

出典：平成 19 年 6 月 13 日教授会申し合わせから抜粋

資料5 - 11 - - D GPA 算出方法

(GPAとグレード・ポイントの付与)

第5条 GPAは、次の算出方法によるものとする。 $GPA = ((4 \times \text{「秀」修得単位数} + (3 \times \text{「優」修得単位数}) + (2 \times \text{「良」修得単位数}) + (1 \times \text{「可」修得単位数})) / (\text{履修登録した科目の単位数の総和})$

2 グレード・ポイントの付与は、次の表のとおりとする。

取得点数	評価	グレード・ポイント
100～90	秀	4
89～80	優	3
79～70	良	2
69～60	可	1
59～0	不可	0

3 規則第6条、第9条及び第10条の規定に基づき「合格」又は「認定」と評価した科目はGPAの対象としない。ただし、単位互換科目のグレード・ポイントの付与については、前項の例による。

出典：熊本大学大学院法曹養成研究科履修細則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料5 - 11 - - E 成績評価，単位認定，修了要件等の公表状況

(<http://www.ls.kumamoto-u.ac.jp/education/finishing.html>)



出典：熊本大学大学院法曹養成研究科ホームページから抜粋

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準や修了認定基準等は、大学院学則及び研究科規則等で組織的に整備されており、その基準等に従い適切に実施している。学生への周知は、Web 公開及び履修指導など、多様な方法で実施している。

以上のことから、教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価，単位認定，修了認定が適切に実施されていると判断する。

観点 5 - 11 - : 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価等の正確性を担保するために、大学院学則（前掲資料 5 - 7 - - A）で学生に対してあらかじめ成績評価基準を明示することを定めている。法曹養成研究科では、筆記試験の答案を採点・添削、勉学上の留意点等のコメントを付して学生に返却しており、その際に成績評価基準も配布している。また、成績評価に関する異議申立制度（資料 5 - 11 - - A）を整備している。異議に対しては、まず担当教員が成績評価の根拠等について説明している。更に疑義がある場合は、教務委員長が、学生・教員双方から事情聴取を行い解決に努めている。それでも解決に至らない場合は、異議申立制度に基づき、審議委員会を設置・審議し、学生に文書で回答することとしている。

資料 5 - 11 - - A 成績評価異議申し立て

《第 1 段階》担当教員の説明
 答案については、添削及び勉学上の留意点等のコメントを付して、成績評価基準（採点基準）とともに学生へ返却する。成績評価について質問や疑問を持つ学生に対しては、当該科目の担当者が成績評価の根拠等について具体的に説明する。
 《第 2 段階》教務委員会の事情聴取
 どうしても成績評価に納得できない学生又は当該科目の担当者の申し出により、教務委員長は双方から事情聴取を行い、解決に努めるものとする。
 《第 3 段階》成績評価異議申し立て
 担当教員の説明と教務委員長の回答によってもどうしても成績評価に納得できない学生は、決められた期間内に、「成績評価異議申し立て」を行うことができる。教務委員長は当該異議申し立てについて、運営委員会に諮り、研究科長は審議する委員会を設置する。当該委員会は審議の結果について、教授会の議を経て、異議を申し立てた学生へ文書により回答する。

出典：平成 19 年 6 月 13 日教授会申し合わせから抜粋

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準を明示するとともに、答案の返却や異議申し立てに対応する仕組みを整備し、成績評価等の正確さを確保している。

以上のことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

< 学士課程 >

- 教育課程は、学則に定める編成方針に基づき、それぞれの区分に属する各科目・授業が効果的な連携を図りながら適切に配置されるよう編成している。専門科目では、各学部・学科等の教育目的に沿って、バランスと体系性の確保に留意しながら科目を配置している。
- 学内外の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮して、他大学との連携、編入学制度の導入、インターンシップの実施及び学部・学科独自の取組がなされている。
- 履修方法、単位の計算・認定方法及び授業科目等は、学則、学部規則及び教養教育履修規則等に明示するとともに、教養教育及び一部の学部において履修単位の上限を設定（CAP 制度）している。自習室の設置及びカンファレンス室や共同研究室を開放し、授業時間外の主体的な学習を可能にするほか、全学部での CALL による英語の自主学習、WebCT を活用した e ラーニングによる自主学習を可能にするなど、学習環境を整備している。
- 各学部において自主学習のための施設・設備を整備するほか、附属図書館においても自主学習を支援するため、夜間・休日の時間外開館を実施している。また、基礎学力が不足する学生に対する取組も適宜実施している。

< 大学院課程 >

- 学生のニーズ、社会からの要請等については、授業改善のためのアンケート、学生代表との懇談会、就職先企業等へのアンケートや各種イベント等を通して把握に努め、多様な形で教育課程の編成等に役立てている。
- 教育の質の向上等、教育改革の優れた取組として、文部科学省から「魅力ある大学院教育イニシアティブ」等の多くの教育 GP に採択されるなど、大学院教育の充実を図っている。
- 大学院の教育目的を達成するため、熊本大学国際奨学事業奨学金制度を創設し、学生の国際会議等での研究発表等や海外インターンシップを幅広く支援するなど、研究指導の充実を図っている。

<専門職学位課程>

- 質の高い法曹養成のために、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群からなる3年の教育課程を編成し、基礎的な法的ニーズとともに、新しい法的ニーズにも対応し得るように授業科目を配置している。学生の多様なニーズ、地域社会のニーズ、学術の発展動向を含めた社会からの要請等に対応して、教育課程に新しい法的ニーズに対応した履修モデルや教育連携による授業科目を編成している。
- シラバスに学習目標等を明示しているほか、自主学習資料を明示し、予習・復習等に関する指導を徹底している。授業時間外の学習時間を確保するため、履修科目の登録の上限（CAP 制度）を設けている。学生の自主学習を促すために、オフィスアワー等を時間割に記載するなど、きめの細かい指導等を行い、コミュニケーションの機会確保に努めている。研究室やその他の場所を、自主学習用のスペースとして確保するほか、WebCT を利用した e ラーニングによる自主学習を可能にするなど、学習環境を整備している。
- 附属臨床法学教育研究センターを設置し、実践的な学習を実施している。そのほか、司法試験合格まで学習支援を行う法務学修生制度を設けている。

【改善を要する点】

<学士課程>

- シラバスにおける学習目標の具体的提示及び成績評価基準の明示に関して、なお改善の余地がある。

<大学院課程>

- 博士課程（博士後期課程）の入学者を定常的に確保するため、教育プログラム等の充実に努める余地がある。

<専門職学位課程>

- 新司法試験合格者数増加のため、教育方法等の改善に努める余地がある。

(3) 基準 5 の自己評価の概要

< 学士課程 >

教育課程は、学則に定める編成方針に基づき、それぞれの区分に属する各科目・授業が効果的な連携を図りながら適切に配置されるよう編成している。教養教育は、要諦の部分に多くの必修科目を配置している。専門教育は、各学部・学科の教育目的に沿って、バランスと体系性の確保に留意しながら科目を配置している。そのほか、工学教育は、全国に先駆けて国際水準の JABEE 等の認定を受け、薬学部及び工学部の一部の学科は、環境 ISO14001 を認証取得するなど、特色ある教育課程を編成している。

学内外の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮して、他大学との連携、編入学制度の導入、インターンシップの実施及び各学部・学科独自の取組を行っている。授業担当者は、研究活動を通じて教育目的の実現に必要な知見の水準を確保し、研究成果を授業目的にふさわしい形で授業に反映させている。

履修方法、単位の計算・認定方法及び授業科目等は、学則、学部規則及び教養教育履修規則等に明示するとともに、教養教育及び専門教育の一部において履修単位の上限を設定（CAP 制度）している。自習室の設置及びカンファレンス室や共同研究室を開放し、授業時間外の主体的な学習を可能にするほか、全学部での CALL による英語の自主学習、WebCT を活用した e ラーニングによる自主学習を可能にするなど、学習環境を整備している。

各学部は、それぞれの教育目的と専攻分野の特性に沿って授業形態や指導法の工夫を行っている。種々の授業形態とそれらの配分は専攻分野ごとに異なるが、いずれにおいても、通常の講義形式に偏ることなく、専攻分野に必要とされる効果的な授業形態を採用している。

シラバスは、教養教育及び専門教育において、共通の項目で作成しており、Web での公開等の取組により、学生の活用を促進している。

自主学習のための施設・設備を整備するほか、附属図書館においても自主学習を支援するため、夜間・休日の時間外開館を実施している。また、基礎学力不足の学生への取組も適宜実施している。

成績評価、単位認定及び卒業認定等の基準は、学則及び学部規則等で組織的に策定されており、その基準等に従い、適切に実施している。学生への周知は、Web 公開及び履修指導等、多様な方法で実施している。

教育方法改善ハンドブック（KU:T0）を作成し、シラバス様式の統一及び具体的な作成方法について解説している。シラバスに成績評価基準・方法等を明示し、学生に公表している。学生は、成績の確認を Web 上で行い、成績評価に係る異議申立制度を設け、各学部等で適切に対応している。

<大学院課程>

本学は、専門職大学院を除き、3研究科及び3教育部を設置している。大学院学則に教育課程の編成方針を明示し、各研究科等では授与する学位及び養成する人材像等の教育研究上の目的を定めている。

学生のニーズ、社会からの要請等については、アンケート、学生代表との懇談会等により実効のある方法で把握に努め、多様な形で教育課程の編成等に役立てている。授業担当者は、教育目的の実現に必要な知見を研究活動を通じて確保し、授業の内容に反映させている。教育の質の向上等を目指す教育改革の優れた取組として、本学が企画したプログラムが「魅力ある大学院教育」イニシアティブ等の多くの教育GPに採択されるなど、大学院教育の充実を図っている。

授業・研究指導、履修、単位の計算方法・認定、修了要件等は、大学院学則及び研究科等規則に明示している。シラバスに学習目標、授業計画、評価方法・基準等や自主学習につながるレポート・課題等の情報を明示している。各研究科で自習室や研究室に自主学習スペースを確保しているほか、カンファレンス室や共通研究室を開放し、授業時間外の主体的な学習を促進している。そのほか、CALLによる英語自主学習、WebCTを利用したeラーニングによる自主学習を可能にするなど、学習環境を整備している。

各研究科等において、教育目的と専攻分野の特性に沿った授業形態や指導法を工夫し、通常の講義形式に偏ることなく、専攻分野に必要とされる効果的な授業形態を採用している。

シラバスは、学士課程と同一の様式で、教育課程の編成の趣旨に沿って作成され、Web上で公開することによって、学生への活用を促している。

各研究科等においては、社会人学生を積極的に受け入れ、学生の事情に応じた授業時間割の設定や論文指導時間の配慮が行われている。

教育課程の趣旨に沿った研究指導の体制は大学院学則及び各研究科等の規則において明示し、学位論文等の改善を計画的に適切に実施している。また、熊本大学国際奨学事業奨学金制度を創設し、学生の国際会議等での研究発表等や海外インターンシップを幅広く支援するなど、研究指導の充実を図っている。

研究テーマは、指導予定教員と相談の上決定し、研究指導、学位論文に係る指導は、各研究科等において、学生ごとに主任指導教員及び副指導教員の複数の指導教員を置くことを定め、それぞれの特性に沿った多様な指導の工夫を行っている。そのほか、多面的な指導の機会確保に努めている。

成績評価基準や修了認定基準等は、大学院学則及び各研究科等規則等で組織的に策定されており、その基準等に従い、適切に実施している。学生への周知は、Web公開、履修指導など多様な方法で実施している。

全学学位規則及び各研究科等規則において学位論文の審査体制について規定し、組織的に適切な審査体制を構築している。各研究科等で評価基準を明示し、組織的に適切に実施している。審査体制は、多様な方法で学生に周知されている。

すべての研究科等において、大学院学則等に基づき、成績評価基準を明示するとともに、異議申し立てに対応する仕組みを整備することにより、成績評価等の正確さを確保している。

<専門職学位課程>

法曹養成研究科の教育課程は、大学院学則に定める編成方針に基づき編成され、専攻及び授業科目等は、研究科規則で具体化している。理念・目的に基づき、3年標準コース及び2年短縮コースの教育課程を設け、特色ある法曹養成に資する教育課程を体系的に編成している。

質の高い法曹を養成するために、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群からなる3年の教育課程を編成し、基礎的な法的ニーズとともに、新しい法的ニーズにも対応し得るように授業科目を配置している。学生の多様なニーズ、地域社会のニーズ、学術の発展動向を含めた社会からの要請等に対応して、教育課程に新しい法的ニーズに対応した履修モデルや教育連携による授業科目を編成している。

履修方法、単位の計算・認定方法等は、大学院学則、研究科規則等に明示し、適切に実施している。シラバスに学習目標等を明示しているほか、自主学習資料を明示し、予習・復習等に関する指導を徹底している。授業時間外の学習時間を確保するため、履修科目の登録の上限(CAP制度)を設けている。また、GPA(Grade Point Average)による評価を採り入れている。学生の自主学習を促すために、オフィスアワー等については時間割に記載するなど、きめの細かい指導等を行い、コミュニケーションの機会確保に努めている。研究室やその他の場所を、自主学習用のスペースとして確保するほか、WebCTを利用したeラーニングによる自主学習など多様な学習環境を整備している。

法曹界の期待にこたえるため、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹の養成を目的・理念として掲げ、特色ある法曹養成に資する教育課程を編成している。附属臨床法学教育研究センターを設置し、実践的な教育を実施している。

職業人育成を前提とする教育目的に沿って、専門性の獲得と専門職業におけるスキルの獲得につながる実践的な授業科目を中軸に科目編成し、それぞれの内容にふさわしい授業形態を採っている。各種の授業形態とそれらの配分は、通常の講義形式に偏ることなく、専門分野に必要とされる効果的なものとなっている。

法曹養成研究科のシラバスでは、授業のレジュメ、お知らせ、概要、15回分の詳細な情報を掲載している。本シラバスをWeb上に公開等し、学生の活用を促進している。

成績評価基準や修了認定基準等は、大学院学則及び研究科規則等で組織的に整備されており、その基準等に従い適切に実施している。学生への周知は、シラバスシステムでのWeb公開及び履修指導など多様な方法で実施している。

成績評価基準を明示するとともに、答案の返却や異議申立てに対応する仕組みを整備し、成績評価等の正確さを確保している。